JA兵庫西 ディスクロージャー誌

令和4年版 2022







	E IN I S
	【経営資料】
経営理念2	I 決算の状況42
経営方針 2	Ⅱ 損益の状況63
経営管理体制3	Ⅲ 事業の概況64
事業の概況(令和3年度) 4	Ⅳ 経営諸指標 70
事業活動のトピックス(令和3年度) 7	V 自己資本の充実の状況 ······ 71
農業振興活動	VI 連結情報 77
地域貢献情報	法定開示項目掲載一覧 101
リスク管理の状況	
自己資本の状況	
主な事業の内容	
【JAの概要】	
沿革・あゆみ 25	
機構図 30	
役員構成 35	
組合員数	
職員数	
組合員組織の状況	
地域一覧 36	
事務所の名称及び所在地	
特定信用事業代理業者の状況 40	





兵庫西農業協同組合

代表理事組合長

福本 博之

初夏の候、組合員ご家族ご一同様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、JA兵庫西の各事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、心よりお礼申し上げ ます。

令和3年度の主要事業項目においては、概ね目標達成をすることができました。ひとえに組合員みなさまのご支援の 賜物と、衷心よりお礼申し上げます。引き続き、みなさま方にはより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げま す。

さて、令和元年12月より続く、新型コロナウイルス感染症は未だ収束が見通せず、これまでのライフスタイルや価値 観を一変させる状況となっておりますが、ワクチン接種等の効果により、感染者数、重症者数の減少が継続していま す。また、各地域で感染対策も緩和されるなど、少しずつではありますが、明るい兆しが見えつつあり、今後の治療薬 を含めた感染抑制を期待するところです。

国内経済では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、エネルギー価格の高騰や原材料不足などサプライ チェーンを中心に様々な影響を与えており、政府による価格高騰に対する緊急対策や中長期的な食料安全保障予算の確 保が急務となっております。JAグループとしても肥料の安定調達や高騰対策として支援の検討を進めています。

一方、農業、農政をめぐる情勢は、昨年10月に発足した岸田内閣により「新しい資本主義」の施策として、農業分野 でのデジタル技術の活用・スマート化のほか、家族農業や中山間地域農業など多様な農業者が安心して生産できる豊か な農林水産業を構築することが表明されました。

JAグループでは、昨年10月に開催された第29回JA全国大会で「持続可能な農業・地域共生の未来づくり」を主 題に、これまで進めてきた組合員との対話運動をさらに深化し、事業運営への参画や意思反映等を進めることとしまし た。また、同年11月に開催された第35回兵庫県JA大会においては「持続可能な農業と地域づくりへの挑戦」をテー マとして、農業者への持続的な経営支援やJA経営基盤を確立・強化するための取組みを進めています。

当JAとしては、旬彩蔵を基軸とした「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」を図るため、令和3年度は農業振 興支援として米の特別支援やライスセンターの出荷奨励、水稲肥料予約購入特別支援など、約2億8千万円の農家支援を 実施しました。

今後、マイナス金利政策の長期化により収益減少が懸念される中、持続可能な経営基盤の確立・強化を図っていくた めにも、業務の効率化・合理化に取組むとともに、地域密着を活かした営農指導員による出向く体制を構築し、相談機 能強化に努めてまいります。

今年度は第8次中期経営計画の2年目であり、経営基本方針に掲げた、「更なる経営基盤の強化により地域農業を支 え、組合員・地域との"絆"を育む」ためにも、現在進めております支店機能統合をはじめとした様々な改革を引き続 き実施し、地域・組合員・職員・JAが共感できる改革を役職員一丸となって進めていく所存です。

何卒、組合員みなさまのより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。



地域の人々とともに

理念

平成13年度に大規模合併のJA兵庫西が誕生するにあたって、「人々との結びつき」こそが、最もわたしたちJA兵庫西が必要とするコンセプトだと考えました。 地域の人々と、ともに喜び、ともに分かち合ってこそ、協同組合の精神が達成できるものと確信しています。

経営理念

人と人とのふれあい、結びつきを大切に、 笑顔と夢に満ちた営農と生活を創造します。

経営方針

私たちは、持続可能な経営基盤の強化をテーマとする「第8次中期経営計画」 に合併時に掲げた経営理念を引き継ぎ、その意味を真摯に理解し経営理念の 完遂に努めます。

経営基本方針 人・組織・地域の つながりを大切に、 更なる経営基盤の強化に より地域農業を支え、 組合員・地域との 「絆」を育みます。

経営管理体制

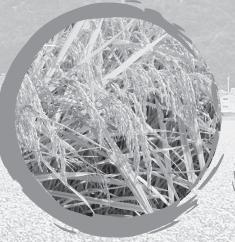


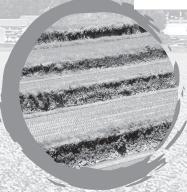


経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正な選挙手続きにより選任されております。また、信用・共済事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。





シンボルマークの持つ意味

J A 兵庫西にはシンボルマークがあります。すべての支店、店舗の看板などで、このマークを見ていただくことがあるかと思います。このシンボルマークは、わたしたち J A 兵庫西にとって、「顔」とも言うべき大変重要な意味を持ったマークなのです。

このマークは、豊かな自然と農業、人々のつながりをいつまでも大切にしたいというJA兵庫西のメッセージを、シンプルにかわいく表現しました。また、そのやさしく人なつっこいほほえみは、出会う人の心をなごませ、ほのぼのとした幸せを感じさせてくれるでしょう。

あなたのまちの様々な場所でお目にかかっております。





全体の形………「西」を果物に見立てたもの

帽子………西播磨の山々

まるい顔の輪郭……瀬戸内海に流れ込む清流の勢い 愛嬌のある目……・実った収穫物のかたちをイメージ

マスコット[にっしい®]の紹介

基本的には、『にし』から連想したものです。『に』=人気者、『つ』=強く、『し』=正直で親切、『い』=一流・一生懸命などの意味を持っています。この意味のとおり、組合員・利用者のみなさまの要望に応えられ、親しまれる、強いJA兵庫西でありたいと思っています。これからもご愛顧をよろしくお願いします。



にっしい®

主要事業活動の内容

令和元年よりつづく新型コロナウイルス感染症の収束は見通せず、引き続き社会経済活動の抑制を余儀なくされ、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また、人口減少やマイナス金利政策等を背景にJAの事業環境の厳しさが増す中、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、当JAでは、令和3年度から「経営基盤の強化」をテーマとする第8次中期経営計画の実践に取組んでいます。特に、営農生活事業において、販路の拡大や直売所機能強化に取組むとともに、営農指導体制の強化を図り、農業者所得の増大に向けて取組みを強化しました。

内部管理態勢の強化としては、各業務手続きの再検証と改善に取組むとともに、法令等を遵守する職場風土の構築をめざしコンプライアンス委員会の決定に基づき、役員が先頭に立ってコンプライアンスプログラムの実践に取組みました。

この結果、収支面では事業利益が17億16百万円となったほか、経常利益は25億68百万円となり、当期剰余金は13億20百万円となりました。

主な事業活動と成果については、以下のとおりです。

営農指導事業

- (1)生産部会に対して部会活動助成(28部会:助成額3,445千円)を実施しました。
- (2)JA兵庫西農業振興支援事業(機械・設備)により、計78件総額17,136千円を支援しました。(大型農機13,426千円、スマート農機881千円、パイプハウス導入1,622千円、果樹棚導入196千円、鳥獣害柵導入支援1,011千円)
- (3) 営農生活センターの営農指導員が中心となり、認定農業者・旬彩蔵会員に対する訪問活動を実施し、情報提供を図りました。(営農指導員 訪問件数12,119件)
- (4)JA兵庫西青壮年部会「青空会」にジャガイモ・タマネギ事業を中心に提案し、安定生産・収量確保による所得向上に取組みました。

タマネギ (販売品販売高) 32,219千円(作付面積)21.6ha

ジャガイモ(販売品販売高) 9,414千円(作付面積) 5.7ha

- (5) JAと取引のある運送業者、シルバー人材派遣センター等との連携により、労働力の支援体制を整備しました。
- (6)旬彩蔵会員の栽培、販売技術向上を図るため、パイプハウスを活用した作付提案など、全戸訪問を行い、現地指導を実施しました。
- (7)旬彩蔵会員や担い手農家に対し、野菜苗を供給しました。また、土壌分析(152検体)の結果に基づき、対象生産者へ施肥・栽培指導を実施しました。

(野菜苗提供11,421枚 約22.2ha)

- (8) 堆肥投入のプライベートブランド米「にっしぃライス輝」の作付面積拡大に取組みました。(作付面積) 令和3年度 28.6ha
- (9)契約栽培米、契約小麦、大豆、黒豆、小豆の作付拡大と、さらなる高品質化に向けた栽培暦の改良を行いました。
- (10)組合員との交流を活発にする「ふれあい農園」の充実に取組むとともに、貸し農園の定期的清掃・整備・定期訪問を実施しました。
- (11)<u>林田農園塾"旬彩"(※)</u>を令和2年度に開講して以来、直売所への新規出荷を目的として、アグリドリーム塾を実施しました。(塾生16名 年間講習会14回)
- (※)林田農園塾"旬彩"…当JAの試験圃場(旬彩蔵会員及び営農指導員向け)

販売事業

- (1)旬彩蔵会員の農業所得増大を図るため、物流便を活用した店舗間在庫の均衡を図りました。
- (2)旬彩蔵会員の増加に取組んだ結果、新規会員129人、合計2,339人となりました。
- (3)旬彩蔵店頭でのPR活動により、旬彩蔵消費者ポイントカード会員は81,166人となりました。
- (4)ソーシャルメディア「LINE」を通じてイベント等の情報発信及びクーポンを配信し、来店客数増大に努めました。
- (5)安全・安心な商品の提供のため、旬彩蔵に出荷される加工品の定期的な微生物検査251件を実施しました。
- (6)販売コーディネーターの活動によるマーケットインに基づいた農産物の作付提案、販売先の拡大に取組みました。
- (7)旬彩蔵を基軸に、「にっしいライス輝」を中心とした米の有利販売に取組みました。
- (8)農家所得を維持するため、令和3年産米の情勢に伴う特別支援金として49,877千円を出荷者に支援しました。
- (9)JA直販米の年間予約購入拡大に取組みました。
- (10)黒毛和牛の生産拡大に向けて、預託事業等による繁殖和牛18頭の増頭に取組みました。



生活指導事業

- (1)園児や小中学生を対象に、地産地消を学ぶ食農教育を実施しました。
- (2)「家の光」記事活用グループは、77グループ(1,006名)が活動し、営農、園芸、手芸等、多様な生活文化教室を開催しました。
- (3)兵庫県JA女性組織連絡会のSDGs実践企画として、女性会が各地域の清掃活動に取組みました。
- (4)女性会による「にっしい交通安全ストラップ」の作成配布による交通安全啓発活動や、地域住民との清掃活動、エコキャップ回収活動に取組みました。

健康管理事業

- (1)組合員・地域住民への健康啓発に取組み、町ぐるみ健診支援を実施しました。
- (2)コロナ禍のため健康料理教室を中止し、JA兵庫厚生連による「夏バテ予防や身体の冷えを改善する料理」レシピを配布しました。
- (3)行政と連携し、認知症予防啓発資料の配布や、介護センター職員を講師とした介護講習会を開催しました。

購買事業

《生産購買事業》

- (1)WEB購買システムの周知·普及による利便性の向上と業務の効率化に取組みました。
- (2)肥料銘柄集約を行うとともに、コスト低減肥料の拡販に取組みました。
- (3)原料価格高騰による令和4年産水稲肥料の価格上昇に伴い、特別支援金として肥料早期予約購入者に対し、22,913千円の農家支援 に取組みました。
- (4)営農組合や担い手農家向けに大型規格農薬の普及に取組みました。
- (5)全地域において、RPA(※1)とOCR(※2)機器を活用した水稲資材予約注文業務の効率化に取組みました。
- (※1) RPA (Robotic Process Automation)…定型パソコン業務を自動化・効率化するロボット技術
- (※2)OCR (Optical Character Recognition)…手書きや印刷された文字を機械で読取り、データ化する技術

《生活購買事業》

(1)くらしの宅配便のWEB注文取扱いの普及拡大に取組み、利用者の利便性の向上を図りました。

《農機事業》

- (1)JA支援事業の活用により、主要三機種(トラクター・田植機・コンバイン)の取扱強化に取組みました。
- (2)中古農機の取扱拡大により生産者のコスト低減に取組みました。
- (3)全農との農機事業一体化運営(※3)に向け農機受発注システムの導入に取組みました。
- (※3)全農との農機事業一体化運営…農機事業をJAと全農が共同で運営することで、収支改善や農機具の修理・整備体制等の強化を図ること。

その他の事業

《生産利用事業》

- (1)農業用共同利用施設の再編を進めるため、国庫補助事業を活用した赤穂ライスセンターの増改築を実施しました。
- (2)施設の効率的かつ安全な運営に取組み、消費者から信頼される農産物の調製を実施しました。

《生活利用事業》

(1)多様化する利用者ニーズに即した葬祭サービスの向上に取組みました。

《高齢者福祉事業》

- (1)利用者一人ひとりに応じた、自立支援型のサービス提供に向けて取組みを開始しました。
- (2)コロナ禍における感染防止策を徹底し、介護サービスの継続に努めました。また、「介護職員初任者研修講座」は、感染防止に配慮して中止としました。

《資産相談事業》

- (1)土地活用や相続相談に対応する担当者の育成により、相談機能の充実を図りました。
- (2)土地活用の企画、賃貸物件の管理等により、組合員の資産有効活用を図りました。

《保管事業》

- (1)年3回の倉庫実地棚卸により適正な保管管理に努めました。
- (2)農産物検査員育成研修に2名の職員を派遣しましたが、研修の延期により終了が令和4年度に繰り越しになりました。

《農用地利用調整事業》

- (1)大規模農家やJA出資法人(株)グリーンひょうご西による作業受委託事業が、円滑に実施されるように支援しました。
- (2)行政と連携し、担い手経営体への農地集積を図る「農地中間管理機構」への取組みを支援しました。

信用事業

《貯金業務》

- (1)年金相談会を定期開催し、年金振込者の拡大に取組みました。
- (2)窓口及び渉外担当者を対象に研修会を実施し、相談・セールス能力向上に取組みました。
- (3) コンサルティングアドバイザー(※)を10支店に配置し、提案活動強化に取組みました。
- (4)相続:遺言セミナー、税務セミナーを定期開催し、相談機能の強化に取組みました。
- (5)自店検査の厳格実施や信用窓口事務指導員による支店巡回を通して、支店内での事務管理態勢の強化を図りました。
- (6)スキルマップの作成を進め、窓口職員の取得・習得すべき事務項目の洗い出しを行いました。
- (7) 階層別の研修実施により、それぞれの立場で必要とされる知識の習得に努めました。
- (8)より地域のニーズに合致した移動店舗車の運行となるよう、運行ルートの見直しを進めました。
- (※)コンサルティングアドバイザー…組合員等利用者の"一生涯"にわたる「つかう」「ためる」「そなえる」「ふやす」「のこす」といった"総合的な"金融ニーズに応じた最適な金融商品(投資信託含む)・サービスを提案する専任担当者。

《融資業務》

- (1)各種ローン商品を活用し、次世代層の取引拡大を図りました。
- (2)各種ローン利用者への定期訪問を実施し、更なる取引拡大を図りました。
- (3)認定農業者等への定期訪問を実施し、情報提供・相談活動強化に取組みました。
- (4)農業金融プランナーを育成し、農業資金に関する相談活動に取組みました。
- (5)四半期毎に融資担当者会を開催し、融資業務に必要な知識取得・顧客対応力強化に取組みました。
- (6)新任融資担当者を対象に支店巡回を行い、事務レベル向上のための個別指導に取組みました。
- (7)延滞債権の管理方法及び期日管理の徹底を目的とした研修会開催に取組みました。
- (8) 査定担当者を対象とした資産自己査定研修会、2次査定部署によるヒアリングを実施し、資産自己査定の厳格化に取組みました。

《資金運用業務》

(1)信連への定期預金預け入れを中心とした、余裕金運用を図りました。

共 済 事 業

- (1)ラブレッツ(タブレット端末機)を活用した保障点検活動(3Q訪問活動)による情報収集、ニーズ調査を実施し、組合員・利用者への「安心 と満足の提供」に取組みました。
- (2)渉外担当者と窓口担当者が連携し、支店全体でペーパーレス・キャッシュレス契約による利便性向上と事務手続きの効率化に取組みました。
- (3) [Webマイページ](※) の登録促進を図り、利用者の利便性向上を目的として、未加入世帯・家庭内白地への訪問活動によるニューパートナーとの取引拡大に取組みました。
- (4)自動車お見積りキャンペーンを活用した情報収集を実施し、支店内情報共有による終期日管理から普及拡大に取組みました。また、保障内容の充実に向け、継続時のグレードアップに取組みました。
- (5)共済事務インストラクターによる事務点検活動を実施し、担当者の事務レベル向上に取組みました。
- (6)担当者別・階層別研修会の定期実施により、管理者・担当者の育成強化に取組みました。
- (7)迅速・丁寧な対応及び的確なアドバイスを行い、利用者総合満足度の向上に取組みました。
- (※)Webマイページ・・・JA共済における新たなサービスで、Webマイページに登録することで契約内容の確認や住所・電話番号の変更手続きがWeb上で可能となる。

事業活動のトピックス (令和3年度)



[主要会議等]

理	=	事	会	÷.				12回
	総	矛	务	委	į	Ę	会	12回
	金	融	共	済		員	会	8回
	営	農	生	活	委	員	会	7回
監	<u> </u>	事	会	÷				12回
監	事	監	垄					4回
中央	会与	業務	監査	Ī				1 🗇
会計	十監査	人垄	監査	Ī				20



第20回通常総代会

∄ 目 │	主	な	出	来	事

\sim	ĒП	つケ
73/	忛	JJ∓

4月 1日 …… 新採用職員入組式

出資証券ペーパーレス化・「JA兵庫西 にっしぃ」LINE開始

12日~14日 …… 全役職員大会中止に伴う意見交換会

5月 11日 …… 兵庫県神社庁姫路支部お田植祭

26日 ····· 第13回JA兵庫西女性会総代会(書面議決)

6月 25日 …… 第20回通常総代会

7月 5日~16日 …… 新型コロナウイルスワクチン職域接種(1回目)

30日 …… 農業塾「アグリドリーム2020秋冬」閉講式

8月 10日~20日 …… 新型コロナウイルスワクチン職域接種(2回目)

24日 …… 農業塾「アグリドリーム2021」開講(第2期生)

30日 …… 全部署統一防災訓練

3日 …… 農協共済物故者慰霊祭

10日 …… 西播磨和牛合同畜産共進会 (種牛の部 品評会)

13日 …… 兵庫県神社庁姫路支部抜穂祭

10月 2日 …… JA兵庫西ブランド米「にっしぃライス輝」販売開始

7日 …… 統括代表協力委員会

12日~15日 ······· 支店代表協力委員会 21日~11月18日 ······ 下期支店運営協議会

| 21日~11月18日 ····· | 卜期支店連宮協議会 | 11月 | 5日 ····· | 全部署統一防災訓練 |

17日 ······ 第35回兵庫県JA大会(神戸メリケンパークオリエンタルホテル)

19日 …… 合併20周年記念式典 (アクリエひめじ)

令和4年

9月

1月 1日 …… 広報誌タブロイド版「にっしぃひろば」発行(新聞折込開始)

14日 …… 役員候補者推薦会議(※員外監事欠員による補欠選任)

26日 …… 「企業等協賛特別競走(JA兵庫西アグリドリーム賞)」 (姫路競馬場)

2月 14日 …… 臨時総代会(※員外監事欠員による補欠選任)

3月 1日 …… 第2期「基幹・サテライト支店」、融資機能統合体制運用開始

14日~22日 …… 新型コロナウイルスワクチン職域接種(3回目)

25日 …… 統括代表協力委員会

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった主な出来事

月日	主な出来事	月日	主な出来事
4月3日	廣峯神社「御田植祭」	8月~10月	3 B健診
4月上旬	全役職員大会·事業決起大会	9月	アンパンマンショー
4月中旬~	上期支店運営協議会	9月上旬	海外統一企画旅行
4月中旬	年金友の会グラウンドゴルフ大会	11月~12月	ふれあい農産物フェア
5月中旬	ふれあい旅行・介護ヘルパー付き安心旅行	12月上旬	JA兵庫西組合長杯学童軟式野球大会
6月中旬	地区別総代説明会	12月中旬	JA兵庫西女性会運動会
7月~8月	ちゃぐりんフェスタ	1月~2月	国内統一企画旅行
7月~9月	ふれあいフェスティバル	1月~3月	認定農業者訪問
7月~10月	JAバンク兵庫サッカー教室	2月上旬	JA兵庫西感謝の集い
		2月下旬	旬彩蔵・野菜市生産者大会

農業振興活動

JA兵庫西は、地域農業を巡る環境変化に的確に対応し、地域とともに「未来につながる持続可能な農業」の構築を目指すことを目的に、「営農ビジョン(令和3年~5年度)」を策定し、地域の組合員・利用者のみなさまとともに「未来につながる持続可能な農業」の実現に向けて取組んでいます。

JA兵庫西が目指すビジョン

目標:地産(産地振興)と地消(地元消費)の更なる拡大

I. 旬彩蔵を基軸とした「農家所得の増大」と「農業生産の拡大」

「旬彩蔵」を基軸として、旬彩蔵出荷者の出荷額の増大や営農指導を通じた出荷者ニーズへの対応、旬彩蔵での米の有利販売などに取組むことで、小規模農家から大規模農家までの幅広い形態の「農家所得の増大」と「農業生産の拡大」を目指します。

Ⅱ. 次世代につながる地域農業の支援と農業者の育成

持続可能な地域農業を目指すため、令和2年度に開園した林田農園塾"旬彩"を中心とした新規就農者への支援を充実させるほか、農業者の多様なニーズに応えられる営農指導員の育成に取組みます。

Ⅲ. 「米」を始めとした地域農産物の生産・消費拡大

管内農業は水稲を始めとする土地利用型農業を中心に営まれていることから、米の生産・販売拡大の取組みを強化します。また、米以外の品目についても、大口取引先との結びつきを強めて、契約栽培の取組み推進や地域別に重点品目を定め、作付拡大と販売高向上を目指します。





(5)

地域貢献情報

JA兵庫西は、信用事業だけではなく、営農と生活に必要な商品を提供する営農生活事業、大切な生命や 財産を守る共済事業などの総合事業を行い、農業協同組合として組合員の「営農とくらし」を守り、地域農 業の振興を図るとともに、農業を通じて豊かな地域社会の発展を目指しています。

1. 社会貢献活動

- (1)省エネルギーを実践するため、「クールビズ」の実施に取組んでいます。
- (2)各種募金活動・公益団体などへの寄付を行っています。
- (3)地域安全活動に取組んでいます。



2. 地域貢献活動

(1)地域からの資金調達の状況

● 貯金残高(令和4年3月末現在)

(単位:百万円)

種	重類		残 高
当	座	性	489,224
定	期	性	979,930
小		計	1,469,155
譲	渡	性	673
合		計	1,469,828

(2)地域への資金供給の状況

● 貸出金残高(令和4年3月末現在)

(単位:百万円)

残 高
2
12
740
84,736
212,115
6,805
1,011
305,425

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ①地域を拠点とした祭り・イベントを催しています。また、地域のイベントにも積極的に参加しています。
- ②農業体験を通じて、子ども達に食と農の大切さを伝えています。
- ③女性がいきいき参加できる生活文化教室を開催しています。
- ④介護センターを設置し、利用者の方々にご利用いただいています。
- ※コロナ禍における感染防止策を徹底しながら、参加・実施の判断を行っています。

3. 地域密着型金融への取組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況を含む)

(1)農業者等の経営支援に関する取組み

当JAは、「人と人とのふれあい、結びつきを大切に、笑顔と夢に満ちた営農と生活を創造します。」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農生活事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取組み事項の1つとして位置付け、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会等を開催するほか、低利の農業関連融資を活用していただくための普及・推進活動にも取組んでいます。

(2)農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農生活センターに営農指導員を配置するとともに、県の改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。 また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

(3)農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズに応えていくため、融資部門とTAC等営農生活部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4)担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業後継者として新規就農者及び定年。国職後の新規就農者や帰農者などの「農業塾」や専業農家用の品目別畦道講習会などの段階に応じた講習会を開催するとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し、経営と生活をサポートしています。

(5)経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

農業融資については、TAC等営農生活部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、農業者に対するアグリマイティー資金、農機ハウスローン、スーパーS資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っています。

(6)農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。 また、都市住民や次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、「ふれあい農園」等による生産者と消費者の交流や食農教育活動に 取組んでいます。

(7)お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

- 1. お客さまへの最適な商品提供
 - (1)お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
- 2. お客さま本位のご提案と情報提供
 - (1)お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
 - (2)お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
 - (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- 3. 利益相反の適切な管理
 - (1)お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
 - (1)研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実·公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

◎ リスク管理の状況

より安全を追求してリスク管理体制の充実

組合員・利用者のみなさまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経 営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

当組合では、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、リスク管理の基本的な体系を整 備しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じて、 事故を未然に防ぎ、経営の健全性の維持・向上に取組んでいます。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被る リスクのことです。当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引に ついては、本店金融事務管理部や統括部において各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッ シュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引におい て資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健 全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の 健全化に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を 被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスク とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低 下ないしは損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。 このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に 機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなど を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を 行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っ ています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営 層に報告しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利で の資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よ りも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達に関する月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流 動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定 の際に検討を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスク のことです。当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発 生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスクやシステムリス クなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、 リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、 業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リ スクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェック を行い、再発防止策を実施しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュー タが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努 めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。



信頼の組織(JA)を築くためにコンプライアンス(法令等遵守)の態勢

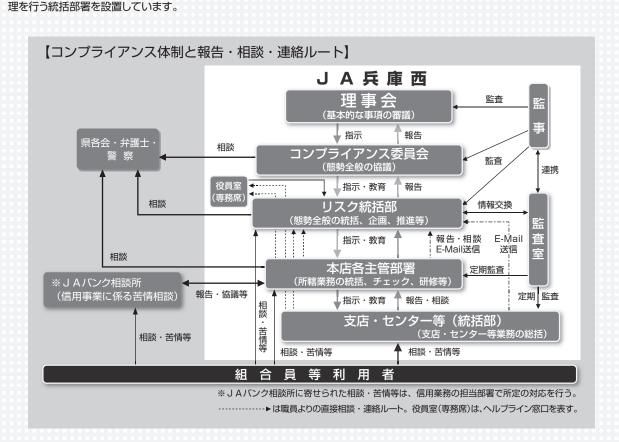
〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置付け、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取組みます。

(コンプライアンス運営態勢)

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店等に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取組みを行っています。 毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。 また、基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に徹底しています。 組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口及び、コンプライアンスの進捗管



内部監査体制

JA兵庫西では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・センター・事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

👅 リスク管理の状況

金融ADR制度への対応

苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容を ホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅 速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の相談・苦情等受付窓口

兵庫西農業協同組合 リスク統括部 リスク管理課

電 話 番 号: 079-289-9123

電子メール: compliance@ia-hyogonishi.ip

受付時間:午前9時~午後5時(金融機関の休業日を除く)

紛争解決措置の内容

●信用事業

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決 機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として、次の弁護士会 を利用できます。

※兵庫県弁護士会紛争解決センター(電話:078-341-8227)

※東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

※第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)

※第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

まずは当組合の相談・苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出く ださい。なお、※印のある弁護士会については、直接お申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁 護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセ スに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶ テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

> 例えば、お客様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人 とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくこと により、手続きを進めることができます。

2. 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手 続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

●共済事業

まずは当組合の相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。ご納得のいく解決に至らない場 合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。当組合は、下記の外 部機関をご紹介し、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供します。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

一般財団法人 自賠責保険·共済紛争処理機構 http://www.jibai-adr.or.jp/

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター https://n-tacc.or.jp/ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター https://www.jcstad.

https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html 各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、

①の窓口にお問い合わせ下さい。



勧誘方針の策定・公表

JA兵庫西では、組合員・利用者のみなさまからより一層の信頼をいただけるよう、貯金・定期積金、共済等の勧誘にあたっての方針を定め、公表しています。

金融商品の勧誘方針

JA兵庫西は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

6つ<u>の誓い</u>

- 1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人データ保護の徹底

個人情報保護法が平成17年4月1日に施行され、JAも法律の定めにより個人情報取扱事業者として法律の規制を受けることになりました。

JA兵庫西では、組合員や利用者等の個人情報を正しく取り扱うことが事業活動の基本であり社会的責務であると考え、個人情報保護方針や情報セキュリティ基本方針等個人情報保護に関する規程を制定し、個人情報管理の徹底を図っています。

個人情報保護方針や情報セキュリティ基本方針等については、支店 窓口、ホームページにおいて公表をしています。

情報セキュリティ基本方針

兵庫西農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システム及び情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

兵庫西農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

. 当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下、「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項及び第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

- 3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

- 5. 当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報 (保護法第2条第6項)については、保護法の規定に従うほか、個人 情報保護委員会のガイドライン等に則して、適正に取扱います。
- 6. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらか じめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しま せん。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

- 7. 当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報(保護法第2条第3項)及び労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報(要配慮個人情報を除く))については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

- 9. 当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し 迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10. 当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

リスク管理の状況

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

兵庫西農業協同組合(以下、「当組合」という。)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融 サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係 を遮断するため、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(能墊整備)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、関係法令等を遵守するため、当組 合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との 取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスク に見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

- 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。 (組織的な対応)
 - 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、暴力団追放兵庫県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門 機関等と密接な連携関係を構築します。

- ※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団また は個人を指します。
- ※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人(凍結口座名義人 等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等)を指します。

金融円滑化に係る基本的方針

兵庫西農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事 業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当 組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その 適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案し つつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援で きるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情 報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・ 迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性 化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等(政府 系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努め ます。

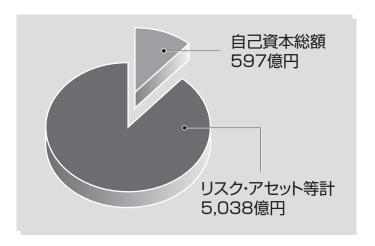
- 6. 金融円滑化管理に関する体制
 - 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1)組合長以下、関係役員、部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断 的に協議します。
 - (2)金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3)各支店に「金融円滑化管理担当者 |を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行い ます。 以上

自己資本の状況で

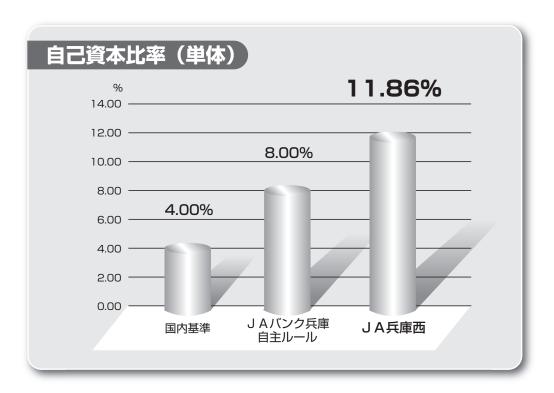


自己資本比率の状況 ~自己資本比率が高いほど健全経営の証拠です~

JA兵庫西では、多様化するリスクに対 応するとともに、組合員や利用者のみなさ まのニーズに応えるため、財務基盤の強化 に取組んでいます。内部留保に努めるとと もに、業務の効率化や組合員加入促進運動 を展開した結果、令和4年3月末における 自己資本比率(単体)は11.86%となりま した。



全ての金融機関は自己資本比率を一定基準以上に保つことが義務づけられていますが、JA兵庫西は 11.86%(令和4年3月末)で、その国内基準の4%を大きく上回っています。また、兵庫県内JAバンク自 主ルールとして設定している8%の基準もクリアしています。



経営の健全性の確保と自己資本の充実 ~ J A 兵庫西は自己資本の充実に努めています~

JA兵庫西の普通出資による資本調達額でコア資本に係る基礎項目に算入した額12,627百万円 (前年度12,594百万円)

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、 当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した充分な 自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

主な事業の内容

ごぞんじですかJA兵庫西の事業

みなさまのくらしのサポーターJA兵庫西

JA兵庫西は、相互扶助を基本に、組合員 や地域のみなさまの暮らしのサポーターと して、「ありがとう」といっていただける存在 価値の高いJAをめざして経営努力を重ね ています。



信用事業

信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利 用者のみなさまに大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、 全国のJA·都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・ 利用者のみなさまに信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を 図っています。

(1) 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまの大切な貯金を お預かりしています。普通貯金、当座貯金、納税準備 貯金、貯蓄貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積 金、スーパー定期、期日指定定期などの定期性貯金 を目的、期間、金額に合わせてご利用いただけます。

融資業務

組合員への融資をはじめ、地域のみなさまの暮ら しや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご 融資しています。また、地方公共団体、農業関連産 業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢 献しています。

(3)

全国のJA·信連·農林中金の各店舗や銀行·信用 金庫などの各店舗へ、当JAの窓口を通じて全国の どこの金融機関へでも送金や手形・小切手などの取 立が、安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱いし ています。

4 国債・投資信託窓販業務

国債·投資信託の窓口販売業務を行っています。

5 サービス・その他

給与·年金の自動受取サービス、公共料金等の各 種自動支払サービスや事業主のみなさまの給与振 込サービス、口座振替サービスなどを行っています。 また、国債の保護預り、貸金庫のご利用(一部支店の み)や全国のJAでの貯金の入出金や、銀行·信用金 庫などでも現金の引出しのできるキャッシュサービ ス、キャッシュカードで買い物ができるデビットカード サービスなど、暮らしに役立ついろいろなサービス の提供を行っています。



▋貯金商品

	貯金	总 名		特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対 象
普	通	貯	金	いつでも出し入れ自由。 おサイフがわりに ご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人 及び法人
当	座	貯	金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用 ください。	期間の定めはありません。	1円以上	_	個人 及び法人
通	知	貯	金	7日間の据置期間経過後、お引き出しできる 貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった 資金にご利用ください。	期間の定めはありません。 但し、7日間の据置期間が 必要です。	50,000円以上	1円	個人 及び法人
納	税準	備則	金	租税を納付するため、その準備金を積み立てることを目的とした貯金です。お利息は非課税扱いです。納税のためならいつでもお引き出してきます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人 及び法人
貯	蓄	貯	金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。一時的な余裕金の運用に最適です。 (給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人のみ
総	合		莝	一冊の通帳に<貯める> <受け取る> <支払う> <借りる>という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人のみ
定	期	積	金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上	1円	個人 及び法人
ス	-パ	一定	期	お預け入れは1円からという手軽さ。個人の お客様は、半年複利でさらに有利に運用いた だけます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	1円	個人及び法人 (複利型:個人のみ)
大		定	期	土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕 金の運用に最適な大型定期貯金です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円以上	1円	個人 及び法人
変	加金利	定期	佇金	6ヶ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利 上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上 3年以内	1円以上	1円	個人及び法人 〔複利型:個人のみ〕
期日	3指定	定期	佇金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから 1年たてば、いつでも必要なときにお引き出し になれます。一部お引き出し(1万円以上)も 可能です。	1年以上 3年以内	1円以上300万円未満	門	個人のみ
譲	渡!	生貯	金	短期の資金運用に最適で、譲渡することもできます。	7日以上 5年以内	1,000万円以上	1円	個人 及び法人
財	一般	財形	貯金	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金 です。お使いみちは自由です。	3年以上			
形	財形	住宅	貯金	マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。		1円以上	1円	個人のみ (勤労者)
貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。 財形年金貯金 財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税 です。		5年以上			(到ガ白)		
積立式	エン	ドレ	ス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方に おすすめで、不意に資金が必要なときにお使い いただけます。	期間の定めはありません。			個人 及び法人
九定即	満	期	型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取り いただく積立定期貯金です。	7ヶ月以上 10年以下	1円以上	1円	個人 及び法人
定期貯金	年	金	型	年金のお受け取りを目的とした積立定期貯金です。 老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5ヶ月以上 但し据置期間2ヶ月以上 10年以内、受取期間3ヶ月以上 20年以内を含む。			個人のみ

融資商品

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築、増改築及び 補改修に必要な資金	10万円以上 10億円以内 (10万円単位)	変動金利型35年以内(1ヶ月単位)固定金利型25年以内(1ヶ月単位)	当JAの基準に従い、担保・保証 人をご提供いただきます。
住宅ローン	住宅の新築、及び増改築資金住宅及び土地の購入資金土地の購入資金(5年以内に住宅を新築し居住の予定があること)借換	10万円以上 1億円以内 (1万円単位)	変動金利型40年以内(1ヶ月単位)固定金利型40年以内(1ヶ月単位)	兵庫県農業信用基金協会の保証 をご利用いただきます。保証機 関の基準に従い、担保・保証人を ご提供いただくことがあります。 また、上記以外の保証機関を ご利用いただく場合もあります。
リフォームローン	住宅の補改修資金宅地内の植樹、造園資金門、塀、車庫、物置、台所、浴室等の設置または改良資金	1万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	15年以内(1ヶ月単位)	兵庫県農業信用基金協会の保証 をご利用いただきます。保証機 関の基準に従い、担保・保証人を ご提供いただくことがあります。
マイカーローン	● 自動車購入に必要な資金	500万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	兵庫県農業信用基金協会の保証 をご利用いただきます。保証機 関の基準に従い、担保・保証人を ご提供いただくことがあります。
教育ローン	高等学校・大学・各種学校等に就 学するお子様の入学金・授業料・ その他の学費に必要な資金	500万円以内 (1万円単位)	最長15年以内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
多目的ローン	● 家電製品等の購入や結婚·出産 資金など生活に必要な資金	500万円以内 (1万円単位)	6ヶ月以上 10年以内 (1ヶ月単位)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準に従い、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
アグリマイティー	● 農機具、農地等の購入、農業倉庫建築など農業に必要な資金	10万円以上1億円以内	資金使途によって 異なります。 (最長17年)	兵庫県農業信用基金協会の保証 をご利用いただきます。保証機 関の基準に従い、担保・保証人を ご提供いただくことがあります。
営農ローン	農薬、肥料、農業生産資材購入費などの短期運転資金	10万円以上 300万円以内で 農産物販売額以内 (10万円単位)	1年 (原則として1年ごとに 自動的に継続されます。)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。
カードローン (約定返済型)	●生活に必要なすべての資金	20万円、50万円、 100万円、150万円、 200万円、300万円 の6種類	2年 (原則として2年ごとに 自動的に継続されます。)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。



▋信用事業サービス

取扱サービス	特 徴
為替サービス	お受け取り人の貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行し、あなたの口座に入金する代金取立サービスなどがあります。 全国どこの金融機関へでもお取扱いいたします。
給 与 振 込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。 お手続きは一度していただくだけで、いつでも都合のよい日にお受け取りができます。 初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またJA以外でお受け取りの方は「支払 機関変更届」等により手続きをしていただきます。
自 動 支 払	電気・電話・NHKなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払いをあなたに 代わって行うサービスです。 お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。
JA家計簿サービス	ご指定された日から1か月分の収支を自動集計し、月々の収支がひと目でわかるように通帳に記帳するサービスです。 集計内容は入金合計額、出金合計額、その差額です。またご希望により五大公共料金の引き落とし合計額も記帳することが可能です。
キャッシュカード	通帳・印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れをCD·ATMでご利用いただけるカードです。 お引き出しについては、土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。
J A カ ー ド	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJAのクレジットカードです。 ボーナスー括払いやリボルビング払いなどがご利用でき、割引販売・各種特典が受けられます。 ポイントサービス、キャッシングなどもご利用いただけます。
優 · 特 制 度	貯金・国債等の利息に対して所定の手続きにより、お一人あわせて元本700万円まで非課税の特典が受けられる制度です。 制度をご利用いただくには、非課税貯蓄申告書・申込書及び本人確認書類などが必要です。
国債	国が発行する安全性が極めて高い債券です。長期国債・中期国債・個人向け国債と期間もいろいろあり、 生活設計にあわせてお選びいただけます。 一定の条件を満たす方は、お一人350万円までのお利息に税金のかからない(時制度がご利用いただけます。
投資信託	投資家より資金を集め、これをファンドとして一つにまとめ、専門家が株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として還元いたします。 投資信託は、貯金保険の対象ではなく、元本の保証はありません。
JAアンサーサービス	窓口に出向かなくても、自宅やオフィスから「振込・振替」、「残高照会」などがご利用いただけるサービスです。 電話、ファクシミリ、パソコンなどが必要です。
JAネットバンクサービス	インターネットを使って、パソコン、携帯電話から振込・振替・残高照会などがご利用できます。
貸 金 庫	大切な財産や貴重品を厳重に保管する貸金庫を取扱っており、みなさまの財産をしっかりお守りします。

[※]一部支店によってはお取扱いできないサービスがあります。

|信用事業手数料一覧

令和4年4月1日現在

高替・貯金業務等〕 手数料項目		 条		件		(単位: F 手数料額(税込)
丁奴竹块口		# 自JA本支店(同一店舗含む)	<u>IT</u>		無料
送金	普通	他行)			660
		自JA本支店(同一店舗含む)			無料
		日日本文品(同 旧明日日)		3万円未満	495
	窓口	// /=		電信	3万円以上	660
		他行			3万円未満	385
				文 書	3万円以上	550
+			キャッショカ	一ドによる振込		よる振込
	ATM		3万円未満	3万円以上	3万円未満	3万円以上
	※信連一元管	自JAあて	無料	無料	無料	無料
振込	理後は信連に	県内JAあて	無料	無料	無料	無料
J/A	よる設定	県外JAあて	165	330	330	440
	0.01275	他行あて	165	330	440	660
		自JA本支店			1.0	無料
	JAネット				3万円未満	165
	バンキング	他行			3万円以上	330
i		自JA本支店			0/3/1 JXX.II	無料
	アンサー	他行			3万円未満	385
	サービス	112 17			3万円以上	550
	同地宛	自JA本支店				無料
ハヘロナ	(神戸交換所)	他行間			- 1件	無料
代金取立		上記以外の交換所扱い				880
(*集中取立含む)	隔地宛	個別取立		普通扱	1件	880
		*(注1)		至急扱		1,100
	送金・振込組戻料					880
その他	不渡手形返却料		7 //-	880		
7 V)1B	取立手形組戻料				1件	880
	取立手形店頭呈示料					880
+E'3 +E##	手振り				1件	110
振込・振替	媒体(CD·DVD)				1件	55
残高証明書発行					1枚	440
取引履歴発行					1顧客当たり	1,100
	署名鑑登録料				1口座	2,200
用紙発行	小切手帳				50枚綴り	660
713/202013	手形帳				50枚綴り	880
	自己宛小切手				1枚	550
マル専関係	手形用紙				1枚	550
マル専関係	口座開設				1口座	3,300
	通帳				1通	550
ⅰ 再発行	証書				1枚	550
	キャッシュカード(磁気	気ストライプ)			1枚	550
ICキャッシュカード単体を	新規発行				1枚	無料
10-1 1777 1771 1 + 1473	再発行				1枚	1,100*(注2)
	新規発行				1枚	無料
ICクレジット一体型カー		=)			1枚	無料
	再発行				1枚	無料
未利用口座管理手数料	*(注3)				1口座	1,320
現金宅配手数料					1件	1,100
. スウィングサービス					1回あたり	無料
. スウィングサービス B 国債保護預り	口座管理			1ヶ月	1件あたり	無料
画は小成児ソ	残高証明書発行				1枚	440

・ (注1) 手数料を超える場合は実費とします。 * (注2) 現在磁気キャッシュカードを使用している場合、再発行依頼は550円を適用します。 * (注3) 令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座含む)、貯蓄貯金のうち最後のお取引から2年以上、一度もお取引がない貯金残高が10,000円未満の口座が対象です。

L融貨業務 J					(単位:円)	
手数料項目	条		件		手数料額(税込)	
残高証明書発行	各種ローン		利息払込証明書·耳	利息払込証明書・取引履歴等含む		
融資証明書	各種ローン				440	
	統一住宅ローン(協同住宅ローン・全国係		有担保		33,000	
融資手数料	統一住宅ローン(全国保証住宅ローン*()	È4))	無担保	 新規実行時	11,000	
MASAC J XXIII	プロパー(不動産担保)		証書貸付	WINTXI JPJ	33,000	
	賃貸住宅ローン		証書貸付		88,000	
条件変更手数料	不動産を担保とした貸出が対象			抹消·差替	22.000	
<u> </u>			※完済時の	抹消は除く	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	住宅ローン		金利変更に応じる際	空 微寸	5,500	
金利変更手数料	賃貸住宅ローン			3// PX3/	*(注5) 11,000	
	全期間·特約固定金利選択		新規・再選択ともに 変動金利		*(注5) 5,500	
		住宅ローン			*(注5)融資残高の 1%(正組は0.5%)	
	住宅ローン				または20万円の いずれか低い額	
全額繰上償還手数料					(別途消費税)	
		賃貸住宅ローン			*(注5)融資残高の 1%(正組は0.5%)	
	賃貸任宅ローン				または50万円の いずれか低い額	
					(別途消費税)	
	住宅関係ローン	特約固定期間以外	期間短縮·返済額変	更	11,000	
一部繰上償還手数料	· 住宅		尚温今毎1000下	m+:#	33.000	
	·賃貸住宅	特約固定期間中		償還金額1,000万円未満 償還金額1,000万円以上		
-		慢壓並領 I,UUU/J	円以上 T	110,000 110,000 信還元金の0.5%		
不動産担保貸付	不動産担保貸付 全額・一部繰上償還			一律	(別途消費税)	
ローンカード再発行手数料	カードローン各種		1=	550		
他社の火災保険質権設定手数料	75 . —				1.650	
自組合及び統一ローン質権設定			新規実行	分は不要	(非課税)700	
ロ旭ロ区リポーローノ貝惟政人	E(NEVELLIJ44)			(非課稅)/((

^{*(}注4) 協同住宅ローン・全国保証住宅ローンについては、別途事務手数料が必要です。(協同住宅ローン33.000円・全国保証住宅ローン55,000円) *(注5) 手数料の算出にあたっては、融資残高を1万円単位(端数切捨て)として算出し、小数点以下も切捨てとします。



(その他の業務)

手 数 料 項 目			件		(単位: P 手数料額(税込)
		照会・振込サービス月額利用料	1ユ-	-ザー	無料
		データ伝送サービス月額利用料	12-	-ザー	無料
			1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上
		当JA同一店内宛(同一顧客)(振替)	無料	無料	無料
	振込·振替	当JA同一店内宛(別顧客)	無料	無料	無料
	手数料	当JA他店宛	無料	無料	無料
		県内他JA宛	165	165	330
		県外JA宛	165	165	330
		他行宛	165	165	330
			1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上
法人JAネットバンク	総合振込	当JA同一店内宛	無料	無料	無料
法人JAネットバング	手数料	当JA他店宛	無料	無料	無料
	士奴科	県内他JA宛	165	165	330
		県外JA宛	165	165	330
		他行宛	165	165	330
			1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上
	 給与 · 賞与	当JA同一店内宛	無料	無料	無料
	振込手数料	当JA他店宛	無料	無料	無料
	抓丛士奴科	県内他JA宛	無料	無料	無料
		県外JA宛	無料	無料	無料
		他行宛	無料	無料	無料
	口座振替	口座振替手数料		1件	55
	手数料	口座確認手数料			料
法人向けインターネット伝送サ-	<u>-ビス</u>	システム利用料		1ユーザー(月額)	無料
		同一店舗		3万円未満	無料
		1-3 1-1-100		3万円以上	無料
		自JA本支店		3万円未満	無料
	振込手数料			3万円以上	無料
定時自動送金		他行	電信	3万円未満	385
				3万円以上	550
				3万円未満	275
	+F=+==================================			3万円以上	440
	振替手数料			1件	無料 55
定時自動集金	振替手数料			(振替依頼件数	
	保管証明書料		(消費税別)	1件	(X) /月貝状が) 額面の1.000分の1
出資払込金	受付票料		(/月貝/元/川/	1通	550
			0~ 50枚	1 1/12	無料
	 取り扱い权数は、向値 出会時に全種や新券 	替の枚数、両替後の枚数のいずれか多い枚数が基準となります。 を指定される両替及び同一金種の新券への交換も含みます。	51~ 100枚		660
硬貨等取扱	3. 紙幣の入金について	ま手数料徴収の対象外となります。	101~ 500枚		990
	4. 記念硬貨への両替、汚染した現金の交換については無料です。 ※記念硬貨から通常硬貨等への両替は手数料がかかります。		501~1,000枚		1,320
	5.500枚毎・・・500		1.001枚~		500枚毎に660円加算
	C. 000 X.4	標準 (月額:770円)	(H) 6×(W)26×(E))35(CM)	9.240
		正・准組合員(月額:660円)	(H) 6×(W)26×(E		7,920
		標準(月額:1,210円)	(H) 10×(W)26×(E		14.520
	年間使用料	正・准組合員(月額:1,100円)	(H)10×(W)26×(E	, (- ,	13,200
貸金庫		標準 (月額: 1,650円)	(H) 14×(W) 26×(E		19.800
		正・准組合員(月額:1,540円)	(H)14×(W)26×(E	, (- ,	18,480
	- m/-		鍵	1本	実費
	再発行		カード	1枚	3,300

JAバンク・セーフティネット

(貯金者保護の取組み)

JA兵庫西の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である 「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。 さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者のみなさまにより大きな"安心"を提供 するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び 特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信 連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組 みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリッ トときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱 で成り立っています。

「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独 自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発 見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基 金※ | 等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和3年3月末における残高は1.652億円となっています。

「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利 用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。

貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また 資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金など が加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、令和3年3月末 現在で4.552億円となっています。

兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者のみなさまにより大きな"安心"を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフ ティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国 水準を上回る本県独自のルールにより取組んでいます。

JAバンクシステムの基本的方向

- 1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
- 2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
- 3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・体力を超えた資金運用を防止
- 4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
- 5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

JA兵庫西は「JAバンク基本方針」に基づき、安全な資金運用を行い、組合員・利用者のみなさまに 「便利で·安心な」金融機関としてご利用いただけるよう努めていきます。



共済事業

JA共済は、終身共済・養老生命共済・こども共済・医療共済などの生命保 障と建物更生共済·自動車·自賠責共済などの損害保障の両分野の機能を あわせ持っています。JA兵庫西は、共済事業を通じて、組合員・地域のみな さまの密接な暮らしのサポーターとして、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合 保障により、人それぞれの人生設計に応えられる安心を提供しています。 また、事故相談や共済にかかわる税務相談、弁護士相談を行っています。

■共済種類

〔契約期間が5年以上の契約〕

商品	特徵
終身共済	基本的なタイプは、働き盛りの間は保障が大きく、掛金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。そのため、保障切れの心配がなく、大切なご家族の生活資金や万一保障を確保できます。
引受緩和型終 身 共 済	健康状態に不安のある方でも簡便な手続きでご加入いただける万一保障で、18歳~80歳の方まで幅広く加入できる共済です。
養老生命共済	一定期間の保障とともに、満期時に生存しているときは、満期共済金が支払われるという貯蓄的な機能があります。そのため、将来の資金準備を進めながら、同時に万一に備えることができます。
こども共済	ご契約者(親)の万一の保障を加味したお子様向けの保障です。お子様が幼稚園・小学校・中学校・高校・大学に入られるタイミングにあわせて祝金をお支払いする「祝金型」と、大学通学年齢にあわせて4年間の学費に備える「学資型」があります。
医療共済	まとまった額の一時金の給付により、入院や入退院前後の通院・在宅医療等にかかる費用を包括的に保障します。また、手術、放射線治療保障、入院時諸費用保障、先進医療保障の保障有無の選択ができるため、ニーズに即したプランでご加入できます。
引受緩和型医療共済	健康状態に不安のある方でも簡便な手続きでご加入 いただける医療保障で、18歳~80歳の方まで幅広く 加入できる共済です。
特定重度疾病 共 済	三大疾病(がん・心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病 以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その 他の生活習慣病」まで幅広く保障します。一時金にて共 済金をお支払いするため、薬剤・通院・リハビリ等の継続 的な治療に備えることができます。
がん共済	がん・脳腫瘍に罹患した場合、その入院や手術、放射線治療等を保障する共済です。がんと診断された時や再発したとき、がんの治療が長期にわたった場合に、それらの費用をサポートする一時金が出るなど総合的に保障しいます。また、先進医療の保障や充実型保障を選択されば、より安心して治療に専念していただけます。

短期共済 〔契約期間が5年未満の契約〕

商品	特 徴
自動車共済	万一の自動車事故による対人、対物等相手への損害賠 償や自分が被った人身、車両損害等幅広く保障する共 済です。
自賠責共済	法律によって、すべての自動車に加入が義務付けられています。自動車共済とのセット契約で、安心の輪が広がります。
火災共済	建物と動産を対象に火災等による損害を保障します。
傷害共済	日常生活の中における不慮の事故で死亡されたり、負 傷されたとき、その状態に応じて定額の共済金が支払 われる共済です。
個人賠償責任共済	日本国内において発生した日常生活や農作業などに 起因する事故により、損害賠償責任を負担した場合の 保障をする共済です。
農業者賠償責任 共 済	「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。農地面積と支払限度額に基づく分かりやすい掛金設定で、ご契約後1年ごとに自動継続となるため面倒な継続手続きは不要です。

商品	特 徴
介護共済	一生涯にわたって、介護の不安に備えるための保障です。公的介護保険制度に連動し、「要介護2~5」に認定された時、または所定の重度要介護状態になった時など幅広い要介護状態を保障します。「介護共済金」は、まとまった一時金としてお受取りいただけるので、初期費用や毎月の介護費用、収入減少分などに役立てられます。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)まで一生涯保障します。一時金での支払いとなるため、検査・ケア、介護費用等に備えられます。また、認知症の予防・早期発見から発症後までをサポートする各種サービスがご利用いただけます。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備える共済です。1~4級の身体障害者手帳が交付された場合に保障の対象となるため、公的な制度に連動したわかりやすい保障です。働けなくなった時の収入減少に継続的に備える「定期年金型」と住宅の改修、歩行器具等の器材購入などに伴う支出の増加へまとまった資金で備える「一時金型」を選択できます。
予定利率変動型年 金井済	安心・確実に老後の資金づくりができる共済です。契約当初5年間は予定利率を固定しています。6年目以降は毎年予定利率を見直し、最低保証予定利率を上回った場合、年金が増えます。また、一旦増えた年金額は減ることはありません。
建物更生共済	建物、特定建築物、家財または営業用什器備品などを対象に火災等による損害の保障、自然災害による損害の保障、満期共済金による増改築・買い替え資金の備蓄を中心に、損害が発生した際に生じる各種費用の給付や家族などの傷害に対する保障を組み込んだ総合共済です。

主な事業の内容

指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、自己改革の取組みとして「JA兵庫西 営農ビジョン(令和3年度~令和5年度)」 を策定し、「地域農業の振興」と「地域の活性化」に向けて、積極的に取組んでいます。

- ●営農指導員の出向く体制の強化により、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。
- ●生産者部会や集落営農組合などの育成を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取組んでいます。
- ●JA出資農業生産法人の安定経営や集落営農支援に取組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域住民の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、 生活文化、健康管理などの活動に取組んでいます。

販売事業

組合員の農業所得向上を図るため、直売所"旬彩蔵"を基軸とした農業振興と、需要に応じた農産物づくりに取組んで います。

- ●「旬彩蔵」をはじめとする農産物直売所を通じて、地産地消の取組みと消費者への安全・安心・新鮮な農産物の提供を行っています。
- ●農産物直売所では生産地から消費地へ物流ネットワークをつくり、安全・安心な農産物の品揃え充実に取組んでいます。
- ●栽培履歴記帳運動に取組み、JA兵庫西の安全・安心ブランド米の確立に取組んでいます。
- ●業務用米(例:寿司米等)、酒造好適米、高蛋白小麦、豆類などの実需者が望む契約栽培に取組み、販売拡大と産地育成に取組んでいます。

購買事業

営農指導員の出向く体制の強化により、生産者や利用者のみなさまが必要とする肥料・農薬・資材などの生産関連商品 の供給を行っています。

〔生産購買事業〕

●物流コストの削減、一括仕入れにより生産資材価格の引き下げに取組んでいます。

●肥料、農薬、生産資材の安定供給に努めています。

〔生活購買事業〕 ●くらしの宅配便(WEB注文取扱い)による利用者の利便性向上と普及拡大に取組んでいます。

〔農機事業〕

●年間を通し農作業前の点検、修理作業を通じ農作業事故防止の啓蒙に努めています。

利用事業

個人では持てない大型施設(収穫した米や麦の乾燥・調製を行うライスセンターなど)を効率的に稼働させ、農産物 の品質向トと生産者や利用者のみなさまの利便性向トに努めています。

〔生産利用事業〕

- ●ライスセンターでは選別技術(色彩選別機)の活用により、高品質な米の安定供給に努めています。
- ●育苗センターでは良質な水稲苗の供給に努めています。

〔〔生活利用事業〕〕

●葬祭会館「やすらぎホール山崎」、「やすらぎホール佐用」では、組合員・利用者の信頼に応える真心のこもった 葬祭事業に取組んでいます。

高齢者福祉事業

高齢者の方が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるようにケアプランの作成、訪問介護サービス、通所 介護サービスなどの事業に取組んでいます。

【JAの概要】



年	月	日	主な出来事
平成]	13年		
	4月	1日	姫路市農業協同組合、姫路西農業協同組合、飾磨農業協同組合、神飾農業協同組合、神崎郡北農業協同組合、西播磨農業協同組合、揖龍農業協同組合、佐用郡農業協同組合、しそう農業協同組合が合併し 「兵庫西農業協同組合」が発足
	4月	27日	旧9JAからJA兵庫西への財産引継会を実施
	8月 -	~ 9月	第1回ふれあいフェスティバルを開催
	10月	1日	経済事業を中心に組織体制の再整備実施
			4営農生活センターを地域に密着した17営農経済センターに整備
	11月~	~12月	ふれあいフェスタ2001及び農業まつりを各地域で開催
	11月	22日	総代のつどいを開催し経営の近況を報告
ਜ਼ਾ ਦੇ :	1.45		
平成		22日	
		 ~ 9月	第2回ふれあいフェスティバルを開催
	11月~	· -	ふれあいフェスタ2002及び農業まつりを各地域で開催
	11月		ニュー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー
平成			
		21日	第2回通常総代会を開催
		~ 9月	第3回ふれあいフェスティバルを開催
	11月	1日	JA兵庫西産兵庫夢錦100%使用の大吟醸「兵庫夢錦」発売
	11月~	~12月	ふれあいフェスタ2003及び農業まつりを各地域で開催
平成]	16年		
1 750	1月	30日	子会社㈱ヒメノーを㈱JAドリームに社名変更
	4月	1日	子会社㈱JAドリームと子会社侑しそう設備が合併
			JAの経済事業の一部(自動車事業・給油事業・ガス事業)を㈱JAドリームへ事業移管
	4月	5日	農産物直売所「旬彩蔵福崎」オープン
	6月	26日	第3回通常総代会を開催
	7月 ~	~ 9月	第4回ふれあいフェスティバルを開催
	11月~	~12月	ふれあいフェスタ2004及び農業まつりを各地域で開催



▲旬彩蔵福崎



▲JAドリーム

◎ 沿革・あゆみ

年	月	日	主な出来事	
平成1	7年			
	1月	26日	臨時総代会を開催	
	2月	19日	支店整備·再編実施(再編後支店数:104支店7子店1分室)	
	4月	1日	17統括部17営農経済センターを5統括部7営農生活センター(こ再編
	6月	11日	支店整備·再編実施(再編後支店数:101支店7子店1分室)	VLADIVOSTOK AHR
	6月	25日	第4回通常総代会を開催	The source
	7月	23日	支店整備·再編実施(再編後支店数:83支店9子店)	
	7月 -	~ 9月	第5回ふれあいフェスティバルを開催	EW H.
	10月~	~11月	ふれあいフェスタ2005及び農業まつりを各地域で開催	▲合併5周年記念旅行
平成1		110	+ c 数	
		11日	支店整備・再編実施(再編後支店数:82支店9子店)	
	3月	6日	(株)エーコープ近畿との一体化調印式	
		29日	農産物直売所「旬彩蔵上郡」オープン	
	6月	10日	支店整備·再編実施(再編後支店数:80支店9子店)	
		24日	第5回通常総代会を開催	
	7月	8日	支店整備·再編実施(再編後支店数:79支店9子店)	▲植樹祭「J A共済ふるさとの森づくり」
		~ 9月	第6回ふれあいフェスティバルを開催	
	11月~	~12月	ふれあいフェスタ2006及び農業まつりを各地域で開催	
			組合員数10万人を突破	
平成1	9年			
	4月	2日	新管理・経済システム(中央会センター)稼動	②
	5月	26日	支店整備·再編実施(再編後支店数:77支店10子店)	大 吟 · ·
	6月	23日	第6回通常総代会を開催	美 人 老
		~ 9月	第7回ふれあいフェスティバルを開催	Tree on the second seco
	9月	4日	伊勢介護センター(オアシス伊勢)開所式	
	11月		JA兵庫西産兵庫夢錦100%使用の大吟醸「兵庫乃夢」発売	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	11月~	~12月	ふれあいフェスタ2007を各地域で開催	####################################
			貯金残高1兆円を突破	
平成2	20年			The second second
	5月	24日	支店整備·再編実施(再編後支店数:73支店10子店)	
	6月	21日	第7回通常総代会を開催	
		~ 9月	第8回ふれあいフェスティバルを開催	
	10月	17日	女性総代選出総代選挙実施	
	11月		ふれあいフェスタ2008を各地域で開催	▲葬祭会館「やすらぎホール山崎」



年	月	日	主な出来事
平成2	71年	-	
1 7502	2月	28	
	2月	24日	「女性総代の集い」開催
	4月	18日	農産物直売所「旬彩蔵書写」(姫路書写営農振興施設)オープン
	5月	23日	支店整備·再編実施(再編後支店数:69支店12子店)
	6月	27日	第8回通常総代会を開催
	7月	~ 9月	第9回ふれあいフェスティバルを開催
	10月~	~11月	ふれあいフェスタ2009を各地域で開催 ▲旬彩蔵書写(姫路書写営農振興施設)
平成2		4 🗆	新JASTEM(全国統一信用オンラインシステム)稼動 今保証 (全国統一信用オンラインシステム) 稼動
	1月	4日	
	3月	13日	支店整備·再編実施(再編後支店数:62支店14子店)
		28日	合併10周年記念式典·特別記念講演会 第9回通常総代会を開催
		~ 9月	第10回ふれあいフェスティバルを開催
11		~28日	ふわちレフェフク2010を名地域で門房
1 1.	лоц	-20Ц	34(のの1)エスタとの10/2台地域と開催 ▲合併10周年記念式典
平成2	23年		
	3月	4日	優良農業協同組合表彰受賞
	3月	5日	集落営農組織協議会設立総会を開催
	4月	1日	子会社㈱ひめのうグリーンと㈱グリーンにしはりまが合併し、㈱グリーンひょうご西を設立
	5月	1日	葬祭会館「やすらぎホール佐用」オープン 傍 虎豊紫梅 同組合表彰
	6月	25日	第10回通常総代会を開催
	7月	~ 9月	第11回ふれあいフェスティバルを開催
11.	月3日~	~27日	ふれあいフェスタ2011を各地域で開催 全国農業協同組合中央会 ◆優良農業協同組合表彰プレート
平成2	2/年		
17332	4月	23日	農産物直売所「旬彩蔵飾磨」(姫路細江営農振興施設)オープン
	5月	28日	農産物直売所「旬彩蔵たつの」(龍野営農振興施設)オープン
	6月	23日	第11回通常総代会を開催
	7月	~ 9月	第12回ふれあいフェスティバルを開催
11月	3日~1	2月5日	ふれあいフェスタ2012を各地域で開催 ▲ 旬彩蔵飾磨竣工式
平成2		10	
	4月	1日	神飾地区金融移動店舗車(につしい号)運行開始
	5月	7日	指宍地区金融移動店舗車(につしい号)運行開始 佐田地区全融移動店舗車(につしい号)運行開始
	6月	3日	佐用地区金融移動店舗車(につしい号)運行開始 第10回済党が代会を開催
		22 <u>日</u> ~ 9月	第12回通常総代会を開催 第13回込むあいフェフティバルを開催
780		~ 9月 ^{2日7日}	第13回ふれあいフェスティバルを開催 ふれあいフェスタ2013「ふれあい農産物フェア」を各地区で開催
/H2		2月7日	が (の) ハインス (の) ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

▲金融移動店舗車(にっしぃ号)テープカット

🌀 沿革・あゆみ

年 月 日	主な出来事	
平成26年 6月 21日	第13回通常総代会を開催	
7月 ~ 9月	第14回ふれあいフェスティバルを開催	
11月8日~1月24日	お「4回が1000フェスティアルを開催	
11/3001.41/240	34 (めいフェベタとの14)34 (めい長座物フェブ」を古地区で開催	▲ふれあいフェスタ2014 姫路東地区「ふれあい農産物フェア」
平成27年		
6月 27日	第14回通常総代会を開催	
8月 ~ 9月	第15回ふれあいフェスティバルを開催	And Delivery Land
11月7日~1月30日	ふれあいフェスタ2015「ふれあい農産物フェア」を各地区で開催	
		▲ふれあいフェスタ2015 姫路西地区「ふれあい農産物フェア」
平成28年		
6月 25日	第15回通常総代会を開催	A 444
8月 ~ 9月	第16回ふれあいフェスティバルを開催	
11月5日~12月23日	ふれあいフェスタ2016「ふれあい農産物フェア」を各地区で開催	
		▲ふれあいフェスタ2016 市川地区「ふれあい農産物フェア」
平成29年		
5月 26日	第9回JA兵庫西女性会総代会を開催	
6月 24日	第16回通常総代会を開催	第8回JA兵庫西女性会総代会
8月	第17回ふれあいフェスティバルを開催	·A 2
10月 29日	第99回兵庫県畜産共進会(キャスティ21イベントゾーン)	and a distribution of the same
11月11日~12月2日	ふれあいフェスタ2017「ふれあい農産物フェア」を各地区で開催	
		▲第9回JA兵庫西女性会総代会
平成30年		
2月~4月	認定農業者訪問	
2月 28日	旬彩蔵·野菜市生産者大会	
5月 30日	第10回JA兵庫西女性会総代会を開催	
6月 1日	姫路東部·揖宍地区移動店舗車(につしい号)運行開始 ※揖宍地区に	は増車
6月 22日	第17回通常総代会を開催	
8月	第18回ふれあいフェスティバルを開催	linius [
8月~9月	倉敷市真備町への金融移動店舗車(Iこっしい号)派遣	
11月9日~12月8日	ふれあいフェスタ2018「ふれあい農産物フェア」を各地区で開催	CIADA SIR

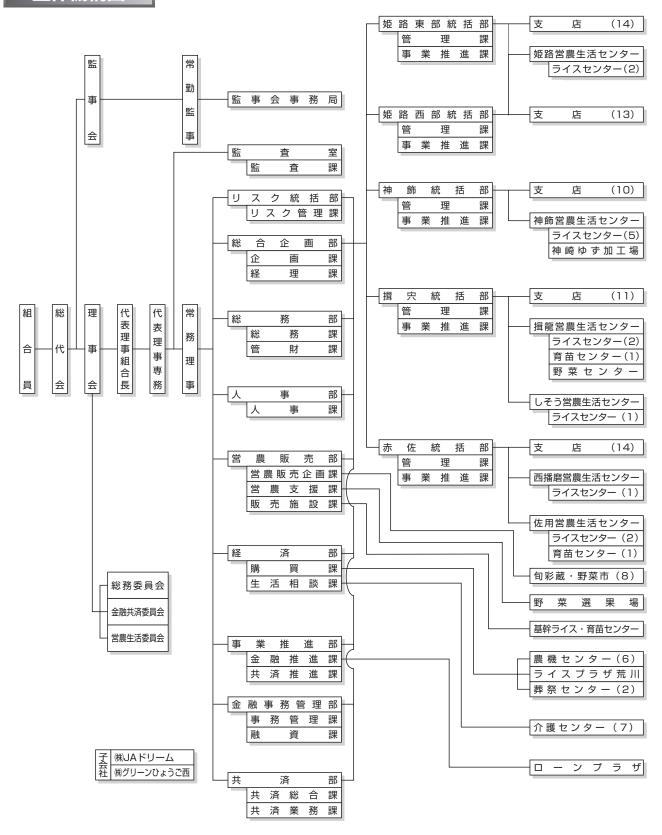


年	月	日	主な出来事
平成3	81年		
	1月	~3月	認定農業者訪問
	2月	28日	旬彩蔵·野菜市生産者大会 平成30年度 旬彩蔵·野菜市生産者大会
			中成 30年度 旬彩版· 對果市生產有大芸
令和元			
	5月	24日	第11回JA兵庫西女性会総代会を開催
	6月	21日	第18回通常総代会を開催
7月18	8日~9	月10日	第19回ふれあいフェスティバルを開催
			▲旬彩蔵・野菜市生産者大会
令和2	2年		
	3月	30日	ライスプラザ荒川オープン
	6月	26日	第19回通常総代会を開催
	10月	30日	「旬彩蔵書写」リニューアルオープン
			ABBETHINGS
令和3	3年		JATHA I
	6月	25日	第20回通常総代会を開催
	11月	19日	合併20周年記念式典を「アクリエひめじ」で開催
			▲合併20周年記念式典
令和4	年 _		
	2月	14日	臨時総代会(※員外監事欠員による補欠選任)を開催
	4月	7日	赤穂ライスセンター竣工式を開催
	6月	24日	第21回通常総代会を開催

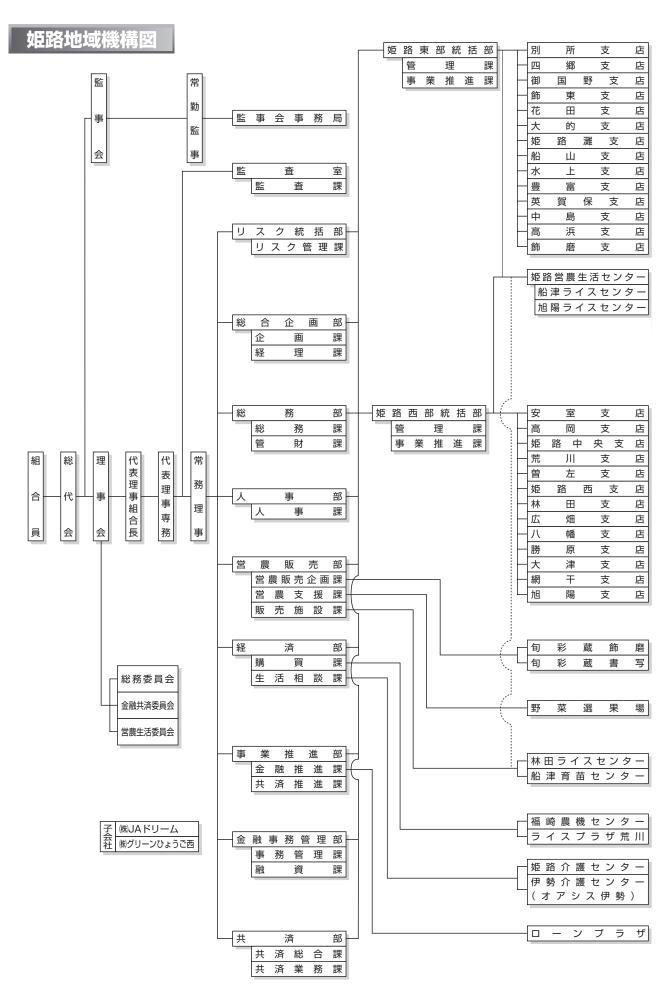


全体機構図

令和4年3月31日現在

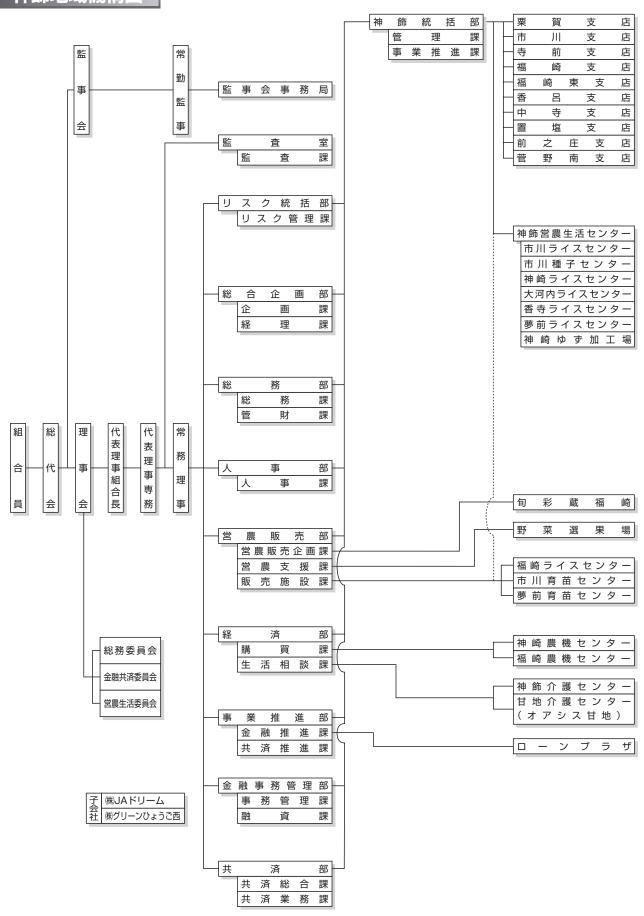






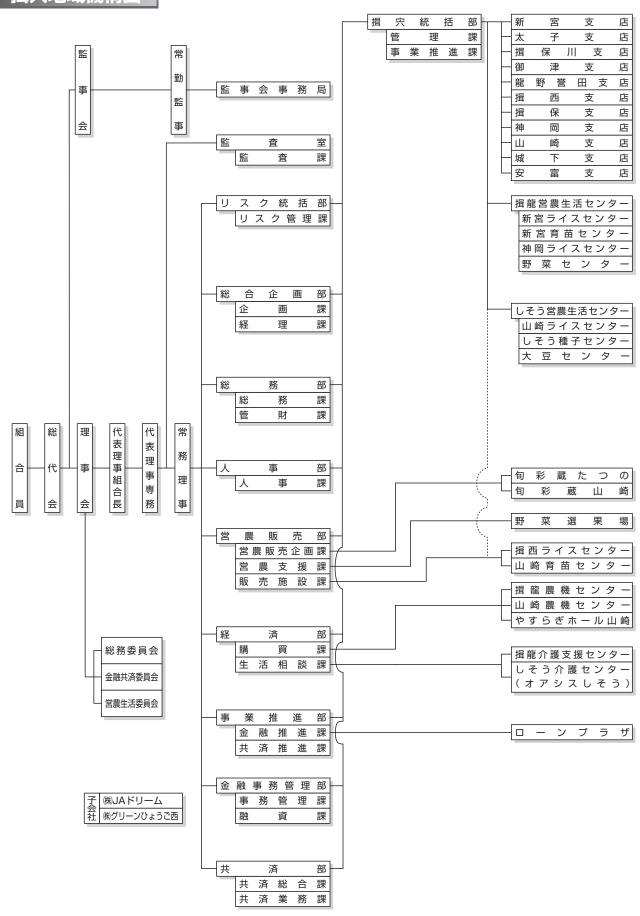


神飾地域機構図



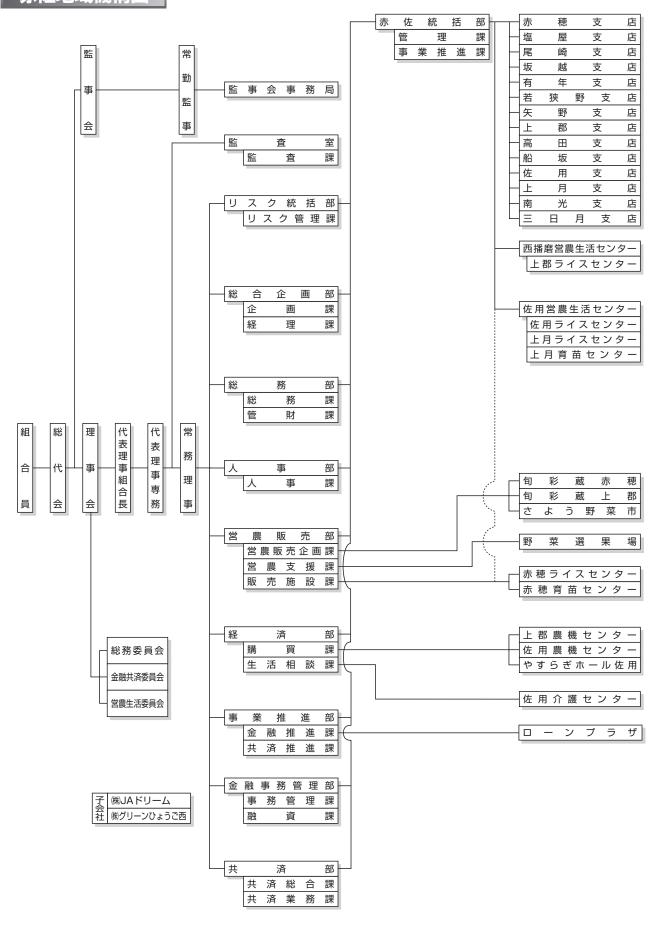


揖宍地域機構図





赤佐地域機構図



役員構成・組合員数・職員数・組合員組織の状況



役員構成

					-						I	
			名	E	E	ŕ		辯	辨		代表権の有無	担当その他
		組合		福	本	博	之	常		勤	有	
_代	表理	事専	務	岩	崎		均	常		勤	有	【実践的能力者】
常	務	理	事	岡	本	直	生	常		勤	無	総務担当【実践的能力者】
常	務	理	事	中	尾	芳	暢	常		勤	無	企画・リスク担当 【実践的能力者】
常	務	理	事	永	石	啓	司	常		勤	無	金融共済担当【実践的能力者】
常	務	理	事	妹	尾	健	_	常		勤	無	事業推進担当【実践的能力者】
常	務	理	事	西	Щ		猛	常		勤	無	営農生活担当【実践的能力者】
理			事	濵	田	秀	樹	非	常	勤	無	
理			事	橋	詰	益	聖	非	常	勤	無	
理			事	白	井	_	成	非	常	勤	無	
理			事	山	名	保	幸	非	常	勤	無	
理			事	山	本	龍ス	大郎	非	常	勤	無	
理			事	Ξ	木	基	弘	非	常	勤	無	
理			事	岡	本	明	雄	非	常	勤	無	
理			事	牛	尾	敏	博	非	常	勤	無	
理			事	松	畄	博	昭	非	常	勤	無	
理			事	熊	橋	泰	憲	非	常	勤	無	
理			事	室	井	美	F博	非	常	勤	無	
理			事	北	村	哲	朗	非	常	勤	無	
理			事	石	田	雅	裕	非	常	勤	無	
理			事	濱	田		学	非	常	勤	無	
理			事	横	Ш		清	非	常	勤	無	
理			事	谷	本	耕	造	非	常	勤	無	
理			事	林		正	治	非	常	勤	無	【実践的能力者】
理			事	筒	井	爲	人	非	常	勤	無	【実践的能力者】

役	職	; :	名	E	E	4	3	常勤	非常	か別	代表権の有無		担当その他
理			事	稲	積	照	義	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	尾	上	和	志	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	田	靡	仁	志	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	久傷	田	泰	Ξ	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	大	成	Œ	悟	非	常	勤	無	[認定農業者
理			事	藤	原	安	晴	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	後	藤	芳	樹	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	坂	П	芳	朗	非	常	勤	無	[認定農業者
			#	,,,,		7	D/J	<i>≯</i> ⊦			7111	[実践的能力者
理			事	曽	谷	通	徳	非	常	勤	無	-	実践的能力者
理			事	倉	田	昌	彦	非	常	勤	無		実践的能力者
_理			事	森	﨑	隆	雄	非	常	勤	無	[認定農業者
理			事	ılı	田	降	峰	非	常	勤	無	[認定農業者
			7	I		P±						1	実践的能力者
			事	衣	笠		郎	非	常	勤	無	[実践的能力者
理			事	福	本	啓	=	非	常	勤	無		実践的能力者
理			事	河	本	佳	史	非	常	勤	無		認定農業者に準ずる者
				7-3					- ,			[実践的能力者
理			事	東	Ш	晃	志	非	常	勤	無		認定農業者
理			事	福	Ħ	範	康	非	常	勤	無	[認定農業者
				Щ								[実践的能力者
理			事	Ξ	木	清	美	非	常	勤	無	(女性理事
_理			事	小	谷	美恩	[子	非	常	勤	無	(女性理事
		監	事	原	井		康	非	常	勤			
	劼	監	事	加	藤	久	明	常		勤			
監			事	田	中	秀	樹	非	常	勤			
監			事	尾	波	宰	Ξ	非	常	勤			
監			事	寺	田	耕	=	非	常	勤			
監			事	西	尾		朗	非	常	勤		員	外監

- (備考)
- 季163 / 12月9日付にて、三木政司氏はご近去により員外監事を退任いたしました。 農協法等30条第12項の要件を満たしています。なお、当組合では、理事構成の要件として「理事の定数の過半数を、認定農業者・認定農業者に準する者・実践的能力者で構成(施行規則第76条の2第1項2号)」を選択しています。 当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約(農協法第35条の8に規定する保険契約)を締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金公会計事用の損害等を増減するよのです。 償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

組合員数

(単位:人、法人)

区分	2年度	3年度	増 減
正組合員	48,718	47,264	△ 1,454
個人	48,649	47,188	△ 1,461
法人	69	76	7
准組合員	56,279	56,772	493
個人	56,033	56,510	477
法人	246	262	16
合 計	104,997	104,036	△ 961

(単位:人)

区分	男 性	女 性	合 計
一般職員	440	403	843
営農指導員	55	1	56
生活指導員	0	14	14
契約職員	107	268	375
合 計	602	686	1,288

(注) 営農指導員には契約職員16人、生活指導員には契約職員3人を含みます。

組合員組織の状況

[主な組合員組織] (単位:人) JA協力委員会 1,061 (統括代表協力委員会) (支店代表協力委員会) (支店協力委員会) 1,492 年金友の会 78,521 本多 久則 全 域 不動産部会 大島 雅博 257 集落営農組織連絡協議会 猪澤 敏-185組織 直売施設生産部会連絡協議会 稔 2,339 土井 3,611 JA兵庫西女性会 三木 清美 JA兵庫西青壮年部会「青空会」 28 生産者組織 13組織 420 (軟弱野菜研究会、いちじく部会、 姫路地域 太市筍組合、大津レンコン部会 朝市の会、集落営農組織など) 生産者組織 10組織 (酒米振興会、営対推進協議会 神飾地域 ゆず生産部会、切花部会、 オペレーター部会、集落営農組織など) 14組織 牛産者組織 344 (園芸組合、いちじく部会、 揖宍地域 種子生產組合、酒米振興協議会、 小豆生産部会、ぶどう生産組合、 バジル生産部会など) 生産者組織 18組織 (いちじく部会、茄子部会、 赤佐地域 メロン部会、いちご部会、 コシヒカリ部会、蔬菜部会、 ジャンボピーマン部会など)

地域·

名 称

兵庫西農業協同組合

店 本

姫路市三左衛門堀西の町216

姫路 地域

- ■2統括部
- ■27支店
- ■1営農生活センター ■店舗内ATM32台
- ■店舗外ATM4台

神飾地域

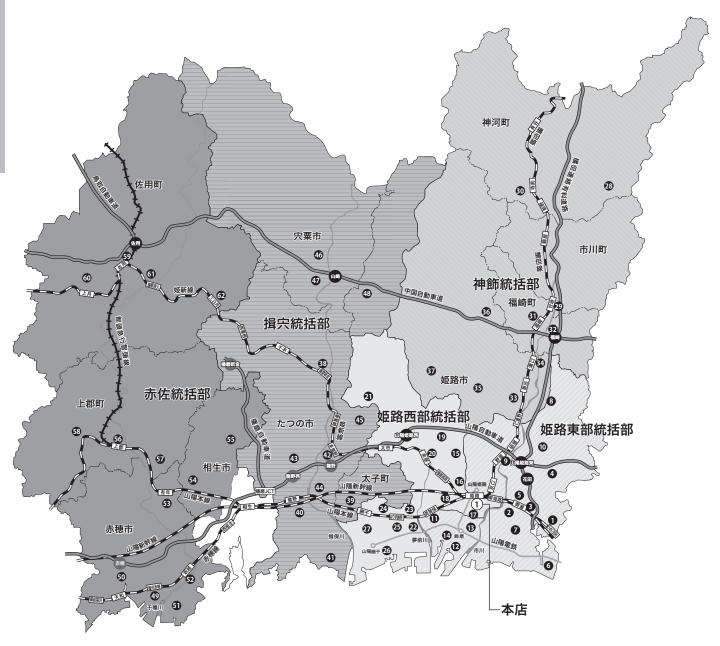
- ■1統括部
- ■10支店
- ■1営農生活センター
- ■店舗内ATM13台
- ■店舗外ATM9台

揖宍地域

- ■1統括部
- ■11支店
- ■2営農生活センター
- ■店舗内ATM17台
- ■店舗外ATM9台

赤佐地域

- ■1統括部
- ■14支店
- ■2営農生活センター
- ■店舗内ATM18台
- ■店舗外ATM7台



(注) ●数字は支店、支店名は本誌37ページ以降に表示しています。

事務所の名称及び所在地



令和4年4月1日現在

(単位:台)

連番	施設名	所 在 地	電話番号	ATM台数
1	① 本店	姫路市三左衛門堀西の町216	(079) 281-5021	
2	ローンプラザ	姫路市三左衛門堀西の町216	™ 0120-233-038	
3	姫路東部統括部	姫路市花田町加納原田937	(079) 253-6034	
4	1 別所支店	姫路市別所町別所713-1	(079) 252-0685	1
5	② 四郷支店	姫路市四郷町坂元261-1	(079) 253-1911	1
6	3 御国野支店	姫路市御国野町国分寺534-13	(079) 252-1121	1
7	4 飾東支店	姫路市飾東町塩崎554	(079) 253-1865	1
8	⑤ 花田支店	姫路市花田町加納原田945-1	(079) 253-1488	1
9	6 大的支店	姫路市大塩町汐咲1丁目41	(079) 254-0104	1
10	7 姫路灘支店	姫路市東山191-1	(079) 245-8001	2
11	8 船山支店	姫路市船津町3976	(079) 232-2233	1
12	⑨ 水上支店	姫路市西中島38-1	(079) 281-2000	2
13	● 豊富支店	姫路市豊富町御蔭959-1	(079) 264-0115	1
14	● 英賀保支店	姫路市飾磨区英賀保駅前町49	(079) 236-0017	2
15	12 中島支店	姫路市飾磨区中島1084-1	(079) 234-2721	1
16	③ 高浜支店	姫路市飾磨区阿成鹿古309	(079) 234-2571	1
17	4 飾磨支店	姫路市飾磨区加茂323-5	(079) 233-0821	1
18	姫路西部統括部	姫路市林田町下伊勢418	(079) 269-0777	
19	15 安室支店	姫路市田寺1丁目6-40	(079) 298-1015	1
20	16 高岡支店	姫路市西今宿3丁目3-1	(079) 297-1955	1
21	10 姫路中央支店	姫路市東延末3丁目25	(079) 281-2681	2
22	18 荒川支店	姫路市井ノ口46-1	(079) 298-2035	1
23	19 曽左支店	姫路市書写1983	(079) 266-2350	1
24	20 姫路西支店	姫路市飾西493-1	(079) 266-0006	2
25	2 林田支店	姫路市林田町林谷192	(079) 261-3232	1
_26	22 広畑支店	姫路市広畑区本町4丁目719	(079) 236-0785	1
27	❷ 八幡支店	姫路市広畑区西夢前台5丁目247	(079) 237-0125	1
_28	24 勝原支店	姫路市勝原区丁734-1	(079) 273-7821	1
29	② 大津支店	姫路市大津区恵美酒町1丁目101-1	(079) 236-1546	1
30	26 網干支店	姫路市網干区新在家1411-2	(079) 272-1381	1
31	20 旭陽支店	姫路市網干区坂上432	(079) 273-6331	1
32	神飾統括部	神崎郡福崎町福崎新145-1	(0790) 22-5001	
33	28 粟賀支店	神崎郡神河町栗賀町321-1	(0790) 32-1212	2
34	市川支店	神崎郡市川町西川辺625-1	(0790) 26-0360	2
35	3 寺前支店	神崎郡神河町寺前43-1	(0790) 34-1212	1
_36	3 福崎支店	神崎郡福崎町福田267-1	(0790) 22-1100	1
37	❸ 福崎東支店	神崎郡福崎町西田原1277-1	(0790) 22-5003	1
38	❸ 香呂支店	姫路市香寺町田野28	(079) 232-0117	1
39	❸ 中寺支店	姫路市香寺町溝口563-1	(079) 232-1015	1
40	❸ 置塩支店	姫路市夢前町置本439-5	(079) 335-0021	1
41	❸ 前之庄支店	姫路市夢前町前之庄1294-1	(079) 336-0003	2
42	❸ 菅野南支店	姫路市夢前町菅生澗811-1	(079) 335-0300	1
43	揖宍統括部	たつの市揖西町小神1044-1	(0791) 63-5060	
44	❸ 新宮支店	たつの市新宮町新宮80-114	(0791) 75-4032	2
45	❸ 太子支店	揖保郡太子町矢田部72-1	(079) 277-1001	2
46	● 揖保川支店	たつの市揖保川町山津屋141-1	(0791) 72-2028	1
47	4 御津支店	たつの市御津町釜屋199-1	(079) 322-0021	1
_48	42 龍野誉田支店	たつの市龍野町堂本705	(0791) 63-0452	2



事務所の名称及び所在地

(単位:台)

				(単位:台) ————
連番	施設名	所 在 地	電話番号	ATM台数
49	43 揖西支店	たつの市揖西町竹万97	(0791) 66-0081	1
50	44 揖保支店	たつの市揖保町西構142-1	(0791) 67-8014	1
51	45 神岡支店	たつの市神岡町横内276-1	(0791) 65-1311	1
52	46 山崎支店	宍粟市山崎町今宿101-1	(0790) 62-0083	3
53	☞ 城下支店	宍粟市山崎町千本屋229	(0790) 62-0480	1
54	48 安富支店	姫路市安富町安志1004-1	(0790) 66-2200	2
55	赤佐統括部	赤穂郡上郡町大持366-1	(0791) 52-6631	
56	49 赤穂支店	赤穂市加里屋51-1	(0791) 43-1848	2
57	50 塩屋支店	赤穂市新田167-2	(0791) 43-7730	1
58	5 尾崎支店	赤穂市大橋町1-3	(0791) 43-7729	1
59	❷ 坂越支店	赤穂市浜市468-4	(0791) 48-8028	1
60	③ 有年支店	赤穂市有年横尾400-1	(0791) 49-2020	1
61	❸ 若狭野支店	相生市若狭野町八洞152-2	(0791) 28-0121	1
62	5 矢野支店	相生市矢野町上152-3	(0791) 29-0331	1
63	66 上郡支店	赤穂郡上郡町大持360-2	(0791) 52-2221	3
64	⑤ 高田支店	赤穂郡上郡町中野609-1	(0791) 52-2233	1
65	63 船坂支店	赤穂郡上郡町八保甲173-1	(0791) 55-0002	1
66	69 佐用支店	佐用郡佐用町円応寺450	(0790) 82-2728	2
67	◎ 上月支店	佐用郡佐用町上月584-1	(0790) 86-0201	1
68	6 南光支店	佐用郡佐用町下徳久888	(0790) 78-0010	1
69	② 三日月支店	佐用郡佐用町三日月1119-18	(0790) 79-2005	1
70	姫路営農生活センター	姫路市林田町林谷192	(079) 261-4551	
71	神飾営農生活センター	神崎郡福崎町福崎新432	(0790) 22-5005	
72	揖龍営農生活センター	たつの市揖西町竹万97	(0791) 66-3111	
73	しそう営農生活センター	宍粟市山崎町今宿101-1	(0790) 62-6617	
74	西播磨営農生活センター	赤穂郡上郡町竹万2314	(0791) 52-2224	
75	佐用営農生活センター	佐用郡佐用町円応寺450	(0790) 82-2731	
76	船津ライスセンター	姫路市船津町5275-10	(079) 232-5115	
77	林田ライスセンター	姫路市林田町口佐見283-1	(079) 261-3871	
78	旭陽ライスセンター	姫路市網干区宮内1908-1	(079) 272-7100	
79	市川ライスセンター	神崎郡市川町田中228-3	(0790) 28-1407	
80	神崎ライスセンター	神崎郡神河町東柏尾706-1	(0790) 32-2074	
81	大河内ライスセンター	神崎郡神河町新野552-1	(0790) 34-0824	
82	福崎ライスセンター	神崎郡福崎町東田原931	(0790) 22-5011	
83	香寺ライスセンター	姫路市香寺町矢田部769-15	(079) 232-6525	
84	夢前ライスセンター	姫路市夢前町寺2101-4	(079) 335-1277	
85	新宮ライスセンター	たつの市新宮町曽我井751-2	(0791) 75-2553	
86	揖西ライスセンター	たつの市揖西町中垣内甲86-2	(0791) 66-0861	
87	神岡ライスセンター	たつの市神岡町野部860	(0791) 65-0429	
88	山崎ライスセンター	宍粟市山崎町宇野127-3	(0790) 65-0470	
89	赤穂ライスセンター	赤穂市高雄2301-3	(0791) 48-0245	
90	上郡ライスセンター	赤穂郡上郡町尾長谷1507	(0791) 54-0300	
91	佐用ライスセンター	佐用郡佐用町本位田乙129-1	(0790) 82-2689	
92	上月ライスセンター	佐用郡佐用町金屋1295-1	(0790) 87-0441	
93	野菜選果場	相生市若狭野町野々764-56	(0791) 28-0574	
94	船津育苗センター	姫路市船津町5275-10	(079) 232-5115	
95	市川育苗センター	神崎郡市川町近平72	(0790) 26-1145	
96	夢前育苗センター	姫路市夢前町前之庄3064-1	(079) 336-2199	



(単位:台)

				(単位:台) ————
連番	施設名	所 在 地	電話番号	ATM台数
97	新宮育苗センター	たつの市新宮町曽我井751-2	(0791) 75-2553	
98	山崎育苗センター	宍粟市山崎町宇野167	(0790) 65-0470	
99	赤穂育苗センター	赤穂市高雄2301-3	(0791) 48-0245	
100	上月育苗センター	佐用郡佐用町金屋1295-1	(0790) 87-0441	
101	姫路介護センター	姫路市飾磨区加茂323-5	(079) 233-6781	
102	伊勢介護センター(オアシス伊勢)	姫路市林田町上伊勢1061-1	(079) 261-4165	
103	神飾介護センター	神崎郡福崎町福崎新145-1	(0790) 22-7001	
104	甘地介護センター(オアシス甘地)	神崎郡市川町甘地804-1	(0790) 26-3555	
105	揖龍介護支援センター	たつの市揖西町竹万97	(0791) 64-8265	
106	しそう介護センター(オアシスしそう)	宍粟市山崎町生谷191-1	(0790) 64-0600	
107	佐用介護センター	佐用郡佐用町円応寺450	(0790) 82-3533	
108	神崎農機センター	神崎郡神河町粟賀町321-1	(0790) 32-2589	
109	福崎農機センター	神崎郡福崎町東田原931	(0790) 22-5377	
110	福崎農機センター(船津)	姫路市船津町5275-10	(079) 232-7660	
111	揖龍農機センター	たつの市揖西町竹万97	(0791) 66-2737	
112	揖龍農機センター(苅屋)	たつの市御津町苅屋39	(079) 322-3760	
113	山崎農機センター	宍粟市山崎町今宿101-1	(0790) 62-2865	
114	上郡農機センター	赤穂郡上郡町上郡48-2	(0791) 57-3811	
115	上郡農機センター(矢野)	相生市矢野町上152-3	(0791) 29-0575	
116	佐用農機センター	佐用郡佐用町本位田乙129-1	(0790) 82-4680	
117	ライスプラザ荒川	姫路市町坪2-7	(079) 297-3677	
118	神崎ゆず加工場	神崎郡神河町根宇野1019-2	(0790) 32-1676	
119	みそ加工場	宍粟市山崎町岸田760-1		
120	旬彩蔵書写(姫路書写営農振興施設)	姫路市書写875-8	(079) 266-3910	
121	旬彩蔵飾磨(姫路細江営農振興施設)	姫路市飾磨区細江2706	(079) 235-8001	
122	旬彩蔵福崎	神崎郡福崎町福崎新432	(0790) 24-1800	
123	旬彩蔵たつの(龍野営農振興施設)	たつの市龍野町堂本704	(0791) 62-1011	
124	旬彩蔵山崎	宍粟市山崎町今宿100-4	(0790) 62-4209	
125	旬彩蔵上郡	赤穂郡上郡町竹万2311	(0791) 52-6800	
126	旬彩蔵赤穂	赤穂市元町4-7	(0791) 43-5150	
127	さよう野菜市	佐用郡佐用町円応寺450	(0790) 82-3577	
128	大豆センター	宍粟市山崎町岸田506-3	(0790) 62-2931	
129	野菜センター	たつの市御津町苅屋39	(079) 322-3027	
130	大豆乾燥調製施設	宍粟市山崎町宇野127-3		
131	山崎葬祭センター(やすらぎホール山崎)	宍粟市山崎町須賀沢166-2	(0790) 63-2700	
132	佐用葬祭センター(やすらぎホール佐用)	佐用郡佐用町横坂517-1	(0790) 82-4600	
133	市川種子センター	神崎郡市川町谷262-1	(0790) 26-1145	
134	しそう種子センター	宍粟市山崎町岸田506-3	(0790) 62-8633	
135	女性会研修センター	たつの市御津町釜屋199-1		
136	体育館	姫路市豊富町豊富3724-1		
137	野菜苗生産基地	姫路市打越424-7	(079) 267-3010	
138	土壌分析室		(079) 267-3010	
	i e			1

店舗内ATM設置台数 80台

事務所の名称及び所在地

(店舗外ATM内訳) (単位:台)

設置箇所	台数	設 置 箇 所	台数	設置箇所	台数
大的(的形コーナー)	1	香呂(香呂南部コーナー)	1	山崎(岸田コーナー)	1
豊富(甲丘コーナー)	1	置塩(置塩北コーナー)	1	山崎(菅野コーナー)	1
旭陽(余部コーナー)	1	菅野南(菅野北コーナー)	1	赤穂(赤穂市民病院コーナー)	1
飾磨(旬彩蔵飾磨コーナー)	1	太子(太子町役場コーナー)	1	坂越(高雄コーナー)	1
市川(甘地介護センターコーナー)	1	太子(太田コーナー)	1	若狭野(緑ヶ丘コーナー)	1
市川(瀬加コーナー)	1	太子(石海コーナー)	1	佐用(佐用町役場コーナー)	1
市川(鶴居コーナー)	1	太子(竜田コーナー)	1	佐用(平福コーナー)	1
福崎(かみしかコーナー)	1	御津(室津コーナー)	1	上月(久崎コーナー)	1
福崎東(福崎町役場コーナー)	1	揖西(小神コーナー)	1	南光(三河コーナー)	1
福崎東(八千種コーナー)	1	神岡(東觜崎コーナー)	1		

※ATMはJAバンク兵庫が管理・運用しています。

29台 店舗外ATM設置台数

JAより出資している子会社等

連番	子会社等名	所 在 地	電話番号	備考
1	(株)JAドリーム	姫路市三左衛門堀西の町216	(079) 281-5021	
ı	(株)JAドリーム本社事務所	たつの市揖保川町山津屋141-1	(0791) 72-3128	
2	(株)グリーンひょうご西	姫路市船津町5275-10	(079) 232-6711	

特定信用事業代理業者の状況

JA兵庫西には、該当する特定信用事業代理業者は存在しません。



〈ご案内〉

令和3年度より、JA兵庫西で は、農業や生活に関する情報や地域 の身近な話題を掲載した広報誌JA 兵庫西の元気生活応援ジャーナル 「にっしぃひろば」をタブロイド化 し、隔月発行(奇数月)の新聞折込 に変更しています。



また、インターネット上ではホームページを開設しています。

ホームページへのアクセスは URL https://www.ja-hyogonishi.or.jp/



CONTEN S Т

【経営資料】 目次

I 決算の状況
■貸借対照表42
■ 損益計算書44
■注記表46
■ 剰余金処分計算書 60
■ 財務諸表の正確性等にかかる確認61
■ 部門別損益計算書 62
■ 会計監査人の監査62
Ⅱ 損益の状況
■最近の5事業年度の主要な経営指標63
■ 利益総括表63
■ 資金運用収支の内訳 ······63
■受取・支払利息の増減額63
Ⅲ 事業の概況
1. 信用事業64
■貯金に関する指標64
■貸出金等に関する指標64
■内国為替取扱実績67
■ 有価証券に関する指標67
■ 有価証券等の時価情報等67
2. 共済事業68
■長期共済保有高68
■ 医療系共済の入院共済金額保有高68
■介護共済・生活障害共済・
特定重度疾病共済の共済金額保有高 68
■年金共済の年金保有高68
■ 短期共済新契約高68
3. 購買事業68
■購買品(生産資材)取扱実績68
■購買品(生活物資)取扱実績68
4. 販売事業69
■受託販売品取扱実績69
■買取販売品取扱実績69
5. 保管事業69
6. 利用事業69
7. その他の事業70
8. 指導事業70
Ⅳ 経営諸指標
■ 利益率70
■ 貯貸率・貯証率70

V 自己	2資本の充実の状況	
■自己	資本の構成に関する事項	. 71
■自己	資本の充実度に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 72
■信用	リリスクに関する事項	. 73
■信用	リスク削減手法に関する事項	. 74
■派生	商品取引及び長期決済期間取引の	
取引	相手のリスクに関する事項	75
■証券	化エクスポージャーに関する事項	· 75
	その他これに類する	
	'スポージャーに関する事項·······	75
	.ク・ウェイトのみなし計算が適用される 'スポージャーに関する事項	. 75
	リスクに関する事項	
	s情報	
	·一プの概況 ··············	. 77
	グループの事業系統図 ····································	
	子会社等の状況	
(3)	· =	
(4)	最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	. 77
(5)	連結貸借対照表	
(6)		
(7)	連結剰余金計算書	
(8)	連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)	. 79
(9)	連結注記表	. 80
(10)	連結事業年度の農協法に基づく開示債権	94
(11)	連結事業年度の事業別経常収益等	94
■連結	自己資本の充実の状況	95
(1)	自己資本の構成に関する事項	95
(2)	自己資本の充実度に関する事項	96
(3)	信用リスクに関する事項	97
(4)	信用リスク削減手法に関する事項	- 98
(5)	派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	. 99
(6)	証券化エクスポージャーに関する事項	. 99
(7)	オペレーショナル・リスクに関する事項	. 99
(8)	出資その他これに類する	
	エクスポージャーに関する事項	. 99
(9)	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
	エクスポージャーに関する事項	
(10)	金利リスクに関する事項	100
法定開示	TITT	101

貸借対照表 [資産の部]

(兵庫西農業協同組合)

							(単位:百万円) ■
	7	科	目			令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
1. 信	用	事	業	資	産	1,432,487	1,467,050
(1)	現				金	2,592	2,524
(2)	預				金	1,129,144	1,153,746
	系	糸	充	預	金	1,128,943	1,153,739
	系	統	外	預	金	201	6
(3)	有	価		証	 券	300	_
	玉				債	300	_
(4)	貸		出		 金	294,851	305,425
(5)	その作	<u></u> 也の	信用	事業	資産	7,751	7,448
	未	Ц	Z	収	益	257	217
	そ	の	他(の 資	産	7,494	7,230
(6)	貸	倒	31	当	金	△ 2,152	△ 2,093
2. 共	済	事	業	資	産	103	39
(1)	共 :	済	貸	付	金金	2	
(2)	その作	也の	共済	事業	資産	101	39
3. 経	済	事	業	資	産	2,060	2,093
(1)	経	済 	未	収	金	456	516
(2)	経 済	¥ 5	受 計	壬 債	権	984	912
(3)	棚	卸		資	産	604	657
	購		買		品	567	620
	その)他	の相	明卸:	資 産	36	36
(4)	その作	也の	経済	事業	資産	73	59
(5)	貸	倒	51	当	金	△ 57	△ 52
4. 雑		j	資		産	1,352	1,234
5. 固	定	2	貨	Ĩ	産	13,231	12,688
(1)	有 形		固分	È 資	産	13,161	12,618
	建				物	20,931	20,631
	構		築		物	2,426	2,447
	機	枋	或	装	置	4,012	4,097
	土				地	7,876	7,646
	器	È	Į	備	品	2,119	1,991
	建	設	仮	勘	定	6	_
	その	他の	D有形	固定	資産	162	148
	減 信	西僧	賞 却	累	計額	△ 24,374	△ 24,344
(2)	無形	<u> </u>	固元	È 資	産	70	69
6. 外	咅	ß	H	L	資	56,806	57,651
(1)	外	部		出	資	56,806	57,651
	系	糸	充	出	資	55,606	56,366
	系	統	外	出	資	1,122	1,207
	子	会	社	等出	資	77	77
7. 繰	延	税	金	資	産	1,433	1,492
資	産 の	D	部	合	計	1,507,476	1,542,250



貸借対照表 [負債及び純資産の部]

	令和2年度	令和3年度
科目	ヤ州と千良 (令和3年3月31日)	サ州3年度 (令和4年3月31日)
1.信 用 事 業 負 債	1,441,733	1,474,996
(1) 貯 金	1,434,694	1,469,155
(2) 譲 渡 性 貯 金	1,343	673
(3) 借 入 金	20	12
(4) その他の信用事業負債	5,675	5,156
未 払 費 用	368	301
その他の負債	5,307	4,855
2. 共 済 事 業 負 債	1,614	2,194
(1) 共 済 資 金	255	866
(2) 未経過共済付加収入	1,279	1,270
(3) その他の共済事業負債	79	57
3. 経 済 事 業 負 債	844	871
(1) 経済事業未払金	420	368
(2) 経 済 受 託 債 務	368	447
(3) その他の経済事業負債	55	55
4. 雑 負 債	1,319	1,344
(1) 未 払 法 人 税 等	493	449
(2) 資 産 除 去 債 務	3	3
(3) そ の 他 の 負 債	822	890
5. 諸 引 当 金	3,874	3,660
(1) 賞 与 引 当 金	430	424
(2) 退職給付引当金	3,390	3,165
(3) 役員退職慰労引当金	53	70
負 債 の 部 合 計	1 440 007	1,483,068
	1,449,387	1,463,066
1.組合員資本	58,088	59,181
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金	58,088	59,181
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金	58,088 12,594	59,181 12,627
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金	58,088 12,594 45,600	59,181 12,627 46,674
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業支援積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206	59,181 12.627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業支援積立金 有価証券価格変動積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 卡 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 支援積立金 農業 支援積立金 有価証券価格変動積立金 施 設整備積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業支援積立金 有価証券価格変動積立金 施設整備積立金 災害等対策積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750
1.組 合 員 資 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 特別積立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業支援積立金 有価証券価格変動積立金 施設整備積立金 災害等対策積立金 合併記念事業積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 親 金 利 益 準 備 金 卡 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 支援積立金 方価証券価格変動積立金 施 設 整備積立金 近 等 対策積立金 合併記念事業積立金 生活文化活動支援積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290	59,181 12.627 46.674 13,989 32.685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益 剰 余 金 特 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 支 援 積 立 金 有価証券価格変動積立金 施 設 整 備 積 立 金 合併記念事業積立金 合併記念事業積立金 生活文化活動支援積立金 固定資産圧縮積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358
1.組 合員資本 (1) 出 資金 (2) 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金特別積立金 情用事業基盤強化積立金農業基盤強化積立金農業基盤強化積立金農業 農業基盤強化積立金農業 農業基盤強化積立金合併記券価格変動積立金 施設整備積立金 近害等対策積立金合併記念事業積立金 生活文化活動支援積立金 固定資産圧縮積立金 経営基盤強化積立金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益 剰 余 金 特 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 接 積 立 金 有価証券価格変動積立金 施 設 整 備 積 立 金 合併記念事業積立金 生活文化活動支援積立金 固定資産圧縮積立金 経営基盤強化積立金 当 期 未 処 分 剰 余 金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201	59,181 12.627 46.674 13.989 32.685 17.253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益 剰 余 金 特 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 表 援 積 立 金 右価証券価格変動積立金 施 設 整 備 積 立 金 合併記季整 備 積 立 金 全活文化活動支援積立金 を生活文化活動支援積立金 を生活文化活動支援積立金 とは対象を発達を発達を発展を発	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759)	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587 (1,320)
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益 型 元 金 特 別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 要 接 接 動積立金 農業 等対 策 積 立 金 が 高設 整 備 策積立金 が 害等対策 業積立金 を 上活文化活動支援積立金 と上活文化活動支援積立金 と上活文化活動支援積立金 は対射・大の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759) △ 105	59,181 12.627 46.674 13.989 32.685 17.253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587
1.組 合 員 資 (1) 出 資 金 (2) 利 益 製 余 金 利 益 準 備 金 村 利 益 準 備 金 特別 積 立 金 信用事業基盤強化積立金 農業 大 表 有価証券価格変動積立金 施設 要 新 積 立 金 公害等 対策 積 立 金 (方 方 方 方 方 方 (3) 処 分 未 済 持 分 (3) 処 分 未 済 持 分 (3) 型 分 未 済 持 分 (3) 型 分 未 済 持 分	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759) △ 105	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587 (1,320)
1.組 合 員 資 本 (1) 出 資 金 (2) 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 その他利益 乗 付 金 特 別 積 立金 信用事業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業基盤強化積立金 農業 長 積 立 金 有価証券価格変動積立金 施設 整 対 策 積 直立金 佐活動支援積立金 生活文化活動支援積立金 生活文化活動支援積立金 と共活文化活動支援積立金 は対 産 圧縮積立金 と共活文化活動支援積立金 は対 産 上部 対 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 が 乗 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 対 乗 乗 が 大 で 産 上 活 文 企 を 当 期 未 処 分 利 余 金 (3) 処 分 未 済 持 分 2.評 価 ・ 換 算 差 額 等 (1) その他有価証券評価差額金	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759) △ 105 0	59,181 12.627 46.674 13.989 32.685 17.253 2.955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587 (1,320) △ 120 —
1.組 合 員 資 (1) 出 資 金 (2) 利 益 製 余 金 利 益 準 備 金 特 別 益 金 信用事業基盤強化積立金 農業 支 技 積 立 農業 支 大 積 立 有価証券価格変動積立金 近 金 災害等対策積立金 合併記 大 大 大 資 経営基盤 強 分 未 方 (3) 処 分 未 万 (3) 少 未 万 五 (3) 少 未 万 五 (3) 少 未 万 五 (4) (5) 五 五 五 (6) (7) </th <th>58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759) △ 105</th> <th>59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587 (1,320)</th>	58,088 12,594 45,600 13,489 32,111 17,253 2,855 1,350 1,206 450 3,486 650 500 290 366 1,500 2,201 (1,759) △ 105	59,181 12,627 46,674 13,989 32,685 17,253 2,955 1,450 1,271 450 3,106 750 411 290 358 1,800 2,587 (1,320)

損益計算書

2 年度 令和 2年4月1日~令和 3年3月31日 3 年度 令和 3年4月1日~令和 4年3月31日

(兵庫西農業協同組合) (単位:百万円)

	□ 3 年度 令和 3年4月1日~令和 4年3月31 「	日 」 (単位・日万円)
科目	令和2年度	令和3年度
1.事 業 総 利 益	12,410	12,011
事業収益	20,054	18,346
事 業 費 用	7,644	6,335
(1) 信用事業収益	11,095	10,764
資金運用収益	10,639	10,326
(う ち 預 金 利 息) (うち有価証券利息配当金)	(6,318)	(6,235)
(うち貸出金利息)	(22) (2,863)	(0) (2,825)
(うちその他受入利息)	(1,434)	(1,264)
役務取引等収益	290	293
その他経常収益	165	144
(2) 信 用 事 業 費 用	3,050	2,802
資金調達費用	892	746
(うち貯金利息)	(853)	(707)
(うち給付補填備金繰入)	(10)	(7)
(うち譲渡性貯金利息) (うち借入金利息)	(1) (0)	(O) (O)
(うちその他支払利息)	(25)	(30)
役務取引等費用	42	48
その他経常費用	2,116	2,008
(うち貸倒引当金繰入額)	(36)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 46)
(うち貸出金償却)	(6)	(4)
信 用 事 業 総 利 益 ③ 共 済 事 業 収 益	8,044 3,604	7,961 3,421
共済付加収入	3,254	3,174
その他の収益	349	246
(4) 共 済 事 業 費 用	211	179
共 済 推 進 費	178	139
共 済 保 全 費	12	12
その他の費用 共済事業総利益	20 3,392	27 3,241
	3,318	2,553
購買品供給高	3,263	2,479
購 買 手 数 料	_	18
修 理 サ ー ビ ス 料	39	39
その他の収益	15	15
(6) 購買事業費用 購買品供給原価	3,039 2,844	2,314 2,128
期 貝 n	146	145
修 理 サ ー ビ ス 費	0	0
その他の費用	48	40
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△ 4)
購買事業総利益	278	239
(7) 販 売 事 業 収 益 (受託販売品販売高)	675 (6,419)	646 (6,224)
販売品販売高	90	(0,224)
販売手数料	426	431
その他の収益	157	127
(8) 販売事業費用	273	245
(受託販売品受入高)	(6,419)	(6,224)
販 売 品 販 売 原 価 販 売 費	71 15	67 14
販 売 費 そ の 他 の 費 用	186	163
(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△1)
販売事業総利益	401	400
(9) 保 管 事 業 収 益	57	50
(II) 保管事業費用 保管事業総利益	7 50	6 43
(11) 利用事業収益	960	605
(12) 利 用 事 業 費 用	714	440
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
利用事業総利益	245	165



損益計算書

		(単位・日万円)
科目	令和2年度	令和3年度
(13) 宅地等供給事業収益	10	9
(4) 宅地等供給事業費用		0
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益	8	8
(15) 福祉·介護保険事業収益	302	290
(i6) 福祉·介護保険事業費用	90	84
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
福祉・介護保険事業総利益	211	205
(17) その他事業収益	37	27
(18) その他事業費用	36	30
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(-)
その他事業総利益 個事業収入	0 24	△ 3 13
(a) 指 導 事 業 牧 入 (a) 指 導 事 業 支 出	24 249	265
営 農 指 導 事 業 支 出	194	219
(うちJA兵庫西農業振興支援金)	(18)	(17)
(うち地域農業振興対策支援金)	(-)	(49)
(うち地域活動活性化対策支援金)	(106)	(107)
(うちその他営農指導事業支出)	(69)	(45)
生活指導事業支出	55	46
指導事業収支差額	△ 225	△ 252
2.事 業 管 理 費	10,571	10,294
(1) 人 件 費	7,693	7,495
(2) 業 務 費	430	401
(3) 諸 税 負 担 金	605	605
(4) 施 設 費	1,742	1,699
(5) その他事業管理費	101	91
事業利益	1,838	1,716
3. 事 業 外 収 益	983	1,005
(1) 受 取 雑 利 息] 	<u>0</u>
(2) 受取出資配当金	723	757
(3) 賃 貸 料	165	163
(4) 雑 収 入 4.事 業 外 費 用	91 67	84 154
4. 事 業 外 費 用 (1) 支 払 雑 利 息	0	0
(2) 寄 付 金		
(3) 賃 貸 等 管 理 費		61
(うち減価償却費)	(31)	(40)
(4) 外 部 出 資 償 却	<u>`</u> 10	
(5) 雑 損 失	3	89
(うち合併20周年記念事業費)	(-)	(88)
(6) 貸倒引当金戻入益	△0	_
(7) 貸倒引当金繰入額		0
経 常 利 益	2,754	2,568
5. 特 別 利 益	93	389
(1) 固定資産処分益	46	102
(2) 一般補助金	16	287
(3) 受 入 補 償 金	30	1.000
6. 特 別 損 失	409	1,063
	178 15	96 287
(2) 固定資産圧縮損 (3) 減 損 損 失		679
(3) 減 損 損 失 税 引 当 期 利 益	2,438	1,894
法人税・住民税及び事業税	640	632
法 人 税 等 調 整 額	37	△ 58
法人税等合計	678	574
当期剰余金	1,759	1,320
当期首繰越剰余金	369	355
農業支援積立金取崩額	64	135
合併記念事業積立金取崩額	_	88
施設整備積立金取崩額	_	679
固定資産圧縮積立金取崩額	8	8
当期未処分剰余金	2,201	2,587

|決算の状況

注記表

I.《令和2年度 注記表》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によ り算定)により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額 の修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品、数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
購買品(農機製品)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2)固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - ア. 建物(建物附属設備を除く)
 - (ア) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。
 - (ウ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
 - イ. 建物附属設備、構築物
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。
 - (ウ) 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
 - ウ. 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。
 - ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

- (3) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等か ら算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に 係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある 債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認め られる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独 立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。



② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生してい ると認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準 によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処 理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4)消費税及び地方消費税の会計処理の方法

> 消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等 は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「O」で表示しています。 また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(6)その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用 については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益 を除去した額を記載しております。

改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴 い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)の適用に伴い、当 事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,433百万円
 - ② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っ ています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可 能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所 得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金 額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延 税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 215百万円

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を 比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・ インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等 を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定 の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影 響を与える可能性があります。

決算の状況

4.貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

	項	目		金額
建			物	463
構	築		物	20
機	械	装	置	48
土			地	248
器	具	備	品	34
その	他 有 形	固定	資 産	6
	合	計		821

- (注) 平成13年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。
- 為替決済等の代用として、定期預金17,570百万円を差し入れています。

(3)子会社等に対する金銭債権の総額 2百万円 子会社等に対する金銭債務の総額 645百万円

(4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 16百万円

(5)貸出金のうちリスク管理債権(破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)の額は、次のと おりです。

(単位:百万円)

項						目			金	額	
1.	破		綻		先		債		権		50
2.	延			滞		ſ	責		権	2	,847
3.	3	カ	月	以	上	延	滞	債	権		_
4.	貸	出	条	华	=	緩	和	債	権		337
				合	1	†				3	,235

- (注) 1. 破綻先債権(1)
 - 曖昧元辰権(1) 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 - 2. 延滞債権(2) 未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外

 - の貸出金です。 3カ月以上延滞債権(3) 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
 - 貸出条件緩和債権 ・ 見知る「極端に関係 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。
- 5. 損益計算書に関する注記
 - 子会社等との取引による収益総額 (1) 100百万円 うち事業取引高 62百万円 38百万円 うち事業取引以外の取引高
 - 子会社等との取引による費用総額 103百万円 (2)45百万円 うち事業取引高 うち事業取引以外の取引高 58百万円
 - (3)減損損失に関する注記
 - ① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合は、支店を一般資産に位置づけ、非営利目的施設の利用範囲を勘案し営農生活センターを地区とした6つの地 区グルーピングを採用しています。

また、営農生活センター、農業関連施設、生活関連施設等については、6つの地区の地区共用資産としております。 そして、ライスセンター、育苗センター、種子センター、農業倉庫(以下、農業用共同利用関連施設)は、各施設が 特性を活かしてJA全体で運用しているため組合全体共用資産として位置づけております。

なお、本店、統括部、資産管理センター、福利厚生施設等についても、組合全体の共用資産としており、また、賃貸 不動産、遊休資産についても、従来どおり各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

	資産グループ			減損対象施設	減損損失計上額						
	貝臼	Eノル			/以1兵入13人10日人	土	地	建物	その他	合	計
事	業	用	資	産	林田支店、前之庄支店、揖保支店、 若狭野支店 他6支店		31	141	5		179
賃	貸	不	動	産	神飾統括部 他6施設		18	2	0		20
遊	休		資	産	旧 鶴居支店 他14施設		4	11	_		15
			合		計		53	155	6		215



③ 減損損失の認識に至った経緯

支店については、マイナス金利の影響に伴う信連奨励金減額の方針が確定し、減損会計の基本方針における経営環境 の著しい悪化が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。 賃貸不動産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減 損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法等

事業用資産並びに遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に 基づいて算定しています。

賃貸不動産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.575%です。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用 農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券(国債や地方債などの債券)による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約 不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リス ク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸 出取引については、本店金融事務管理部や統括部において各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。 審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格 な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自 己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいま す。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及 び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化 を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の 金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート

フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会 を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取 引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に 報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変 数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類して いる債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価 値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.10%上昇したものと想定 した場合には、経済価値が 148百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮して いません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努 めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる 流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて 困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預 金	1,129,144	1,129,200	56
有 価 証 券			
その他有価証券	300	300	_
貸 出 金(*1)	294,863		
貸 倒 引 当 金(*2)	△ 2,152		
貸倒引当金控除後	292,711	298,044	5,333
資 産 計	1,422,156	1,427,545	5,389
貯 金(*3)	1,436,037	1,436,462	425
負 債 計	1,436,037	1,436,462	425

- (*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 12百万円を含めています。
- (*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。
- (*3) 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 1,343百万円を含めています。

金融商品の時価の算定方法 (2)

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預 金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価 値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっ ていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートで ある円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L ibor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当 金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額 としています。

【負債】

1 貯金

> 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金 については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップ レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に は含まれていません。 (単位・百万円)

					(十四・ロバ)
	種		類		貸借対照表計上額
外	部	H	資	(*)	56.806

(*) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	種	類		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預			金	1,129,144	_	_	_	_	_
有	価	証	券	000					
7	の他有価証法	券のうち満期が <i>。</i>	あるもの	300	_	_	_	_	_
貸	出	金 (*1,	2,3)	19,497	17,056	16,466	15,806	15,901	208,400
	合	計		1,148,942	17,056	16,466	15,806	15,901	208,400

- (* 1)貸出金のうち、当座貸越2.203百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。 (* 2)貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,701百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (* 3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件21百万円は償還日が特定できないため、含めていません。



(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	種	類		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯		金	(*)	1,395,327	26,365	12,826	726	530	261

(*) 貯金のうち、要求払貯金、譲渡性貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次 のとおりです。

(単位:百万円)

種	類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が	債	券			
取得原価または償却原価を超えるもの	国	債	300	300	0
合	計		300	300	0

・ (*)上記評価差額から繰延税金負債O百万円を差し引いた額O百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8. 退職給付に関する注記

採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契 約による確定給付型企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	項		目		金額
① 期	首にさ	おける	退 職 給	付 債 務	6,949
② 勤		務	費	用	350
③ 利		息	費	用	25
④ 数	理計	算上の	差 異 の	発生額	△121
⑤ 退	職	給 付	の支	払 額	△594
		お け る ③+④+	退職給	付債務	6,609

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

項		目	金額
①期 首に	おける	年 金 資 i	産 3,755
② 期 待	運用	l 収 i	益 43
③数理計算	算上の差	異の発生額	額 86
④ 確定給付	型年金制度	そへの拠出 st	金 283
⑤ 退 職 ;	給 付 の	支 払 🍇	額 △394
⑥ 期 末 に (①+②+(お け る ③+④+⑤)	年金資 [3,773

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と 貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:百万円)

項目		金額
① 退 職 給 付 債	務	6,609
②確定給付型年金制度の積立	額	△3,773
③ 未積立退職給付債務(①+②)	2,835
④ 未 認 識 過 去 勤 務 費	用	450
⑤未認識数理計算上の差	異	104
⑥ 貸借対照表計上額純額(③+④+⑤)	3,390
退 職 給 付 引 当	金	3,390

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	項	E			金額
① 勤	務	費		用	350
② 利	息	費		用	25
③ 期	待 運	用	収	益	△43
④ 数理	計算上の	差異の費	用処理	額	8
⑤ 過 去	勤務費	用の費用] 処理	額	△74
⑥ 出	向 負	担 金	受 .	λ_	△0
合	計 (①+②	+ 3 + 4 +	- (5) + (6))	265

決算の状況

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位:百万円)

	項		E	■		金額
① —		般	勘		定	2,255
② 債					券	1,099
3 株					式	377
④ 現	金	及	び	預	金	41
⑤ 合					計	3,773

長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資 産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項		目	比率等		
① 割	引			率	0.36%
②長期期	待 運	用収	益	率	1.15%
③数理計算	上の差	異の処	理 年	数	10年
④ 過 去 勤 🦠	務 費 用	の処耳	里年	数	10年

(9)特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団 体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業 務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金90百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,017百 万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。 発生原因別の主な内訳

(単位:百万円)

		当期末		
	貸	倒 引 当	金	367
繰	退	職給付引当	金	945
	賞	与引当金·未払賞	与	190
延	土	地(減損会計分)	212
TY	減	価 償 却 超 過	額	295
税	役	員 退 職 慰 労 引 当	金	14
金	未	収 入	金	52
_	未	払 事 業	税	40
資	そ	0	他	88
	小		計	2,207
産	評	価 性 引 当	額	△630
	合		計	1,577
繰	そ	の他有価証券評価差	額	△0
繰延税金負債	固	定資産圧縮積立	金	△141
金角	そ	0	他	△0
債	合		計	△143
繰	延	税 金 資 産 の 純	額	1,433

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記 を省略しています。



Ⅱ.《令和3年度 注記表》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)により評価しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の 修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法	
購買品(単品、数量管理品)	総平均法に基づく原価法	
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法	
購買品(農機製品)	個別法に基づく原価法	

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - ア. 建物(建物附属設備を除く)
 - (ア) 平成10年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しています。

- (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。
- (ウ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
- イ. 建物附属設備、構築物
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの

定率法を採用しています。

- (ウ) 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
- ウ. 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

- 引当金の計上基準 (3)
 - 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の とおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年 間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の 過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係 る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債 務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立 した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

⑤ 決算の状況

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準に よっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサー ビスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見 込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約 に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足 することから、当該時点で収益を認識しています。

販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基 づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足する ことから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務 提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、 当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する 事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義 務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供 する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点 において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥ 福祉·介護保険事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当 組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利 用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供 する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することか ら、当該時点で収益を認識しています。

消費税及び地方消費税の会計処理の方法 (5)

> 消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は 「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 (6)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用に ついては、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業 協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。



【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手 数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合に は、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」とい う。) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を当事業年度の 期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見 込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理 人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者 等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2)購買事業及び利用事業における支払奨励金の会計処理

> 購買事業及び利用事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、 従来は、購買事業及び利用事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度 の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首 残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益(供給高)が657百万円減少及び購買事業費用(受入高)が639百万円減少し、利 用事業収益(供給高)が232百万円減少及び利用事業費用(受入高)が227百万円減少しています。

また、組合員・利用者に対する奨励金等で、実質的に値引き・割戻しと判断するものは収益を減額しています。購買事業に おける奨励金額については22百万円、利用事業における奨励金額については51百万円となっています。

なお、これによる購買事業総利益、利用事業総利益、事業利益、経常利益及び税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当事 業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7 月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適 用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - 1,632百万円 ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行って

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可 能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得 が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に 重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税 金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 679百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比 較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・イ ンフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等 を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の 仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響 を与える可能性があります。

決算の状況

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

	項	目		金額
建			物	566
構	築		物	20
機	械	装	置	232
土			地	248
器	具	備	品	34
その	他 有 形	固定	資 産	6
	合	計		1,108

(注) 平成13年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

(2)為替決済等の代用として、定期預金 17,570百万円を差し入れています。

(3)子会社等に対する金銭債権の総額 2百万円 子会社等に対する金銭債務の総額 621百万円

(4)理事及び監事に対する金銭債権の総額 52百万円

(5)破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。 (単位:百万円)

									—	
		項				目			金	額
1.	破盾	E更生	債権.	及びる	ine	に準	ずる(責権	1	,388
2.	危		険	ì		債		権	1	,317
3.	Ξ	月	以	上	延	滞	債	権		_
4.	貸	出	条	件	緩	和	債	権		271
		合				計			2	.978

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)
 - 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

 - 三元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
 - 4. 貞出条件線和原惟 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による収益総額 89百万円 うち事業取引高 38百万円 うち事業取引以外の取引高 50百万円

118百万円 子会社等との取引による費用総額 (2)うち事業取引高 47百万円 うち事業取引以外の取引高 70百万円

減損損失に関する注記 (3)

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合は、支店を一般資産に位置づけ、非営利目的施設の利用範囲を勘案し営農生活センターを地区とした6つの地 区グルーピングを採用しています。

また、営農生活センター、農業関連施設、生活関連施設等については、6つの地区の地区共用資産としております。 そして、ライスセンター、育苗センター、種子センター、農業倉庫(以下、農業用共同利用関連施設)は、各施設が 特性を活かしてJA全体で運用しているため組合全体共用資産として位置づけております。

なお、本店、統括部、福利厚生施設等についても、組合全体の共用資産としており、また、賃貸不動産、遊休資産に ついても、従来どおり各固定資産をグルーピングの最小単位としております。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

資産グループ	減損対象施設	減損損失計上額				
東圧ブループ	/火1貝入13水川也以	土 地	建物	その他	合 計	
しそう地区事業用資産	山崎葬祭センター 他4施設	59	134	4	198	
佐用地区事業用資産	佐用葬祭センター 他4施設	81	33	9	125	
上記以外事業用資産	御津支店 他3施設	26	138	1	167	
賃 貸 不 動 産	Aコープ山崎 他7施設	114	22	0	137	
遊 休 資 産	旧Aコープ上郡 他14施設	13	37	0	51	
合	計	296	367	15	679	



③ 減損損失の認識に至った経緯

支店等事業用資産については、マイナス金利の影響に伴う信連奨励金削減額が明確になったことに加え、使用価値の 悪化が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸不動産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減 損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しまし t-

④ 回収可能価額の算定方法等

事業用資産並びに遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に 基づいて算定しています。

賃貸不動産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.287%です。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1)金融商品に対する取組方針

> 当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用 農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券(国債や地方債などの債券)による運用を行っています。

金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約 不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸 出取引については、本店金融事務管理部や統括部において各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。 審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格 な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自 己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいま す。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及 び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化 を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の 金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会 を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取 引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に 報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変 数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価 値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定 した場合には、経済価値が120百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮して いません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努 めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる 流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用 しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

決算の状況

<金融商品の時価等に関する事項>

金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次 表には含めていません。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差額
預 金	1,153,746	1,153,769	23
貸 出 金(*1)	305,436		
貸 倒 引 当 金 (*2)	△ 2,093		
貸倒引当金控除後	303,342	307,344	4,002
資 産 計	1,457,088	1,461,113	4,025
貯 金(*3)	1,469,828	1,470,141	312
負 債 計	1,469,828	1,470,141	312

- (*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金10百万円を含めています。 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。
- (*3) 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金673百万円を含めています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預 金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっ ていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートで あるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した 額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額 としています。

【負債】

1 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金 については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り 引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

種			類		貸借対照表計上額
外	部	出	資	(*)	57,651

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用 指針第19号 2019年7月4日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	種	類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預		金	1,153,746	_	_	_	_	_
貸	出	金(*1,2,3)	19,960	17,572	17,020	17,153	17,985	213,771
	合	計	1,173,706	17,572	17,020	17,153	17,985	213,771

- 貸出金のうち、当座貸越2,162百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,949百万円は償還の予定が見込まれないため、含めてい (*2)
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件13百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	種	類		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯		金	(*)	1,431,123	13,182	24,197	695	338	291

(*) 貯金のうち、要求払貯金、譲渡性貯金については「1年以内」に含めています。



7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との 契約による確定給付型企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

項	目	金額
①期首における	退職給付債務	6,609
②勤 務	費用	321
③利 息	費用	23
④数 理計算上の	差異の発生額	39
⑤退 職 給 付	の 支 払 額	△503
⑥期末における (①+②+③+④+		6,490

項	目	金額
①期 首におけ	する年金資産	3,773
②期 待 運	用 収 益	43
③数理計算上の	り差異の発生額	△0
④確定給付型年3	金制度への拠出金	278
⑤退 職 給 付	の支払額	△341
⑥期 末 に お に	おる年金資産	0.750
(1)+2+3+4	+⑤)	3,753

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と

貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位:百万円)

(単位:百万円)

項	目		金	額
①退 職 給	付 債	務		6,490
②確定給付型年	金制度の積	立 額		△3,753
③未積立退職給	付債務(①+	2)		2,737
④未 認 識 過	去勤務費	1 用		376
⑤未 認 識 数 理	計算上の	差異		51
⑥貸借対照表計上額	頁純額(③+④+	-(5)		3,165
退 職 給	付 引 当	金		3,165

	項			E	3			Ĩ	金	額
①勤		務		費		用]			321
②利		息		費		用				23
③期	待	運	月]	収	益	į			△43
④数 理	計算.	上の差	異(ひ費.	用処	理額	į			△12
⑤過 去	勤務	費 用	の	費用	処	理額	į			△74
⑥出	向	負	担	金	受	λ				△0
合計	(①+(2+3-	+4+	-5)+	6)					214

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度

(単位:百万円)

	項			目		金	額
①—		般	勘		定		2,242
②債					券		1,118
3株					式		346
4現	金	及	び	預	金		45
5合					計		3,753

長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産 からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

	Į	頁				目				比 率 等
⑤割				引					率	0.36%
6長	期	期	待	運	用.	Ц	ζ :	益	率	1.14%
⑦数 ヨ	里計	算	上の	差	異	の処	1 理	年	数	10年
8過	去 菫	力 矛	务費	用	の	処	理	年	数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団 体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業 務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金88百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、917百万 円となっています。

決算の状況

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。 発生原因別の主な内訳

(単位:百万円)

										(+14 : 1731 37
			主	な	内	訳				当 期 末
	貸		倒		31		当		金	345
繰	退	職		給	付	引		当	金	882
775	賞	与	31	当	金	・未	払	賞	与	200
延	土	地	(減	損	会	計	分)	294
税	減	価		償	却	超		過	額	383
176	役	員	退	職	慰	労	引	当	金	19
金	未			収		入			金	46
	未		払		事		業		税	39
資	そ				の				他	99
	小								計	2,312
産	評	ſ	西	性		31	<u> </u>	5	額	△680
	合								計	1,632
繰	固	定	資	産	圧	縮	積	<u> </u>	金	△138
繰延税金負債	そ				の				他	△0
債	合								計	△139
繰	延	税	3	金	資	産	の	純	額	1,492

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

		当 期 末
法定実効税率		27.89%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.42%
===	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△5.57%
調	住民税等均等割	1.30%
整	評価性引当額の増減	2.62%
鑑	税額控除	△1.09%
	その他	△0.27%
税効果会計適用	後の法人税等の負担率	30.30%

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略し ています。

剰余金処分計算書

£11 □	△和○左府	◆和○左府
科 目	令和2年度	令和3年度
I 当期未処分剰余金	2,201	2,587
Ⅱ 任意積立金取崩額	_	1,152
有価証券価格変動積立金	_	450
合併記念事業積立金	_	411
生活文化活動支援積立金	_	290
Ⅲ 剰余金処分額	1,846	3,245
(1) 利益準備金	500	500
(2) 任意積立金	1,100	2,500
信用事業基盤強化積立金	100	300
農業基盤強化積立金	100	300
農業支援積立金	200	700
施設整備積立金	300	900
災害等対策積立金	100	100
経営基盤強化積立金	300	200
(3) 出資配当金	246	245
IV 次期繰越剰余金	355	494

- (注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

 - 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。
 令和2年度2.0% 令和3年度2.0%
 2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための費用が含まれています。
 令和2年度89百万円 令和3年度67百万円
 3. Ⅱ 任意積立金取崩額は、以下の理由により、令和3年度における目的積立金の期末残高を全額取り崩します。

 ・有価証券価格変動積立金:令和3年度末における有価証券残高から判断し、価格変動リスクが無くなったため。
 ・合 併 記 念 事業 積 立 金:令和3年度に合併20周年記念事業として支出した金額から判断し、当該年度の費用として処理が可能なため。
 ・生活文化活動支援積立金: ふれあい旅行に対する助成金等は、単年度事業費用として処理が可能なため。

 4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準などは次のとおりです。



(単位・五上田)

		(単位	江:百万円)		
積立金種類	項 目	内容	当期末残高		
	積立目的				
信用事業基盤	積立目標額	期末貯金・定期積金総額の1,000分の5を目標とし、積立てるものとする。	0.055		
強化積立金	取り崩し	信用事業総利益が、前年度に比べて大幅に減少した場合など、信用事業の基盤に重大な影響が生じ	2,955		
压化板亚亚		た場合に、その減少額等の50%相当額を取り崩すものとする。			
	その他	取り崩しの事実が発生した事業年度においては、当該事業年度の積立ては行わないものとする。			
	積 立 目 的	営農事業において、一般経済情勢の急変及び予想外の災害などに対応し、安定した事業基盤を確立			
農業基盤強化		するために必要な資金を積立てるものとする。			
積 立 金	積立目標額	営農ビジョンで掲げる販売品販売高目標の1,000分の100以上を目標とし、積立てるものとする。	1,450		
	取り崩し	この積立金の取り崩しは、主要販売品の販売対策や予期せぬ品質変動、JAの共同利用施設での品			
	4 2 13/13 0	質事故などに対応して行うものとする。			
	積立目的	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、集落営農組織(担い手)育成や営農振興施設なら			
		びに地域農業などに関わる生産振興など、継続的に必要な資金を積立てるものとする。			
農業支援	積立目標額	積立目標額は10億円以上とする。	1.271		
積 立 金		行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど、生産者の経営に重大な影響がある場合の農業経営	1,67		
	取り崩し	支援や集落営農組織(担い手)育成、営農振興施設ならびに地域農業などに関わる生産振興など継続			
		的な育成のために行った支援にかかるJAの負担額を取り崩すものとする。			
	積立目的	金融商品時価会計の採用に伴い、有価証券の価格変動リスク及び売買時における損失発生に備える			
有価証券価格		ため、積立てるものとする。			
変動積立金	積立目標額	有価証券残高の1,000分の100を目標とし、積立てるものとする。	450		
交 到 镇 立 並	取り崩し	有価証券の価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に対し30%以上の影響を与える場合は、当			
	4 2 13/13 0	該損失額相当額を取り崩すものとする。			
	積立目的 積立目標額 取り崩し	施設整備に伴い将来発生すべき資産の取得費、諸経費ならびに固定資産の減損会計実施に伴い必要			
施設整備		となる処理財源を計画的に積立てるものとする。	3,106		
積立金		固定資産帳簿価格の1,000分の100以上を目標とし、積立てるものとする。			
		カード 施設整備により当該施設を取得し、また廃止することが発生した場合は、その投入資金・諸経 カード 前 1 / カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・オー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー			
		び減損処理に要した額を取り崩すことができる。			
	積立目的	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害に備えることを目的に必			
災害等対策		要な資金を積立てるものとする。			
積 立 金	積立目標額	積立目標額は10億円とする。	750		
	取り崩し	政令により激甚災害の指定を受けるなど、重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のた			
		めに支出した負担額を取り崩すものとする。			
合併記念事業	積立目的	合併20周年記念事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積立てるものとする。			
積 立 金	積立目標額	積立目標額は5億円とする。	411		
	取り崩し	合併20周年記念行事を実施した場合や当該事業を実施しなかった場合は全額を取り崩すものとする。			
	積立目的	新たな会計基準の採用、会計基準の変更等、将来の財務・収支に重要な影響を及ぼす費用の発生に			
経営基盤強化		備えて積立てるものとする。			
積立金	積立目標額	積立目標額は20億円とする。	1,800		
	取り崩し	新たな会計基準の採用、会計基準の変更等により、多額な費用が発生した場合に費用相当額を取り			
	2 23 0	崩すものとする。			
	積立目的	組合員を中心とした地域住民との絆を強め、生活文化活動の振興を図るための資金を積立てるもの			
生活文化活動		とする。	290		
支援積立金	積立目標額	積立目標額は3億円以上とする。			
	取り崩し	生活文化面で実施された、親睦のための旅行に対して支出した負担額を取り崩すものとする。			
固定資産圧縮	積立目的	租税特別措置法の規定に基づく買換資産の圧縮額を積立てるものとする。			
積 立 金	積立目標額	圧縮額を積立てるものとする。ただし、繰延税金負債控除後の金額とする。	358		
	取り崩し	減価償却資産の法定耐用年数、除却等により、所要額を取り崩すものとする。			

[※]上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積立てるものとします。

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

- 1 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディ スクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点に おいて適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有 効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備 されております。
- (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を 検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和4年6月23日

兵庫西農業協同組合

代表理事組合長 福本 博之

決算の状況

部門別損益計算書

《令和3年度》 (単位:百万円)

				db \ \			十四,口/11/
区分	計	信用	共済	農業関連	生活その他	営農指導	共通
		事業	事業	事業	事業	事業	管理費等
事業収益 ①	18,381	10,764	3,421	3,745	438	13	
事業費用 ②	6,370	2,802	179	2,926	207	255	
事業総利益 ③ (①-②)	12,011	7,961	3,241	819	230	△242	
事業管理費 ④	10,294	4,652	2,667	1,830	643	501	
(うち減価償却費 ⑤)	(412)	(137)	(61)	(172)	(29)	(11)	
※うち共通管理費 ⑥		1,180	507	398	125	75	△2,286
(うち減価償却費 ⑦)		(21)	(9)	(7)	(2)	(1)	(△41)
事業利益 ⑧ (③-④)	1,716	3,308	574	△1,011	△412	△743	
事業外収益 ⑨	1,005	519	222	175	55	33	
※うち共通分 ⑩		519	222	175	55	33	△1,005
事業外費用 ⑪	154	79	34	27	8	5	
※うち共通分 ⑫		79	34	26	8	5	△153
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	2,568	3,748	763	△862	△365	△715	
特別利益 ⑭	389	201	86	68	21	12	
※うち共通分 ®		201	86	68	21	12	△389
特別損失 ⑯	1,063	548	235	185	58	34	
※うち共通分 ⑰		548	235	185	58	34	△1,063
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,894	3,400	614	△980	△402	△737	
営農指導事業分配賦額 ⑲		515	167	42	12	△737	
営農指導事業分配賦後							
税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	1,894	2,885	447	△1,022	△415		

- ※ ①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。
- ※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
- (注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等
 - (1) 共通管理費等〔人頭割 +人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)+事業総利益〕の平均値
 - (2) 営農指導事業 事業総利益割

2. 配賦割合(1. の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位:%)

区分	信用業	共 済	農業関連 事 業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	51.62	22.17	17.44	5.48	3.29	100.00
営農指導事業	69.82	22.68	5.77	1.73		100.00

3. 部門別の事業収益、事業費用及び事業総利益は、損益計算書に記載する金額です。

会計監査人の監査

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士谷口誓一氏及び公認会計士北川健二氏であります。 令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規 定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益(事業収益)	22,016	21,147	20,324	20,085	18,381
信用事業収益	11,508	11,432	11,160	11,095	10,764
共済事業収益	3,958	3,814	3,584	3,604	3,421
農業関連事業収益	5,269	4,683	4,449	4,437	3,745
その他事業収益	1,278	1,217	1,129	948	451
経常利益	2,406	2,539	2,743	2,754	2,568
当期剰余金	1,034	1,617	1,801	1,759	1,320
出資金	12,416	12,479	12,581	12,594	12,627
(出資口数)	(12,416,320)	(12,479,023)	(12,581,558)	(12,594,090)	(12,627,846)
純資産額	53,590	55,003	56,560	58,089	59,181
総資産額	1,397,853	1,425,943	1,459,071	1,507,476	1,542,250
貯金等残高	1,326,468	1,355,763	1,390,011	1,436,037	1,469,828
貸出金残高	272,215	281,813	286,608	294,851	305,425
有価証券残高	4,842	4,580	2,425	300	_
剰余金配当金額	243	245	245	246	245
出資配当額	243	245	245	246	245
利用高配当額	_	_	_	_	_
職員数	927	922	925	915	893
単体自己資本比率	11.95	11.63	11.68	11.77	11.86

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。3. 信託業務の取扱いは行っておりません。4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位:	百万円、	%)
------	------	----

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	9,747	9,580	△ 166
役務取引等収支	248	245	△ 3
その他信用事業収支	△ 1,950	△ 1,864	86
信用事業粗利益	8,044	7,961	△ 83
(信用事業粗利益率)	(0.56)	(0.54)	(△0.02)
事業粗利益	14,829	14,486	△ 343
(事業粗利益率)	(0.97)	(0.92)	(△0.05)
事業純益	3,389	3,316	△ 73
実質事業純益	4,257	4,191	△ 66
コア事業純益	4,257	4,191	△ 66
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	4,235	4,191	△ 44

- (注) 1.その他信用事業収支=その他事業直接収益+その他経常収益 -その他事業直接費用-その他経常費用 2.信 用 事 業 粗 利 益=信用事業収益(その他経常収益を除く。) -信用事業費用(その他経常費用を除く。)

 - 信用事業費用(その他経常費用を除く。) 信用事業費用(その他経常費用を除く。) + 金銭の信託見合費用 3.信用事業粗利益率(信用事業組利益 信用事業組利益等(情務採配見返を除く)平均残高×100 4.事業和利益=事業総利益一信用事業に係るその他経常収益 信用事業に係るその他の収益 + 信用事業に係るその他の収益 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 信用事業以外に係るその他の費用 + 事業外収益の受取出資配当金 + 金銭の信託運用見合費用 5.事業粗利益率事業総利益/総資産平均残高×100 6.事業和 益=事業組利益一事業管理費 一般貸倒引当金繰入額 8.コア事業純益=実質事業純益ー国債等債券関係損益 9.コア事業純益(投資信託解約損益を除く。) = コア事業純益 投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

百口		令和2年度			令和3年度		
	項目		利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運	用勘定	1,419,302	10,639	0.750	1,460,268	10,326	0.707
	うち預金	1,127,039	7,753	0.688	1,157,626	7,500	0.648
	うち有価証券	1,849	22	1.190	67	0	1.166
	うち貸出金	290,414	2,863	0.986	302,576	2,825	0.934
資金調	達勘定	1,429,805	892	0.062	1,471,045	746	0.051
	うち貯金・定期積金	1,426,115	865	0.061	1,466,560	715	0.049
	うち借入金	111	0	0.721	62	0	0.721
総資金	利ざや	_	_	0.354	_	_	0.340

- 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率) 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

			(+ 12 · 12 / 13 / 13
	項目	令和2年度 増減額	令和3年度 増減額
受 取	利息	△ 6	△312
	うち預金	151	△ 253
	うち有価証券	△ 24	△21
	うち貸出金	△ 133	△ 38
支 払	利息	△ 194	△ 145
	うち貯金・定期積金	△ 192	△ 149
	うち譲渡性貯金	0	0
	うち借入金	△ 0	△ 0
差し	引き	187	△ 166

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。 2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が 含まれています。

1. 信用事業

貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

① 科目別貯金平均残	高	(単位	立:百万円、%)
種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	425,503 (29.7)	469,385 (31.9)	43,882
定期性貯金	999,446 (70.0)	995,746 (67.8)	△ 3,700
その他の貯金	— (—)	— (—)	_
小 計	1,424,951 (99.9)	1,465,132 (99.8)	40,181
譲渡性貯金	1,268 (0.0)	1,506 (0.1)	238
合 計	1,426,219 (100.0)	1,466,638 (100.0)	40,419

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金 +貯蓄貯金+通知貯金 +別段貯金+出資予約貯金
 - 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金 3. ()内は構成比です。

② 定期貯金残高

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	969,294 (100.0)	964,870 (100.0)	△ 4,423
固定自由金利定期	969,270 (99.9)	964,843 (99.9)	△ 4,427
変動自由金利定期	23 (0.0)	26 (0.0)	3

- - 3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類		令和2年度	令和3年度	増 減		
=	形	貸	付	48	18	△ 29
訂	書	貸	付	285,161	298,253	13,091
71	9 座	貸	越	2,205	2,106	△ 99
害	」引	手	形	_	_	_
金	融機	関貨	資付	3,006	2,246	△ 760
	合	計		290,421	302,625	12,203

② 貸出金の金利条件別内訳残高

種 令和2年度 令和3年度 増減 固定金利貸出 95,791 (31.2) 201.351 (68.2) 209.633 (68.6) 8.282 変動金利貸出 294 851 (100.0)305,425 10,574

(注) ()内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金·定期積金等	8,028	7,175	△ 853
有 価 証 券	_	_	_
動 産		_	_
不 動 産	2,293	2,082	△211
その他担保物	21	14	△ 7
小計	10,342	9,272	△ 1,070
農業信用基金協会保証	143,222	154,832	11,610
その他保証	42,410	43,991	1,581
小 計	185,632	198,823	13,191
信用	98,876	97,329	△ 1,546
合 計	294,851	305,425	10,574

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高 該当事項はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

(単位:百万円、%)

種 類	類 令和2年度		令和3	増	減		
設備資金	È	255,985	(86.8)	263,924	(86.3)	7	,939
運転資金	È	38,865	(13.2)	41,483	(13.4)	2	,618
合 計		294,851	(100.0)	305,425	(100.0)	10	,574

(注)()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2	年度	令和3	年度	増 減
農業	110	(0.0)	110	(0.0)	0
林 業	_	(—)	_	(—)	_
水 産 業	_	(—)	_	(—)	_
製 造 業	15	(0.0)	14	(0.0)	△]
鉱業	_	(—)	_	(—)	_
建設·不動産業	447	(0.2)	376	(0.1)	△71
電気・ガス・熱供給・水道業	_	(—)	_	(—)	_
運輸・通信業	23	(0.0)	22	(0.0)	△1
金融 化保険業	2,280	(8.0)	1,520	(0.5)	△ 760
卸売・小売・サービス業・飲食業	6	(0.0)	4	(0.0)	△2
地方公共団体	31,026	(10.5)	34,154	(11.6)	3,128
非 営 利 法 人	337	(0.1)	314	(0.1)	△ 23
個 人 等	260,606	(88.4)	268,911	(91.2)	8,305
合 計	294,851	(100.0)	305,425	(103.6)	10,574

(注) ()内は構成比です。



(単位:百万円)

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

(単位:百万円)

種	領	令和2年度	令和3年度	増 減
農	業	650	657	6
榖	作	314	322	7
	園 芸	37	57	20
果樹·樹園	園農業	0	1	0
工芸作	下 物	4	4	0
養豚·肉牛	 酪農 	36	17	△ 19
養鶏・	養 卵	_	_	_
養	蚕	_		_
	農業	256	253	△2
農業関連団]体等	_	_	_
合 詞	Ħ	650	657	6

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する 農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係 する事業に必要な資金等が該当します。 なお、前記⑤の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等 に対する貸出金の残高です。 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない 者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

〔貸出金〕 (単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	612	627	15
農業制度資金	38	29	△ 9
農業近代化資金	4	2	△]
その他制度資金	34	27	△ 7
合 計	650	657	6

- プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののう (注) 1.
 - プロパー資金とは、当組合原真の資金を融員しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。その他制度資金には、日本政策金融公庫資金(転貸分子債権)
 - や家畜飼料特別支援資金などが該当します。

〔受託貸出金〕

種 類	令和2年度	令和3年度	増	減
日本政策金融公庫	_	_		_
その他	_	_		_
合 計	l	_		_

(注)日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金 をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額						
D(1)=23		DVIEDV	担保	保証	引当	合計			
破産更生債権及び	3年度	1,388	445	77	851	1,374			
 これらに準ずる債権	2年度	1,325	454	6	858	1,319			
在 除唐振	3年度	1,317	878	68	368	1,315			
危険債権	2年度	1,572	838	298	426	1,563			
而 华 田/唐-佐	3年度	271	27	203	_	230			
要管理債権	2年度	337	34	259	_	294			
三月以上	3年度	_	_	_	_	_			
延滞債権	2年度	_	_	_	_	_			
貸出条件	3年度	271	27	203	_	230			
緩和債権	2年度	337	34	259	_	294			
.l. =1	3年度	2,978	1,351	349	1,219	2,920			
小計	2年度	3,235	1,328	564	1,285	3,177			
工光/ 生/生	3年度	302,649							
正常債権	2年度	291,825							
∧ =1	3年度	305,627							
 合 計	2年度	295,061							

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (注) 1.

 - 版在学生時間がひてれらに半ずる原理 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高 債権をいいます。
 - 3. 要管理債権

 - 要官理債権 4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。 三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 - いいます。 賃出条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを 行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。 正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。



金融再生法に基づく開示債権及びリスク管理債権については、一般金融機関が行っている方法に合わせて自己査定による 債務者区分を基準に債権区分を行っています。自己査定区分、農協法・金融再生法に基づく開示債権の関係は以下のとおり です。

資産査定における債務者区分

農協法・金融再生法に基づく開示債権 (ディスクロージャー誌、注記表、業務報告書)

対象債権 (網掛部分)

信	目用事業総与個	Ē	信用事業		信用	事業総与個	Ē	信用事業
貸	出金	その他の 債権	以外の 与信	貸	出	金	その他の 債権	以外の 与信
	破綻	先		破産頭	巨生債	権及びこ	れらに	
	実質破網	定先		準ずる債権				
	破綻懸為	念先		危険債権				
要	# 5	∞ π <i>μ</i> -		要 三月以上 延滞債権 貸出条件				
要注意先	安	管理先		権量	貸緩	出条件 和債権		
先	その作	也要注意统	ŧ					
	正常	先			Ш	常債権		<u> </u>

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生し ている債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生し ていないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると 認められる等実質的に経営破綻に陥って いる債務者

●破綻懸念先

経営破綻の状況にはないが、経営 難の状態にあり、経営改善計画等の進捗 状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥 る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債 権の全部または一部が次に掲げる要管理 債権である債務者

3か月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞し ている貸出債権

貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または 支援を図り、当該債権の回収を促進する こと等を目的に、債務者に有利な一定の 譲歩を与える約定条件の改定

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容にも 特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続 開始の申立て等の事由により経営破綻に 陥っている債務者に対する債権及びこれ らに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていな いが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息 の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

学管理債権 三月以上再延滞債権及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等をでした。14%に上生後 行った貸出債権)

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問 題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分 される債権

(単位・五五四)

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況 該当する取引はありません。

(10)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円) 令和3年度 令和2年度 期中減少額 期中減少額 区 分 期首残高 期中増加額 期末残高 期首残高 期中增加額 期末残高 目的使用 その他 目的使用 その他 -般貸倒引当金 848 867 848 867 867 874 867 874 個別貸倒引当金 1.317 1.285 50 1.267 1.285 .285 219 .273 219 2,165 2.152 50 2,115 2.152 2.152 2,093 12 2,140 2.093

貸出金償却の額

(#										
			種	類			令和2年度	令和3年度		
	貸	出	金	償	却	額	56	16		



内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

								(TE - 111 (D) 3)	
	種	類			令和2	2年度	令和3年度		
	任	型 規			仕 向	被 仕 向	仕 向	被仕向	
**	送金 · 振込為		件	数	27	105	33	112	
达 並			金	額	49,418	55,473	46,121	53,895	
代 金	取立為	,替	件	数	0	0	0	_	
10 11	双 丛 添	一	9 🗎	金	額	0	1	0	_
雑	為	替	件	数	1	1	1	1	
木比	粧 局		金	額	2,259	2,775	2,350	2,879	
	計	_	件	数	29	107	34	113	
	合 計		金	額	51,677	58,250	48,472	56,774	

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

令和3年度 種 類 令和2年度 増 減 1,849 玉 債 67 △ 1,781 地 方 債 政府保証債 融 社 債 その他有価証券 1,849 67 △ 1,781 ② 商品有価証券種類別平均残高 該当する取引はありません。

- (注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。
- ③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合 計
〈令和2年度〉								
国 債	300	_	_	_	_	_	_	300
地 方 債	_	_	_	_	_		_	_
政府保証債	_	_	_	_	_		_	_
金 融 債	_	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_	_	_	_		_	_
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	300	_	_	_	_	_	_	300
〈令和3年度〉								
国 債	_	_	_	_	_	_	_	_
地 方 債	_	_	_	_	_	_	_	_
政府保証債	_	_	_	_	_	_	_	_
金 融 債	_	_	_	_	_	_	_	_
社 債	_	_		_	_	_	_	_
その他の証券	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計		_	_	_	_	_	_	_

有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券] 該当する取引はありません。 [満期保有目的の債券] 該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

			令和2年度	令和3年度					
種	類	取得価額または 償却原価	貸借対照表 計上額	差	額	取得価額または 償却原価	貸借対照表 計上額	差	額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却原 価を超えるもの	債券 国債	300	300		0	_	_		_
合	計	300	300		0	_			_

なお、「貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの」はありません。

- ② 金銭の信託の時価情報 該当する取引はありません。
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引 該当する取引はありません。

共済事業

長期共済保有高

(単位:百万円)

		種	類			令和2	2年度	令和3年度			
		俚	規			新契約高	保有高	新契約高	保有高		
	終	身	共		済	35,095	685,190	28,977	640,210		
	定	期生	命	共	済	957	7,114	6,265	12,443		
生	養	老生	命	共	済	2,525	125,464	2,160	109,112		
命		うち	こど	も共	済	1,898	54,973	1,624	52,599		
生命総合共済	医	療	共		済	234	18,305	732	15,172		
其 [が	6	共		済	_	1,945	_	1,855		
済	定	期 医	療	共	済	_	3,150	_	2,799		
	介	護	共		済	4,433	14,849	5,027	19,473		
	年	金	共		済	_	1,698	_	1,548		
建	物	更	生	共	済	87,943	950,626	63,857	920,468		
		合	計			131,189	1,808,343	107,020	1,723,084		

- (注) 1. 保有高は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、年金共済は付 加された定期特約金額)です。

 - 2. 生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、生命総合共済に合算して記載しています。 3. 生活障害共済には死亡保障がないことから、上記表には記載せず、後掲(介護共済・生活障害共済の介護共済金額保有高)に記載しています。

医療系共済の入院共済金額保有高

					(単位:百万円)
	種	類		令和2年度	令和3年度
	但	枳		保有高	保有高
医	療	共	済	280	230
が	6	共	済	82	81
定	期医	療共	済	6	6
	合	計		369	317

(注) 保有高は入院共済金額です。

介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の 共済金額保有高

						(単位	立:百万円)
	種	米古	- 令和		2年度	令和3年度	
	種類		新契約高	保有高	新契約高	保有高	
介	護	共	済	5,538	21,225	6,058	25,796
生活	障害共活	育(一時	金型)	8,922	15,076	8,729	17,790
生活阿	章害共済	(定期年	金型)	453	967	383	985
特定	重度	疾病	共 済	4,475	4,427	3,349	5,096

(注) 保有高は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額 または生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示 しています。

年金共済の年金保有高

						(単位:百万円)
	租	F *	領		令和2年度	令和3年度
	113	Ε >	供		保有高	保有高
年	金	開	始	前	28,000	28,473
年	金	開	始	後	6,297	6,228
	合		計		34,297	34,701

(注) 保有高は、年金年額(予定利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

短期共済新契約高

					(単位	立:百万円)
種	類	令和2年度		令和3	3年度	
1里	枳		保障金額	掛金	保障金額	掛金
火災	共	済	129,332	108	128,132	104
自 動	車共	済		1,834		1,829
傷害	共	済	33,843	47	34,543	44
定額定期	生命共	ŧ済	30	0	28	0
賠償責	任共	済		1		1
自賠	責共	済		329		304
合	計			2,321		2,284

3. 購買事業

購買品(生產資材)取扱実績

(単位・五万四)

						(里	位,日万円)	
	種	類		令和2	2年度	令和3年度		
	作里	枳		供給高	手数料	供給高	手数料	
肥			料	733	123	707	116	
農			薬	573	90	548	86	
飼			料	407	7	499	7	
農	業	機	械	746	109	733	108	
そ	0	D	他	400	47	390	43	
î	合 [†	2,862	378	2,880	362	

購買品(生活物資)取扱実績

					(羊	<u> </u>
	種	類	令和2	2年度	令和3	3年度
	俚	枳	供給高	手数料	供給高	手数料
食品	>	*	98	12	35	5
品	一般	食品	103	14	78	10
衣	料	品	5	0	3	0
耐	久 消	費財	32	2	32	3
日	用保贷	建雑貨	142	7	113	7
そ	の	他	19	1	16	1
	合	計	400	40	279	28



4. 販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

 種 類	令和2	2年度	令和3年度		
性 規	販売高	手数料	販売高	手数料	
*************************************	1,511	87	1,245	87	
麦・豆・雑穀	565	26	654	39	
野菜菜	3,012	309	2,807	301	
(うち 直売所)	(2,211)		(2,136)		
	127	_	_	_	
 畜 産 物	1,203	4	1,517	4	
合 計	6,419	426	6,224	431	

⁽注) 直販米については販売事業に計上しています。

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

	項目	令和2年度	令和3年度
	みそ・茶・ゆず	20	14
	*	24	30
収	タ マ ネ ギ	39	32
益	ジャガイモ	4	9
	そ の 他	1	0
	合 計	90	87
	みそ・茶・ゆず	8	8
	*	16	20
費	タ マ ネ ギ	42	24
用	ジャガイモ	4	13
, 13	そ の 他	0	0
	승 計	71	67

5. 保管事業

(単位:百万円)

							(+4 : 4/1/1/
		項	目			令和2年度	令和3年度
	保		管		料	37	31
収	荷		役		料	9	10
益	検	査	手	数	料	9	8
		合		計		57	50
費	検	査		費	用	2	2
	そ		の		他	4	4
用		合		計		7	6

6. 利用事業

		項 目			令和2年度	令和3年度
	ラ	イス・	育	苗	575	508
収	大	豆·	種	子	63	66
	葬			祭	293	5
益	そ	の		他	27	23
		合 !	計		960	605
	ラ	イス・	育	苗	415	394
費	大	豆·	種	子	38	39
	葬			祭	254	0
用	そ	の		他	6	5
		合	計		714	440

事業の概況

7. その他の事業

(単位:百万円)

	項目	令和2年度	令和3年度
	福 祉 事 業	1]
収	介 護 保 険 事 業	301	288
	宅 地 等 供 給 事 業	10	9
益	農用地利用調整事業	30	26
	合 計	342	326
	福 祉 事 業	0	0
費	介 護 保 険 事 業	90	83
	宅 地 等 供 給 事 業	1	0
用	農用地利用調整事業	28	24
	合 計	120	110

8. 指導事業

(単位:百万円)

		項	目			令和2年度	令和3年度
収	指	導	補	助	金	2	2
	実	費		収	入	21	11
入		Ê	ì	計		24	13
	指	導		費	用	81	39
支	組	織	活	動	費	106	107
	教	育	情	報	費	43	35
出	新農	農業生	産振	興支	援金	18	17
		é	ì	計		249	265

Ⅳ 経営諸指標

利益率

(単位:%)

項目	令和2年度	令和3年度	増 減
総資産経常利益率	0.181	0.164	△ 0.017
資本経常利益率	4.871	4.420	△ 0.451
総資産当期純利益率	0.115	0.084	△ 0.031
資本当期純利益率	3.111	2.273	△ 0.838

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)

 - /総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
 - 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後) /純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位:%)

項	目		令和2年度	令和3年度	増 減
貯貸率	期	末	20.513	20.770	0.257
	期中工	区均	20.364	20.632	0.268
貯証率	期	末	0.021	_	△ 0.021
	期中马	区均	0.130	0.005	△ 0.125

- (注) 1. 貯貸率 (期末) =貸出金残高/貯金残高×100 2. 貯貸率 (期中平均) =貸出金平均残高/貯金平均残高×100 3. 貯証率 (期末) =有価証券残高/貯金残高×100

 - 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高 /貯金平均残高×100



自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

				単位:百万円、%
項目	令和2年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経過措置による不算入
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	57,842		58,936	
うち、出資金及び資本準備金の額	12,594		12,627	
うち、再評価積立金の額	_		_	
うち、利益剰余金の額	45.600		46,674	
うち、外部流出予定額 (△)	246		245	
うち、上記以外に該当するものの額	△105		△120	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	868		875	
			875	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	868		8/5	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	_		_	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資				
本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれ				
る額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセン				
トに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれ	_		_	
る額				
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	58,711		59,811	
コア資本にかかる調整項目	33,711		00,011	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)				
	50	_	50	_
を除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額		_		_
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに	50	_	50	_
係るもの以外の額	30		30	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	_	-
適格引当金不足額	_	_	_	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_		_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に				
	_	_	_	-
算入される額				
前払年金費用の額		_		-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_	_	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに				
関連するものの額	_	_	_	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定				
	_	_	_	_
資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連	_	_	_	_
するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに				
関連するものの額	_	_	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定				
資産に関連するものの額	_	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連	_	-	_	-
するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	50	_	50	-
自己資本				
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	58,660		59,761	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	471.339		477.101	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額	17 1,000		177,101	
	△3,436		△2,290	
の合計額	. 0 400		10000	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,436		△2,290	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る	_		_	
ものの額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除				
して得た額	26,941		26,746	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	498,280		503,848	
自己資本比率				
自己資本比率((八)/(二))	11.77		11.86	

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2資本の充実の状況

自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和2年度			令和3年度	(单位・日/)
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	1	所要自己資本 b=a×4%
現金	2,592	_		2,524		-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	301	_	_		_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	_	_	_	_	
国際決済銀行等向け	_	_		_	_	
我が国の地方公共団体向け	31.047			34,173		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	31,047	_		34,173		
	_				_	
国際開発銀行向け			_		_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_		_	
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_	_	
地方三公社向け	_	_	_	_	_	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,129,190	225,838	9,033	1,153,760	230,752	9,23
法人等向け	121	114	4	119	87	
中小企業等向け及び個人向け	54,236	27,049	1,081	54,787	27,472	1,09
抵当権付住宅ローン	41,625	14,348	573	37,948	13,075	52
不動産取得等事業向け	20,539	20.304	812	20,948	20.715	82
三月以上延滞等	1.043	356	14	922	335	1
取立未済手形	427	85	3	464	92	
信用保証協会等保証付	143.325	14.263	570	154,937	15.420	61
は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	170,020	14,200	370	10-7,307	13,420	01
	2	_				
共済約款貸付						
出資等	1,925	1,925	77	2,011	2,011	8
(うち出資等のエクスポージャー)	1,925	1,925	77	2,011	2,011	8
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_	_	_	_	_	
上記以外	83,257	170,490	6,819	81,748	169,430	6,77
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_	_	_	_	_	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	57.171	142,928	5.717	57,167	142,919	5.71
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1.453	3,634	145	1,512	3,780	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	- 0,004	- 145	-	- 0,700	10
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に	_	_	_	_	_	
係るその他外部TLAC製連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	0.1.000					
(うち上記以外のエクスポージャー)	24,632	23,927	957	23,068	22,729	90
証券化	_	_	_	_	_	
(うちSTC要件適用分)	_	_	-	_	_	
(うち非STC適用分)	_	_	_	_	_	
再証券化	_	_	_	_	_	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	_	_	_	_	
(うちルックスルー方式)	_	_	_	_	_	
(うちマンデート方式)	_	_	_	_	_	
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_	_		
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_	_		
(うちフォールバック方式)	_	_				
() う フォール ハッフ 万式 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		_	_			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る	_	△3,436		_	<u>−</u> △2.290	△9
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△) 票準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,509,635	471,339	18,853	1,544,345	477,101	19,08
CVAリスク相当額÷8% 中央清算機関関連エクスポージャー						
計(信用リスク・アセットの額)	1,509,635	471,339	18,853	1,544,345	477,101	19,08
オペレーショナル・リスクに対する	オペレーショ	ナル・リスク	所要自己	オペレーショ	ナル・リスク	所要自己
所要自己資本の額		で除して得た額	資本額	相ヨ額を8%(で除して得た額	資本額
(基礎的手法)		Э	b=a×4%		3	b=a×4
(941	1,077		746	1,069
	リスク・フ	アセット等	所要自己	リスク・フ	アセット等	所要自己
		母) 計	資本額	(分 E	母) 計	貸本額
所要自己資本額	(分E	母) 計 a	資本額 b=a×4%	1,50	母) 計 a	資本額 b=a×4 ^o

- | 498.260 | 19.931 | 30.848 | 20,153 | 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類でとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務省に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー。重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなおど前的例によるものとしてリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、ま地再評価差額金に係る経過措置によりスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなおど前的の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 < オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

 - <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数



信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

				令和2年	度			令和3年	度	
	区分		信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー
国		内	1,509,635	295,074	301	1,043	1,544,345	305,638	_	922
国		外	_	_	_	_	_	_	_	_
地	. 域 別 残	高 計	1,509,635	295,074	301	1,043	1,544,345	305,638	_	922
	農	業	149	111	_	27	161	110	_	21
	林	業	_	_	_	_	_	_	_	_
	水産	業	_	_	_	_	_	_	_	_
_	製 造	業	15	15	_	_	14	14	_	_
法	到口	業	_	_		_	_	_		_
		動 産 業	448	448	_	0	377	376	_	0
	電気・ガス・熱供料		_	_		_	_	_		_
人	運 輸 · 通		23	23	_	_	22	22	_	_
	金融 化保	17 1 -11-	1,131,481	2,290		_	1,155,288	1,527		_
	卸売·小売·飲食・ち	ナービス業	376	321		_	370	315	_	_
	日本国政府·地方		31,348	31,047	301	_	34,173	34,173	_	_
	上 記 」	以 外	39	39	_	_	1	1	_	_
個		人	260,827	260,776	_	1,015	269,130	269,097	_	900
そ		他	84,924	_	_	_	84,806	_	_	_
業	種 別 残	高 計	1,509,635	295,074	301	1,043	1,544,345	305,638	_	922
1	年 り		1,130,916	1,425	301		1,155,029	1,268	_	
1	年超3年		3,629	3,629	_		3,533	3,533	_	
3		-21	7,488	7,488	_		11,270	11,270	_	
5			14,955	14,955	_		13,570	13,570	_	
7		年 以 下	24,931	24,931	_		24,463	24,463	_	
1	0 年	超	238,258	238,258	_		246,938	246,938	_	
	限の定めのな		89,454	4,384	_		89,540	4,593	_	
残る	字期間別列	浅 高 計	1,509,635	295,074	301		1,544,345	305,638	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

									令	和2年度					令和	3年度		
		区		分			期首残高	期中増加額	期中洞	載少額	期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中源	或少額	期末残高	貸出金償却
							州日戊同	刑中归加积	目的使用	その他	州小戏同	貝山亚貝却	州日戊同	刑中坦加朗	目的使用	その他	州小戏同	貝山亚貝却
\equiv	船	貸	倒	引	当	金	850	868		850	868		868	875	_	868	875	
個	別	貸	倒	引	当	金	1,373	1,341	50	1,323	1,341		1,341	1,270	12	1,329	1,270	
	国					内	1,373	1,341	50	1,323	1,341		1,341	1,270	12	1,329	1,270	
	国					外	-	1		_	l		_	I	_	_	_	
地		域		別		計	1,373	1,341	50	1,323	1,341		1,341	1,270	12	1,329	1,270	
		農				業	26	27	_	26	27	_	27	37	_	27	37	_
		林				業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
		水		産		業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
,	+1	製		造		業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
Ž.	去	鉱				業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
		建設		不重)産	業	0	0	_	0	0	_	0	17	_	0	17	_
	, [電気・力	Ϊス·	熱供給	ì·水	道業	_	_	_	_	_	_	_	1		_	_	_
	$^{\sim}[$	運輸		通	信	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		金融		保	険	業	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
		卸売・小	売・	飲食・t	ナービ	ス業	_	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
		そ		の		他	_		_	_		_	_		_	-	_	_
	個					人	1,346	1,313	50	1,296	1,313	56	1,313	1,215	12	1,301	1,215	16
業		種		別		計	1,373	1,341	50	1,323	1,341	56	1,341	1,270	12	1,329	1,270	16

2資本の充実の状況

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	E /\		令和2年度			令和3年度	
	区分	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウェイト0%	_	43,235	43,235	_	45,124	45,124
	リスク・ウェイト2%	-	_	_	_	_	_
信	リスク・ウェイト4%	-	_	_	_	_	_
信 用	リスク・ウェイト10%	_	142,631	142,631	_	154,209	154,209
勘案後残高のリスク削減効果	リスク・ウェイト20%	-	1,133,925	1,133,925	_	1,159,198	1,159,198
条人	リスク・ウェイト35%	_	41,284	41,284	_	37,633	37,633
後当	リスク・ウェイト50%	-	22,507	22,507	_	22,453	22,453
高減	リスク・ウェイト75%	-	20,549	20,549	_	20,932	20,932
効	リスク・ウェイト100%	-	49,140	49,140	_	47,593	47,593
果	リスク・ウェイト150%	-	27	27	_	46	46
	リスク・ウェイト250%	-	56,334	56,334	_	57,152	57,152
	その他	-	_	_	_	_	_
リス:	ク・ウェイト1250%	-	-	_	_	_	_
	合 計	_	1,509,635	1,509,635	_	1,544,345	1,544,345

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー に該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイ ト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

 - 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに 対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や 保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第 三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信 用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地 方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種 金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証 人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用していま す。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわ らず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で 相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されない リスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をす べて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額 としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要 な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令 和	12年度	令 和]3年度
区 分	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	_		_	_
我が国の政府関係機関向け	ı	ı	_	_
地方三公社向け	ı	ı	_	_
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	ı	ı	_	_
法人等向け	4	l]	_
中小企業等向け及び個人向け	92	26,141	55	26,822
抵当権住宅ローン	_	2	_	2
不動産取得等事業向け	_	_	_	_
三月以上延滞等	-]	_	_
証券化	ı	ı	_	_
中央清算機関関連	-	I	_	_
上記以外	42	I	2	_
合 計	139	26,144	58	26,825



- (注) 1.
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては、貸出金や有価証券等が該当します。「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資とし て計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系 統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的とし て、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適 切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに 努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、 理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を 行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売 買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうか チェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の 財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得 原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原 価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資に ついては、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要 な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額 ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却 及び時価 (単位:百万円)

				,	1 12 12/31/37
項	В	令和2	2年度	令和3	3年度
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	_	_	_	_
非 .	上場	56,806	56,806	57,651	57,651
合	計	56,806	56,806	57,651	57,651

- 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは、 貸借対照表計上額の合計額です。
- 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位:百万円)

	2年度	令和	3年度
評価益	評価損	評価益	評価損
	_	_	_

及び償却に伴う損益 (単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度	
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
_	_	10	_	_	_

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位:百万円)

令和	2年度	令和	3年度
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

自己資本の充実の状況

金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動 することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかか る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管 理方針及び手続については以下のとおりです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管 理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリ ング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行 いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップのヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に 規定する繰延ヘッジに依っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイー ルドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算された ネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティー プ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる 🛭 🛭 🗥 E及び △N I I と大きく異なる点)

特段ありません。

(3) 金利リスクに関する事項

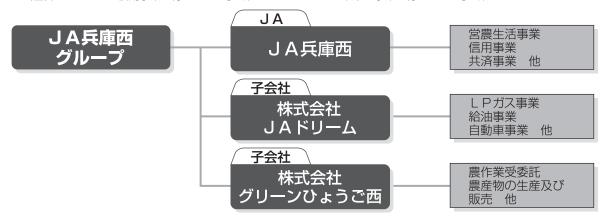
(単位:百万円) IRRBB 1:金利リスク 項番 ΔNII 令和2年度 令和3年度 令和2年度 令和3年度 上方パラレルシフト 1.396 476 0 0 下<u>方パラレルシフト</u> 23 22 4,611 4.006 3 スティープ化 フラット化 4 5 短期金利上昇 6 短期金利低下 4,611 4,006 22 最大値 令和2年度 令和3年度 自己資本の額 8 58.660 59.761

グループの概況

(1) グループの事業系統図

令和4年3月31日現在

当組合においては、信用事業を行っている子会社はありませんが、以下の事業を行っている子会社があります。



(2) 子会社等の状況

令和4年3月31日現在

会 社 名	株式会社 JAドリーム	株式会社 グリーンひょうご西
代表者名	代表取締役社長 福本 博之	代表取締役社長 福本 博之
設立年月日	昭和63年7月27日	平成7年3月1日
事務所所在地	姫路市三左衛門堀西の町216	姫路市船津町5275-10
事業内容	LPガス、給油、自動車、	農作業の受委託、
事 术的 目	損害保険各事業 他	農産物の生産及び販売の他
資本金総額(発行済株式)	48,000千円 (960口)	30,000千円 (600口)
うち組合出資額(組合保有株数)	48,000千円 (960口)	29,750千円 (595口)
議決権保有割合(保有議決権数/総議決権数)	100%	99%

(3) 連結事業概況(令和3年度)

令和3年度の当組合の連結決算の内容は、連結経常利益2.594百万円、連結当期剰余金1.359百万円、連結純資産59.969百 万円、連結総資産1,542,372百万円で、連結自己資本比率は11.99%となりました。

連結対象の子会社である株式会社JAドリームでは、給油所部門において、セルフ競合店進出による価格競争激化により販売 量の確保が厳しい状況となりましたが、業界全体の市況の動きと軽油・灯油の堅調さにより計画を上回る手数料を確保すること ができました。LPG部門については、供給戸数は期首から176戸減少し5,086戸となり売上高は計画比104.3%となりまし た。自動車部門は、販売台数については105台の未達となり、売上高は計画比89.6%となりました。損害保険部門について は、傷害保険「JA安心倶楽部」の推進に取組み、新規契約件数は103件で、保有件数は2,792件となりました。また、「JA 自転車倶楽部」については保有件数2,097件となりました。これらの結果、全部門では売上高1,698百万円、経常利益35百万 円となりました。

一方、株式会社グリーンひょうご西は、地域農業を守るため、農業従事者の高齢化や後継者不足を支援すべく組合員の農用地 の管理保全に努めるとともに、米・麦・大豆・小豆等について、きめ細やかな栽培管理に取組んだ結果、米の販売高は15百万 円、計画比65.1%、畑作物(麦・豆類)の販売高は8百万円、計画比97.7%となりました。野菜については、キャベツ・ハク サイ・ブロッコリー・ダイコン栽培に取組みましたが、定植時の高温による水不足や暖冬による予想以上の価格下落もあり、販 売実績が2.476千円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 連結事業収益 23,955 23,124 22,203 21,624 20,055 信用事業収益 11,508 11,432 11,160 11,095 10,764 共済事業収益 3,958 3,813 3,583 3,603 3,420 農業関連事業収益 4,787 4,289 4,528 4,400 3,774 その他事業収益 3,701 3,588 2,930 2,524 2,096 連結経常利益 2,474 2,601 2,798 2,815 2,594
信用事業収益 11,508 11,432 11,160 11,095 10,764 共済事業収益 3,958 3,813 3,583 3,603 3,420 農業関連事業収益 4,787 4,289 4,528 4,400 3,774 その他事業収益 3,701 3,588 2,930 2,524 2,096
共済事業収益 3.958 3.813 3.583 3.603 3.420 農業関連事業収益 4,787 4.289 4.528 4,400 3.774 その他事業収益 3.701 3.588 2.930 2.524 2.096
農業関連事業収益 4,787 4,289 4,528 4,400 3,774 その他事業収益 3,701 3,588 2,930 2,524 2,096
その他事業収益 3,701 3,588 2,930 2,524 2,096
連 经 级 党 利
度相性市利量 2,474 2,001 2,730 2,013 2,005
連結当期剰余金 1,074 1,663 1,833 1,807 1,358
連 結 純 資 産 額 54,093 55,761 57,250 58,929 59,968
連結総資産額 1,397,966 1,425,999 1,459,151 1,507,519 1,542,372
連結自己資本比率 12.01 11.74 11.78 11.90 11.96

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
 - 2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

基準日 令和 2年度 令和 3年3月31日現在 令和 3年度 令和 4年3月31日現在

(単位:百万円)

		科	E	1			令和2年度	令和3年度
(資	産	(カ	部)		
1.	信	用	事	業	資	産	1,432,489	1,467,052
	(1)	現				金	2,594	2,526
	(2)	預				金	1,129,144	1,153,746
	(3)	有	価		証	券	300	_
	(4)	貸		出		金	294,851	305,425
	(5)	その	他の	信用	事業:	資産	7,751	7,448
	(6)	信用	貸倒	引当	金(控	除)	△ 2,152	△ 2,093
2.	共	済	事	業	資	産	103	39
3. 4. 5.	経	済	事	業	資	産	2,192	2,244
4.	雑		資	ť		産	1,388	1,281
5.	固	7	È	資	Í	産	13,277	12,738
6.	外	产	邬	出	1	資	56,728	57,574
7.	繰	延	税	金	資	産	1,338	1,440
資	産	の	辛	邯	合	計	1,507,519	1,542,372

		科	E				令和2年度	令和3年度
(負	債	の)	部)		
1.	信	用	事	業	負	債	1,441,089	1,474,376
	(1)	貯				金	1,434,049	1,468,535
	(2)	借	,	λ		金	20	12
	(3)	その他	也の信	用事	事業:	負債	5,675	5,156
2.	共			業	負	債	1,614	2,194
3.	経	済	事	業	負	債	961	1,006
4.	設	備	借		入	金	4	1
5.	雑		負			債	1,407	1,420
6.	諸	引		当		金	3,512	3,402
	(1)	賞 4	5	31	当	金	446	441
	(2)	退職組	給 付 [こ係	3 1	負債	2,965	2,869
	(3)	役員i		討 労		当金	99	91
負	(3) 債		艮職 帰 部		· 引: 合	当 金 計	99 1,448,590	91 1,482,403
(債	i の	部 産	の	合部	計)	1,448,590	1,482,403
負 (値 純 組	i の 資	部	の	合	計) 本	1,448,590 58,527	1,482,403 59,660
(値 純 組 (1)	i の	部 産 員	の	合部	計) 本 金	1,448,590	1,482,403 59,660 12,627
(純 組 (1) (2)	資 合出利 社	部 産 員	の 資	合 部 資	計) 本 金 金	1,448,590 58,527 12,594 46,039	1,482,403 59,660 12,627 47,153
(純 組 (1) (2) (3)	資 合出	産 員 注	の 資 剰	合 資 余持	計) 本 金 金 分	1,448,590 58,527 12,594	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △ 120
1.	編 (1) (2) (3) (4)	の 資 合 出 利 列 子会社の	部 産 員 益 未 O所有す	の 資剰 済 る親	合部 資 余持合品	計) 本 金 金 分	1,448,590 58,527 12,594 46,039 \$\triangle\$ 105 \$\triangle\$ 0	1,482,403 59,660 12,627 47,153
1.	値 純 組 (1) (2) (3) (4) その	資 合 出利 4 少子会社の で	部 産 員 法 未 所有 話 新	の資剰済親	合部	計	1,448,590 58,527 12,594 46,039 \$\triangle\$ 105 \$\triangle\$ 0	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △ 120 △ 0
2. 3.	値 純組(1)(2)(3)(4) そ取	う 資 合 出利処分 子会社の う他有何 戦給付に	産員が未ず新品の所記の	の 資剰済親派調 が説明 の の の の の の の の の の の の の	合部 余持品差累	計 本金金分金額額計額	1,448,590 58,527 12,594 46,039 △ 105 △ 0 0	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △ 120
2. 3. 4.	値 純組(1)(2)(3)(4) その 取非	う 合 出利処子会社の 子 合 が 子 会社の の 機 会 で に が に の に の に の に の に の に の に の に の に の	産員が新れている。	の 資剰 済親 評価 主	合部 余持合差累持	計) 本金金分金金額 分	1,448,590 58,527 12,594 46,039 △ 105 △ 0 0 400	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △ 120 △ 0 – 308
2. 3. 4.	信 純 組 (1) (2) (3) (4) そ 取 非 資	の 資 出利処会社の ご他給付に 職支 産	産量が未有がいる。	の資利済親調主部	合部 余持品差累持 合	計) 本金金分金額分計	1,448,590 58,527 12,594 46,039 △ 105 △ 0 0 400 0 58,929	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △120 △0 - 308 0 59,969
2. 3. 4.	値 純組(1)(2)(3)(4) その 取非	の 資 出利処子会有何 は 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	産員が新れている。	の資利済親調主部	合部 余持品差累持 合	計) 本金金分金金額 分	1,448,590 58,527 12,594 46,039 △ 105 △ 0 0 400	1,482,403 59,660 12,627 47,153 △ 120 △ 0 – 308

(6) 連結損益計算書

基準日 令和2年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 令和3年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

(単位:百万円)

	科 目	令和2年度	令和3年度
1. 事	業 総 利 益	12,925	12,480
(1)	信用事業収益	11,095	10,764
	資 金 運 用 収 益	10,639	10,326
	(うち預金利息)	(6,318)	(6,235)
	(うち有価証券利息配当金)	(22)	(0)
	(うち貸出金利息)	(2,863)	(2,825)
	(うちその他受入利息)	(1,434)	(1,264)
	役務取引等収益	290	293
	その他経常収益	165	144
(2)	信 用 事 業 費 用	3,050	2,802
	資 金 調 達 費 用	892	746
	(うち貯金利息)	(853)	(707)
	(うち給付補填備金繰入)	(10)	(7)
	(うち譲渡性貯金利息)	(1)	(0)
	(うち借入金利息)	(0)	(0)
	(うちその他支払利息)	(25)	(30)
	役務取引等費用	42	48
	その他経常費用	2,116	2,008
	(うち貸倒引当金繰入)	(36)	(-)
	(うち貸倒引当金戻入)	(-)	(△46)
	(うち貸出金償却)	(6)	(4)
信	用 事 業 総 利 益	8,044	7,961

		(半位・日月日)
科目	令和2年度	令和3年度
(3) 共済事業収益	3,603	3,420
(4) 共 済 事 業 費 用	207	175
共 済 事 業 総 利 益	3,395	3,245
(5) その他事業収益	6,925	5,871
(6) その他事業費用	5,440	4,597
その他事業総利益	1,484	1,273
2. 事 業 管 理 費	10,989	10,694
(1) 人 件 費	8,057	7,840
(2) その他事業管理費	2,932	2,854
事業利益	1,935	1,785
3. 事 業 外 収 益	946	963
4. 事 業 外 費 用	67	154
経常利益	2,815	2,594
5. 特 別 利 益	123	395
6. 特別損失	433	1,063
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	2,505	1,927
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	665	633
法 人 税 等 調 整 額	32	△ 66
法人税等合計	697	567
当 期 利 益	1,807	1,359
非支配株主に帰属する当期利益	△0	△0
当 期 剰 余 金	1,807	1,359

(7) 連結剰余金計算書

	科 目		令和2年度	令和3年度
利益剰	余金期首列	浅 高	44,478	46,039
利益乗	引 余 金 増 加	ョ	1,807	1,359
当	期 剰 余	金	1,807	1,359
利益乗	引 余 金 減 少	〉高	245	246
配	当	金	245	246
利 益 剰	余金期末列	浅 高	46,039	47,153



(8) 連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

		(単位:百万円)
— 科 目 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	令和2年度 (自 令和 2年4月 1日) 至 令和 3年3月31日)	令和3年度 (自 令和 3年4月 1日) 至 令和 4年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	0.505	1.007
税金等調整前当期利益 減価償却費	2,505 449	1,927 434
減損損失	215	679
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 15	△ 64
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 5	△ 5
退職給付引当金の増減額(△は減少) その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 356 △ 54	△ 95 △ 8
この1851日本等の1月減額(本は <i>減少)</i> 信用事業資金運用収益	△ 9,204	△ 9,061
信用事業資金調達費用	866	715
共済貸付金利息	_	_
共済借入金利息	_ ^ 70E	
受取雑利息及び受取出資配当金 支払雑利息	△ 725 0	△ 757 0
有価証券関係損益(△は益)	Ö	0
固定資産処分損益(△は益)	131	△ 5
外部出資関係損益(△は益)	11	-
その他(△は益) (信用事業活動による資産及び負債の増減)	142	△ 127
(6円事業/1到による資産及び負債の追減/ 貸出金の純増(△)減	△ 8,242	△ 10,574
預金の純増(△)減	△ 50,850	△ 25,972
貯金の純増減(△)	45,978	33,815
信用事業借入金の純増減(△) その他信用事業資産の純増(△)減	△ 10 6	△ 8 239
その他信用事業負債の純増減(△)	1,607	△ 449
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	1,007	
共済貸付金の純増(△)減	_	2
共済借入金の純増減(△) 共済資金の純増減(△)	_ △ 168	610
共済員並の祀垣派(△) 未経過共済付加収入の純増減(△)	7	△8
その他共済事業資産の純増(△)減	△ 26	61
その他共済事業負債の純増減(△)	14	△21
(経済事業活動による資産及び負債の増減)受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	42	△71
となずが及りた月事末不収金の代替(△)減 経済受託債権の純増(△)減	396	71
棚卸資産の純増(△)減	37	△ 60
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	130	△ 34
経済受託債務の純増減(△) その他経済事業資産の純増(△)減	△ 204 7	78 14
その他経済事業負債の純増減(△)	, △ 6	0
(その他の資産及び負債の増減)		
その他事業資産の純増(△)減	152	105
その他事業負債の純増減(△) 未払消費税等の増減(△)額	△ 47 0	88 △ 6
信用事業資金運用による収入	9,011	9,124
信用事業資金調達による支出	△ 1,027	△ 785
共済貸付金利息による収入	_	_
共済借入金利息による支出 小 計	_ △ 9,231	 △ 147
	725	758
雑利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△ 723 △ 9,229	△ 696 △ 85
	\(\times 9,229\)	△ 85
有価証券の償還による収入	2,099	300
補助金の受入れ等による収入	39	287
固定資産の取得による支出	△ 373 △ 134	△ 903
固定資産の処分による支出 固定資産の売却による収入	72	△ 89 137
資産除去債務の履行による支出		△0
外部出資による支出	△ 3,354	△ 845
外部出資の売却等による収入	0	
	△ 1,650	△ 1,115
設備借入金の返済による支出	△ 3	△3
出資の増額による収入	589	686
出資の払戻しによる支出	△ 551	△ 660 ^ 120
持分の取得による支出 持分の譲渡による収入	△ 105 126	△ 120 105
出資配当金の支払額	△ 245	△ 246
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 190	△ 237
4 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 11,070	△ 1,438
5 現金及び現金同等物の期首残高 6 現金及び現金同等物の期末残高	16,276 5,205	5,205 3,767
C 20m/YO 20mili - MANUMIN/ 2010	0,200	0,707



(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)

(令和2年度) (令和3年度)

1,156,272 <u>1,152,505</u> 3,767 現金及び預金勘定 1,131,739 別段預金及び定期性預金 現金及び現金同等物 △1,126,533 5,205

(9) 連結注記表

《令和2年度 連結注記表》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等……2社 株式会社 JAドリーム 株式会社 グリーンひょうご西
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
 - ② 持分法非適用の関連法人等………1社 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象か ら除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5) 利益処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュフロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、 現金、当座預金、普通預金及び通知預金であります。

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)により評価しています。

· 時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面価額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修 正を行っています。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品、数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
購買品(農機製品)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - ア. 建物 (建物附属設備を除く)
 - (ア) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。
 - (ウ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。



- イ. 建物附属設備、構築物
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。
 - (ウ) 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
- ウ. 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のと おり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算 出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る 債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のう ち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務 者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額 を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立し た内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると 認められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準に よっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調 整累計額に計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資 産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(5) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(6) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間 の内部取引も含めて表示しております。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正及び「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)の適用に 伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額1.338百万円
 - ② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っていま す。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な 課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生 じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影 響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資 産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額215百万円
- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較す ることにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフ ローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘 案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設 定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与 える可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

		項				目			金額
建								物	463
構				築		物 20			20
機		7	械装			装置			75
土				地				地	248
器		:	具		備	Ī		品	34
そ	の	他	有	形	形固定			産	6
		台	ì	計					848

- (注) 平成13年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。
- (2) 為替決済等の代用として、定期預金17,570百万円を差し入れています。
- (3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額16百万円
- (4) 貸出金のうちリスク管理債権(破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権)の額は、次のとおりで す。 (単位:百万円)

		項			目				金	額
1.	破	糸	定	先		債		権		50
2.	延		滞		信	責		権	2,8	347
3.	3	カ F	1 以	上	延	滞	債	権		_
4.	貸	出	条 1	件 ;	緩	和	債	権	3	337
		合				計			3,2	235

2. 延州貨権(ビ) 未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。
3. 3ヵ月以上延滞債権(3) 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

- 貸出条件緩和債権 4. 見山木叶板和原惟 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利と なる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。



VI 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

組合は、支店を一般資産に位置づけ、非営利目的施設の利用範囲を勘案し営農生活センターを地区とした6つの地区グ ルーピングを採用しています。

また、営農生活センター、農業関連施設、生活関連施設等については、6つの地区の地区共用資産としています。 そして、ライスセンター、育苗センター、種子センター、農業倉庫(以下、農業用共同利用関連施設)は、各施設が特 性を活かしてJA全体で運用しているため組合全体共用資産として位置づけています。

なお、本店、統括部、資産管理センター、福利厚生施設等についても、組合全体の共用資産としており、また、賃貸不 動産、遊休資産についても、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:百万円)

資産グループ	減損対象施設	減損損失計上額					
貝圧ノルノ	// 以1 與八里 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	土	也	建物	その他	合	計
事 業 用 資 産	林田支店、前之庄支店、揖保支店、若狭野支店 他6支店	3	31	141	5		179
賃貸不動産	神飾統括部 他6施設	1	8	2	0		20
遊休資産	旧 鶴居支店他14施設		4	11	_		15
	合 計	5	53	155	6		215

③ 減損損失の認識に至った経緯

支店については、マイナス金利の影響に伴う信連奨励金減額の方針が確定し、減損会計の基本方針における経営環境の 著しい悪化が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。 賃貸不動産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しまし

④ 回収可能価額の算定方法等

事業用資産並びに遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基 づいて算定しております。

賃貸不動産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.575%です。

VII 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連 合会へ預けているほか、有価証券(国債や地方債などの債券)による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

組合が保有する金融資産は、主として組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行に よってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金 利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引について は、本店金融事務管理部や統括部において各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設け て、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っ ています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定 の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めてい ます。

② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っていま す。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析 などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォ リオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期 的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委 員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引について はリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告していま す。

連結情報

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。組合において、主要なリスク変数である 金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金 及び借入金です。

これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金 利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した 場合には、経済価値が148百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していま せんん

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。ま た、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を 把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定さ れた価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と 認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	1,129,144	1,129,200	56
有 価 証 券			
その他有価証券	300	300	_
貸 出 金(*1)	294,863		
貸 倒 引 当 金 (*2)	△2,152		
貸倒引当金控除後	292,711	298,044	5,333
資 産 計	1,422,156	1,427,545	5,389
貯 金 (*3)	1,436,037	1,436,462	425
負 債 計	1,436,037	1,436,462	425

- (*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金12百万円を含めています。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。 (*3) 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金1.343百万円を含めています。
- (*4)組合と子会社間の取引額を含んでいます。(以下、同様)。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金に ついては、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価 に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なってい ない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである 円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円L ibor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を 控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額とし ています。



【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金につ いては、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで 割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれ ていません。

(単位:百万円)

		種	類	貸借対照表計上額
外	部	出	資(*)	56,728

(*) 外部出資については、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	種	類		1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	3年超4年以内 4年超5年以内	
預			金	1,129,144	_	_	_	_	_
有	価	証	券	300	_	_	_	_	_
7	の他有価証	券のうち満期	があるもの						
貸	出	金 (*	1,2,3)	19,497	17,056	16,466	15,806	15,901	208,400
	合	計		1,148,942	17,056	16,466	15,806	15,901	208,400

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越2,203百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含 めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,701百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていま
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件21百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

種	類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯	金 (*)	1,395,327	26,365	12,826	726	530	261

(*) 貯金のうち、要求払貯金、譲渡性貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとお りです。

(単位:百万円)

種	類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額 が取得原価または 償却原価を超える もの	債 国	券 債	300	300	0
合	計		300	300	0

(*) 上記評価差額から繰延税金負債0百万円を差し引いた額0百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

IX 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約によ る確定給付型企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万四)

	IJ	Ę	目		金額
① 期	首に	おける	退 職 給 付 債	移	7,077
② 勤		務	費	用	362
③ 利		息	費	用	25
④ 数	理 計	算上の	差異の発生	額	△121
⑤ 退	職	給 付	の 支 払	額	△603
⑥ 期	末に	おける	退職給付債	移	6.739
(1)+2-	+3+4+6	(i)		0,739

	(半位・日月日)
項目	金額
①期首における年金資産	3,755
②期 待 運 用 収 益	43
③数理計算上の差異の発生額	86
④確定給付型年金制度への拠出金	283
⑤退職給付の支払額	△394
⑥期末における年金資産	3.773
(1)+2+3+4+5)	3,773

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と 貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:百万円)

	項	目		金 額
① 退	職給	付 債	務	6,739
② 確 定 約	合付型年	金制度の種	責立額	△3,773
③ 未積立	退職給付	責務 (①	+ ②)	2,965
④ 退 職	給 付	に係る	負債	2,965
⑤ 貸 借	対 照 表	計上額	純増	2,965
	②確定 ③未積立 ④退職	① 退 職 給 ② 確 定 給 付 型 年 ③ 未 積 立 退 職 給 付 ④ 退 職 給 付	① 退 職 給 付 債 ② 確 定 給 付 型 年 金 制 度 の 和 ③ 未 積 立 退 職 給 付 債 務 (① ④ 退 職 給 付 に 係 る	① 退 職 給 付 債 務 ② 確 定 給 付 型 年 金 制 度 の 積 立 額 ③ 未 積 立 退職 給 付 債 務 (① + ②) ④ 退 職 給 付 に 係 る 負 債

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(畄位・五万田)

												$(\pm 17.$	□/J J/
項										金	額		
1	未	認		韱	過	去	勤	矛	务	費	用		450
2	未	認	識	数	理	計	算	上	の	差	異		114
	合		計		(1)	+	(2	2))		555

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

	項	目		金額
① 勤	務	費	用	362
② 利	息	費	用	25
③ 期	待 運	用 」	又 益	△43
④ 数理	計算上の	差異の費用	処理額	8
⑤ 過 去	勤務費月	用の費用	処 理 額	△74
⑥ 出	向 負	担 金	受 入	0
合 計	(1)+2-	+ 3 + 4 + 0	5) + (6)	278

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。 確定給付型年金制度 (単位:百万円)

	項					金額
① —		般	勘		定	2,255
② 債					券	1,099
③ 株					式	377
④ 現	金	及	び	預	金	41
⑤ 合					計	3,773

長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産から の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 (9)

	項	Į		F		比率等		
① 割			引				率	0.36%
② 長	期	期待	運	用	収	益	率	1.15%
③ 数	理計	算上の)差	異の	処	理 年	数	10年
4) 追	去勤	務費	用	0 5	<u>л</u> 3	里年	数	10年

(10)特例業務負担金の将来見込額

> 人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費 用に充てるため拠出した特例業務負担金90百万円を含めて計上しています。

> なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,017百万円と なっています。

X 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。 発生原因別の主な内訳

(単位:百万円)

		3	主した	内	訳				当	期	末	
	貸	1	到	引		当		金				367
//-	退	職	給	付	5	;	当	金				834
繰	賞	与 引	当	金	· =	ト 払	賞	与				200
延	土	地	()	域 損	会	計	分)				212
'-	減	価	償	却	走	召	過	額				295
税	役	員)	退耶	哉 慰	労	引	当	金				26
金	未		収		フ			金				52
	未	1	払	事		業		税				41
資	そ			の				他				92
産	小八							計				2,124
/=	評	価		性	引	= =	当	額				△642
	合							計				1,481
繰	そ	の他	有	価 証	券	評(五 差	額				△0
競	固	定	資 酉	至 圧	縮	積	<u> </u>	金				△141
繰延税金負債	そ			の				他				△0
[養	合							計				△143
繰	延	税	金	資	産	の	純	額				1,338

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略 しています。

Ⅸ 連結キャッシュフローに関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (1)

> 現金及び預金勘定 1,131,739百万円 △1,126,533百万円 別段預金及び定期性預金 現金及び現金同等物 5,205百万円



《令和3年度 連結注記表》

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1)連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等……2社 株式会社 JAドリーム 株式会社 グリーンひょうご西
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の関連法人等………………該当ありません
 - ② 持分法非適用の関連法人等………1社 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益(持分に見合う額)及び剰余金(持分に見合う額)からみて持分法の対象か ら除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。
- (5) 利益処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュフロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預金」のうち、 現金、当座預金、普通預金及び通知預金であります。

Ⅱ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法
 - ア. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

- イ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定)により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面価額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修 正を行っています。

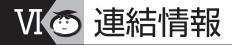
② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法					
購買品(単品、数量管理品)	総平均法に基づく原価法					
購買品(売価管理品)	売価還元法に基づく原価法					
購買品(農機製品)	個別法に基づく原価法					

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - ア. 建物 (建物附属設備を除く)
 - (ア) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。
 - (ウ) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。
 - イ. 建物附属設備、構築物
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - (イ) 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。
 - (ウ) 平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。



- ウ. 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外
 - (ア) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。
- ② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては、組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとお り計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の 予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一 定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債 権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者 (実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その 残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した 内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認 められる額を計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっ ています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)によ る定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理して います。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部の退職給付に係る調整 累計額に計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

【収益認識関連】

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転 した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識していま す。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、利用者等との契約に基づき、購 買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当 該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品 を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時 点で収益を認識しています。

③ その他事業(保管事業)

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務 を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進 捗度に応じて収益を認識しています。



④ その他事業(利用事業)

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業 であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の 利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ その他事業(宅地等供給事業)

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する 義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において 充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑥ その他事業(福祉・介護保険事業)

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、利用者 等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービス の提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ その他事業(指導事業)

組合員の営農・生活にかかる各種サービス等を提供する事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を 負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で 収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資 産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「O」で表示しています。 また、金額の全くないものは「一」で表示しています。

(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の 内部取引も含めて表示しております。

【代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示し ています。また、販売事業収益のうち、代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手 数料として表示しています。

Ⅲ 会計方針の変更に関する注記

【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益 認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、 約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で 収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として 行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額 から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) 購買事業及びその他事業(利用事業)における支払奨励金の会計処理

購買事業及びその他事業(利用事業)において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる 場合、従来は、購買事業及びその他事業費用(利用事業費用)として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の 期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高 から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益(供給高)が657百万円減少及び購買事業費用(受入高)が639百万円減少し、その 他事業収益(利用事業収益(供給高))が232百万円減少及びその他事業費用(利用事業費用(受入高))が227百万円減 少しています。

また、組合員・利用者に対する奨励金等で、実質的に値引き・割戻しと判断するものは収益を減額しています。購買事業にお ける奨励金額については22百万円、その他事業(利用事業)における奨励金額については51百万円となっています。

なお、これによる購買事業総利益、その他事業総利益、事業利益、経常利益及び税金等調整前当期利益に与える影響はありま せん。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

Ⅳ 会計上の見積りに関する注記

- (1) 繰延税金資産の回収可能性
 - ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産1,440百万円
 - ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 場が扱う姿をの計した。次矢皮が降したいではなが常に対いて収すが第二時代表

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な 課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生 じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失679百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:百万円)

		項				目			金額
建								物	566
構				築				物	20
機		械装						置	244 248
土								地	248
器	器具				備	į		品	34
そ	の	他	有	形	古	定	資	産	6
		É	1		1			1,120	

- (注) 平成13年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。
- (2) 為替決済等の代用として、定期預金17,570百万円を差し入れています。
- (3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額52百万円
- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

		項				目	金額			
1.	破盾	更生	債権.	1,388						
2.	危		険	ì	債			権	1,317	
3.	Ξ	月	以	上	延	滞	債	権	_	
4.	貸	出	条	件	件 緩 和			権	271	
		合				計			2,978	

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)
 - 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 厄陝債権(2) 債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
 - 3. 三月以上延滞債権(3)
 - 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
 - 4. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。
 - 5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。



VI 連結損益計算書に関する注記

(1)減損損失に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

支店を一般資産に位置づけ、非営利目的施設の利用範囲を勘案し営農生活センターを地区とした6つの地区グルーピン グを採用しています。

また、営農生活センター、農業関連施設、生活関連施設等については、6つの地区の地区共用資産としています。 そして、ライスセンター、育苗センター、種子センター、農業倉庫(以下、農業用共同利用関連施設)は、各施設が特 性を活かしてJA全体で運用しているため組合全体共用資産として位置づけています。

なお、本店、統括部、資産管理センター、福利厚生施設等についても、組合全体の共用資産としており、また、賃貸不 動産、遊休資産についても、従来どおり各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

(単位:百万円)

資産グループ	減損対象施設	減損損失計上額						
真性ブル ブ	//或1長入13人//巴口文	土	地	建物	その他	合	計	
しそう地区事業用資産	山崎葬祭センター 他4施設		59	134	4		198	
佐用地区事業用資産		81	33	9		125		
上記以外事業用資産	御津支店 他3施設		26	138	1		167	
賃 貸 不 動 産	Aコープ山崎 他7施設		114	22	0		137	
遊 休 資 産	遊 休 資 産 旧Aコープ上郡他14施設			37	0		51	
合	計		296	367	15		679	

③ 減損損失の認識に至った経緯

支店等事業用資産については、マイナス金利の影響に伴う信連奨励金削減額が明確になったことに加え、使用価値の悪 化が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸不動産については、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損 損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、その差額を減損損失として認識しまし

④ 回収可能価額の算定方法等

事業用資産並びに遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基 づいて算定しております。

賃貸不動産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.287%です。

VII 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連 合会へ預けているほか、有価証券(国債や地方債などの債券)による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によっても たらされる信用リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引について は、本店金融事務管理部や統括部において各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたって は、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設け て、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っ ています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定 の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めてい ます。

② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っていま す。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析 などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォ リオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期 的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委 員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引について は、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告して います。



市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 120百万円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。
(単位:百万円)

種 類 貸借対照表計上額 時 価 差 額 1,153,769 預 1.153.746 23 金 貸 金 (*1) 305,436 出 貸倒引当金(*2) △2.093 貸倒引当金控除後 303,342 307,344 4,002 資 産 計 1,457,088 1,461,113 4,025 貯 金(*3) 1,469,828 1,470,141 312 負 1,469,828 1,470,141 312 債 計

- (*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金10百万円を含めています。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金です。 (*3) 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金673百万円を含めています。
- (*4)組合と子会社間の取引額を含んでいます。(以下、同様)。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円) 対照表計上額

	種	類	貸借対照表計上額
外	部出	資(*)	57,574

(*) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	種	類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預		金	1,153,746	_	_	_	_	_
貸	出	金 (*1,2,3)	19,960	17,572	17,020	17,153	17,985	213,771
	合	計	1,173,706	17,572	17,020	17,153	17,985	213,771

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越2,162百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
- (*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等1,949百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていま
- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件13百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	種類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯	金 (*)	1,431,123	13,182	24,197	695	338	291

(*) 貯金のうち、要求払貯金、譲渡性貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅷ 退職給付に関する注記

(1)採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約によ る確定給付型企業年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

	項							目					金額
1	期	首	首における					職	給	付	債	務	6,739
2) 勤務					費用			334				
3	利			J	息			費	ŀ			用	23
4	数	理	計	算	上	の	差	異	の	発	生	額	39
(5)	退	Ą	戠	給		付	σ)	支	扯	A	額	△514
6	期	末	(=	お	け	る	退	職	給	付	債	務	6 600
	((1)+	2+	-3)-	+4	+(5	(((6,623

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と 貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位:百万円)

I	Ę	目		金額
① 退 耶	能給	付 債	務	6,623
②確定給	付型年金	急制度の積	責立 額	△3,753
③ 未積立	退職給付	債務(①-	+ ②)	2,869
4 退 職	給付に	- 係る	負 債	2,869
⑤ 貸 借 :	対 照 表	計 上 額	純増	2,869

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位:百万円)

	項		3	金額
① 未	認識)	過去勤	務費用	376
② 未 i	忍 識 数	理 計 算	上の差異	51
合	計	(1)	+ ②)	427

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位:百万円)

項 目		金額
①期首における年金資	産	3,773
② 期 待 運 用 収	益	43
③数理計算上の差異の発生	額	△0
④確定給付型年金制度への拠出	金	278
⑤ 退 職 給 付 の 支 払	額	△341
⑤ 期 末 に お け る 年 金 資 (①+②+③+④+⑤)	産	3,753

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:百万円)

				() 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	項	目		金額
① 勤	務	費	用	334
② 利	息	費	用	23
③ 期	待 運	用 収	益	△43
④ 数理	計算上の意	差異の費用処	理 額	△12
⑤ 過 去	勤務費用	の費用処	理 額	△74
⑥ 出	向 負	担 金 受	入	△0
合 ፤	t (1)+2+	3+4+5+	- 6)	227

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。 確定給付型年金制度

(甾位:百万四)

						(-12 - 17)
	項		E			金額
① —		般	勘		定	2,242
② 債					券	1,118
③ 株					式	346
④ 現	金	及	び	預	金	45
⑤ 合					計	3,753

長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 (8)

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産から の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項 (9)

	Į	頁		目					比率等
① 割				引				率	0.36%
② 長	期	期	待	運	用	収	益	率	1.14%
③ 数	理計	算 _	上の	差	異 0) 処	理 年	数	10年
④ 過	去茧)務	費	用	の	処 I	里 年	数	10年

特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費 用に充てるため拠出した特例業務負担金88百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、917百万円とな っています。

Ⅳ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の 主な内訳等は、次のとおりです。

引

縮積立

発生原因別の主な内訳 (単位:百万円) 346 807 208 294 倒 繰 与引 延 地 減損会 計 額 超 税 金 38 112 2,261 △681 資 他

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

		当 期 末
法	定実効税率	27.89%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.42%
調	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△5.57%
D/G)	住民税等均等割	1.30%
	評価性引当額の増減	2.62%
整	税額控除	△1.09%
	その他	△1.12%
税:	効果会計適用後の法人税等の負担率	29.45%

税金資産の純 X 収益認識に関する注記

産

繰

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略して います。

1,440

XI 連結キャッシュフローに関する注記

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定 1,156,272百万円 別段預金及び定期性預金 △1,152,505百万円 現金及び現金同等物 3,767百万円

(10)連結事業年度の農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

		債権額		保全	全額	
順惟区方 		1貝惟鉙	担保	保証	引当	合計
破産更生債権及び	3年度	1,388	445	77	851	1,374
これらに準ずる債権	2年度	1,325	454	6	858	1,319
在 吟唐·佐	3年度	1,317	878	68	368	1,315
危険債権	2年度	1,572	838	298	426	1,563
	3年度	271	27	203	_	230
要管理債権	2年度	337	34	259	_	294
三月以上	3年度	_	_	_	_	_
延滞債権	2年度	_	_	_	_	_
貸出条件	3年度	271	27	203	_	230
緩和債権	2年度	337	34	259	_	294
.1. =1	3年度	2,978	1,351	349	1,219	2,920
小計	2年度	3,235	1,328	564	1,285	3,177
工党信告	3年度	302,649				
正常債権	2年度	291,825				
	3年度	305,627				
合 計	2年度	295,061				

- (注) 1.
- 破産更生債権及びこれらに準する債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権をいいます。 2. 危険債権
 - PEPS IRFNIE 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 - 3.

 - 関係有力が高的機能の外部には至うているがが、射成が態效の経路成績が窓形した。英利に近りた資権のが4から回収及の利認の支取がからさない可能性の同い資権をいいます。 要管理債権 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。 三月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準する債権及び危険債権に該当しないものをいいます。 4.
 - 貸出条件緩和債権 具山本行kk-rught 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 - 正常債権 正の場で 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11)連結事業年度の事業別経常収益等

									(——— · —)
		項			目			令和2年度	令和3年度
				事	業	収	益	11,095	10,764
信	用	事	業	経	常	利	益	3,751	3,748
				資	産	の	額	1,432,489	1,467,052
				事	業	収	益	3,603	3,420
共	済	事	業	経	常	利	益	872	766
				資	産	の	額	103	39
				事	業	収	益	4,400	3,774
農	業関	連事	業	経	常	利	益	△ 1,013	△ 1,082
				資	産	の	額	1,951	1,987
				事	業	収	益	2,524	2,096
そ	の作	也事	業	経	常	利	益	△ 794	△ 837
				資	産	の	額	72,976	73,292
				事	業常	収	益	21,624	20,055
合			計	経	常	利	益	2,815	2,594
				資	産	の	額	1,507,519	1,542,372



連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は11.99%となりました。

普通出資による資本調達額12,627百万円(前年度12,593百万円) 当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・ リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の 充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経週措置による不算入額
	77112千皮	柱旭田直にのるご弁八郎	力和0千皮	性型田屋にあるご子八郎
コア資本にかかる基礎項目	E0 00 1		EO 414	
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 うち、出資金及び資本準備金の額	58,281 12.593		59,414 12.627	
うち、再評価積立金の額	12,593		12,027	
うち、利益剰余金の額	46,000		<u> </u>	
	46,039		,	
うち、外部流出予定額 (△)	246		245	
うち、上記以外に該当するものの額	△105		△120	
コア資本に算入される評価・換算差額等	400		277	
うち、退職給付に係るものの額	400		277	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0		0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	869		875	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	869		875	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段	_		_	
の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当す	_		_	
る額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含	_			
まれる額				
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	59,551		60,568	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の	51		50	
合計額	51	_	50	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	_		_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	_	50	_
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	_	_
適格引当金不足額	_	_	_	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_	_	_
退職給付に係る資産の額	_	_	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_	_	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_	_	_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	_	_	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する				
ものの額	_	-	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連				
するものの額	_	_	_	_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの				
の額	_	-	_	_
		_		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連する				
ものの額	_	_	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連				
	_	_	_	_
するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの				
	_	-	_	_
の額 コマ姿末に反る細軟頂日の節 (ロ)	E 1		FC	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	51		50	
<u>自己資本</u> 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	50 500		60 517	
リスク・アセット等	59,500		60,517	
	471 757		177 E00	
信用リスク・アセットの額の合計額	471,757		477,588	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,436		△2,290	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,436		△2,290	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額				
うち、上記以外に該当するものの額			-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	27,911		27,039	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額			_	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	499,668		504,628	
自己資本比率		_		
自己資本比率((八)/(二))	11.90		11.99	

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。



(2) 自己資本の充実度に関する事項

		令和2年度			令和3年度	
信用リスク・アセット	エクスポージャーの 期末残高		所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本 b=a×4%
現金	2,594	_	_	2,526	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	301	_	_	_	_	
外国の中央政府及び中央銀行向け	_	_	_	_	_	
国際決済銀行等向け	_	_	_		_	
我が国の地方公共団体向け	31.047	_	_	34.173	_	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	_	_	_		_	
国際開発銀行向け	_	_	_		_	
地方公共団体金融機構向け	_	_	_		_	
我が国の政府関係機関向け	_	_	_		_	
地方三公社向け	_					
	1 100 545	205 700	0.000	1 150 141	-	0.00
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,128,545	225,709	9,028	1,153,141	230,628	9,22
法人等向け	121	114	4	119	87	1.00
中小企業等向け及び個人向け	54,236	27,049	1,081	54,787	27,472	1,09
抵当権付住宅ローン	41,625	14,348	573	37,948	13,075	52
不動産取得等事業向け	20,539	20,304	812	20,948	20,715	82
三月以上延滞等	1,044	358	14	924	335	1
取立未済手形	427	85	3	464	92	
信用保証協会等保証付	143,325	14,263	570	154,937	15,420	61
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_	_	
共済約款貸付	2	_	_	_	_	
出資等	1,847	1,847	73	1,933	1,933	-
(うち出資等のエクスポージャー)	1.847	1.847	73	1.933	1.933	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	_		_			
上記以外	84.021	171.111	6.844	82.514	170.118	6.80
(うち他の金融機関等の対象資本等調選手段のうち対象普通出資等及びその他	04,021	171,111	0,044	02,017	170,110	0,00
外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	_	_	_		-	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	57,171	142,928	5,717	57,167	142,919	5,71
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,358	3,397	135	1,460	3,650	14
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	_	_	_	_	_	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に 係るその他外部TLAC関連調連手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	_	_	_	_	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	25.490	24.786	991	23.886	23.548	94
証券化			_			
(うちSTC要件適用分)	_	_	_		_	
(うちょう	_	_	_		_	
		_	_			
再証券化	_		_		_	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	_	_	_		_	
(うちルックスルー方式)	_	_	_		_	
(うちマンデート方式)	_	_	_		_	
(うち蓋然性方式250%)	_	_	_		_	
(うち蓋然性方式400%)	_	_	_		_	
(うちフォールバック方式)	_	_	_	_	_	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	_				-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスケアセットの額に算入されなかったものの額(△)		△3,436	△137	-	△2,290	2
	1,509,679	471,756	18,870	1,544,417	477,588	19,10
CVAリスク相当額÷8%	_			_		
P央清算機関関連エクスポージャー	_	_	_		_	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.509.679	471,756	18,870	1.544.417	477.588	19,10
オペレーショナル・リスクに対する	オペレーショ	ナル・リスク相除して得た額	所要自己 資本額	オペレーショフ	ナル・リスク相除して得た額	所要自己 資本額
所要自己資本の額						
〈基礎的手法〉		a	b=a×4%		a 	b=a×49
	27,	911	1,116	116 27,039		1,081
正		アセット等 母)計	所要自己 資本額		アセット等 母)計	所要自己 資本額
所要自己資本額		 a	b=a×4%		 a	b=a×49
		,667	19,986		.,628	20,185



- (注) 1.
- 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類でとに記載しています。
 2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3.「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) ×15% - 8% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定め ていません。JAの信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.10)をご参照ください。 (注)単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

							令和2:	年度			令和3年	年度	
		区	分			信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国					内	1,509,679	295,074	301	1,044	1,544,417	305,638	-	924
国					外	_	_	_	_	_	_	-	_
地	域	別	残	高	計	1,509,679	295,074	301	1,044	1,544,417	305,638	-	924
	農				業	119	111	_	27	110	110	_	21
	林				業	_	_	_	_	_	_	_	_
	水		産		業	_	_	_	_	_	_	_	_
	製		造		業	15	15	_	_	14	14	_	_
法	鉱				業	_	_	_	_	_	_	_	_
	建	段 .	不真	動産	業	448	448	_	0	376	376	_	0
	電気	・ガス・	熱供	給・水	道業	_	_	_	_	_	_	_	_
人	運	輸·	通	信	業	23	23	_	_	22	22	_	_
	金	融 .	保	険	業	1,130,836	2,290	_	_	1,154,668	1,527	_	_
	卸売·	小売⋅負	飲食·t	ナービ	ス業	328	321	-	_	322	315	-	_
	日本	国政府	· 地方	公共	団体	31,348	31,047	301	_	34,173	34,173	-	_
	上	記	J	以	外	39	39	_	_	1	1	-	_
個					人	260,828	260,776	-	1,016	269,111	269,097	-	902
そ		(カ		他	85,689	_	_	_	85,616	_	_	_
業	種	別	残	高	計	1,509,679	295,074	301	1,044	1,544,417	305,638	-	924
1		年	IJ	l	下	1,130,272	1,425	301		1,154,409	1,268	-	
1	年	超 (3 年	以	下	3,629	3,629	-		3,533	3,533	-	
3	年	超	5 年	以	下	7,488	7,488	-		11,270	11,270	-	
5	年	超	7 年	以	下	14,955	14,955	-		13,570	13,570	-	
7	年	超 1	0 年	F 以	下	24,931	24,931	_		24,463	24,463	_	
1	0		年		超	238,258	238,258	_		246,938	246,938	-	
期	限の) 定 め	のな	r U ŧ	5 0	90,142	4,384	_		90,231	4,593	_	
残る	字 期	間	別列	ま 高	計	1,509,679	295,074	301		1,544,417	305,638	_	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに
 - ミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

									令和2	2年度					令和3	3年度		
	区			分			期首残高	胡小台加強	期中洞	妙額	期本建立	貸山仝償却	期首残高	胡小曲加菊	期中洞	述少額	期丰建宣	貸出金償却
							州日戊回	物中培加银	目的使用	その他	州小汉同	英山亚 良如	州日72回	物中坦加铁	目的使用	その他	州小汉同	英山亚闽矶
Ξ	彤	資	倒	引	当	金	851	869	_	851	869		869	875	_	869	875	
個	別] 貸	倒	引	当	金	1,376	1,342	56	1,319	1,342		1,342	1,272	12	1,330	1,272	
	玉					内	1,376	1,342	56	1,319	1,342		1,342	1,272	12	1,330	1,272	
	玉					外	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	
地		域		別		計	1,376	1,342	56	1,319	1,342		1,342	1,272	12	1,330	1,272	
		農				業	26	27	_	26	27	_	27	37	_	27	37	_
		林				業	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_
		水		産		業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		製		造		業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
λ	去	鉱				業	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_
		建設		不動	放産	業	2	0	_	2	0	_	0	17	_	0	17	_
	,	電気・カ	j'ス・	熱供給	ì·水道	業	_	_	_		_	_	_	_	_		_	_
	$^{\wedge}[$	運輸	ì ·	通	信	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		金 融	ķ .	保	険	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		卸売・小	·売・	飲食・t	サービ	ス業	0	_	_	0	_	_	_	_	_	_	_	_
		そ		の		他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
ľ	個					人	1,348	1,314	56	1,291	1,314	56	1,314	1,216	12	1,302	1,216	12
業		種		別		計	1,376	1,342	56	1,319	1,342	56	1,342	1,272	12	1,330	1,272	12

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	区 分		令和2年度			令和3年度	
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
	リスク・ウェイト0%	_	43,236	43,236	_	45,125	45,125
信用	リスク・ウェイト2%	_	_	_	-	_	_
IJ	リスク・ウェイト4%	-	_	_	-	_	_
고 고	リスク・ウェイト10%	_	142,631	142,631	-	154,209	154,209
ク削	リスク・ウェイト20%	_	1,133,280	1,133,280	I	1,158,578	1,158,578
削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト35%	_	41,284	41,284	-	37,633	37,633
効	リスク・ウェイト50%	_	22,468	22,468	1	22,455	22,455
未 勘	リスク・ウェイト75%	_	20,549	20,549	I	20,932	20,932
案	リスク・ウェイト100%	_	49,961	49,961	-	48,334	48,334
後	リスク・ウェイト150%	_	27	27	_	46	46
冷高	リスク・ウェイト250%	-	56,239	56,239	-	57,100	57,100
1-3	その他	_	_	_	-	_	_
リスク	′・ウェイト1250%	_	_	-	1	_	_
	合 計	_	1,509,679	1,509,679	_	1,544,417	1,544,417

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーのしています。また、経過措置によってリスク・アェイトを変更したエクスポージャーないとは、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管 理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.74)をご参照ください。



② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令 和	12年度	令 和	13年度
区分	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	_	-	_
我が国の政府関係機関向け	_	_	_	_
地方三公社向け	_	_	_	_
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	_	_	_	_
法人等向け	4	_	1	_
中小企業等向け及び個人向け	92	26,141	55	26,822
抵当権住宅ローン	_	2	_	2
不動産取得等事業向け	_	_	_	_
三月以上延滞等	_	0	_	_
証券化	_	_	_	_
中央清算機関関連	_	_	_	_
上記以外	42	_	2	_
合 計	139	26,144	58	26,825

- (注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては、貸出金や有価証券等が該当
 - します。 「三月以上延滞等| とは、

 - します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化にクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管 理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.10)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

- ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理 及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p.75) をご参照ください。
- 及び時価 (単位:百万円)

項	B	令和2	2年度	令和3	3年度
	Н	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	_	_	_	_
非	上 場	56,728	56,728	57,574	57,574
合	計	56,728	56,728	57,574	57,574

- (注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは、貸借対照表計上額の合計額です。
- ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等) (単位:百万円)

令和2	2年度	令和3	3年度
評価益	評価損	評価益	評価損
_	_	_	_

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額 ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び 償却に伴う損益 (単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額	
	_	10	_	_	_	

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位:百万円)

令和2	2年度	令和3年度		
評価益	評価損	評価益	評価損	
_	_	_	_	

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動 することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかか る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管 理方針及び手続については以下のとおりです。

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管 理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリ ング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行 いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップのヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協 会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイー ルドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算された ネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティ・ プ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動 ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。

・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明 該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。

△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及 び⊿NⅠⅠと大きく異なる点)

特段ありません。

(3) 金利リスクに関する事項

IRRBB 1:金利リスク						
		1		八		
項番		⊿EVE		⊿NII		
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	
1	上方パラレルシフト	1,396	476	0	0	
2	下方パラレルシフト	0	0	23	22	
3	スティープ化	4,611	4,006			
4	フラット化					
5	短期金利上昇					
6	短期金利低下					
7	最大値	4,611	4,006	23	22	
		令和2年度		令和3年度		
8	自己資本の額	59,500		60,517		

【経営資料】 法定開示項目掲載一覧

法定開示項目掲載一覧



農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開示基準項目	掲載 ペーシ			
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目				
1	業務の運営の組織	30			
2	理事及び監事の氏名及び役職名	35			
3	会計監査人の氏名または名称	62			
4	事務所の名称及び所在地	37			
4	特定信用事業代理業者に関する事項	37			
_		40			
5	(1)特定信用事業代理業者の商号、名称または氏名及び所在地	40			
_	(2)特定信用事業代理業を営む営業所または事務所の所在地				
6	主要な業務の内容	16			
7	事業の概況	4			
	直近5事業年度における業務の状況を示す指標				
	(1) 経常収益				
	(2) 経常利益または経常損失				
	(3) 当期剰余金または当期損失金				
	(4) 出資金及び出資口数				
	(5) 純資産額				
8	(6) 総資産額	63			
	(7) 貯金等残高				
	(8) 貸出金残高				
	(9) 有価証券残高				
	(10) 単体自己資本比率				
	(11) 剰余金の配当の金額				
	(12) 職員数				
	直近2事業年度の事業の状況を示す指標				
	(1) 主要な業務の状況を示す指標	63			
9	(2) 貯金に関する指標	64			
9	(3) 貸出金等に関する指標	64			
10	(4) 有価証券に関する指標	67			
10	リスク管理の体制	10			
11	法令遵守の態勢	11			
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための	9			
	取組みの状況				
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12			
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余	42			
	金処分計算書				
	直近2事業年度の貸出金に係る事項				
	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金				
15	(2) 危険債権に該当する貸出金	65			
	(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金				
	(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金				
10	元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示	00			
16	債権に関する事項	66			
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	71			
	次の取得価額または契約価額、時価及び評価損益				
	(1) 有価証券				
	(2) 金銭の信託				
	(3) デリバティブ取引	67			
18	(4) 金融等デリバティブ取引(法第10条第6項第13号				
. 0	(4) 金融等プラバティク取引(法第10米第6項第135 に規定する取引)				
	(5) 有価証券店頭デリバティブ取引(法第10条第6項 第15号に担守する取引)				
1.0	第15号に規定する取引)				
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	66			
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	66			
	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監				
21		62			

No.	開示基準項目	掲載 ページ		
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスク			
	ロージャー開示項目			
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織	77		
'	の構成	//		
	組合の子会社等の事項			
	(1) 名称			
	(2) 主たる営業所または事務所の所在地			
	(3) 資本金または出資金			
2	(4) 事業の内容	77		
	(5) 設立年月日			
	(6) 組合が有する子会社等の議決権の割合			
	(7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権			
	の割合			
3	事業の概況	77		
	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標			
	(1) 経常収益			
	(2) 経常利益または経常損失			
4	(3) 当期利益または当期損失			
	(4) 純資産額			
	(5) 総資産額			
	(6) 連結自己資本比率			
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び	78		
5	剰余金計算書	/8		
	直近2連結事業年度の貸出金に係る事項			
	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金			
6	(2) 危険債権に該当する貸出金			
	(3) 三月以上延滞債権に該当する貸出金			
	(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金			
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	95		
	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経	0.4		
8	常利益、資産の額	94		



JA綱領 一わたしたち J A のめざすもの一

わたしたちIAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価 値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動 します。そして地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営 の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携 し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組 織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

- 1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。 1.
- 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。 1.



〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町216

(079) 281-5021

URL https://www.ja-hyogonishi.or.jp/